

# 報 告

## 線型モデルによる経済計画

伊 東 正 則  
△福岡大学▽

線型モデルで表現される経済計画で目的と手段のコンシスティンシーを量的に論証するためには、(1)最適性基準 (optimality criterion), (2)実現性基準 (feasibility criterion), (3)正確性基

準 (accuracy criterion), (4)操作性基準 (manageability criterion) からの吟味が必要である。最適性基準とは変数とくに目的変数に政策主体の立場から選好度の高い数値を決定すべきことを示し、実現性基準は変数とくに手段変数に附与される値が政策主体によって実行できる範囲にあるべきことを指示する。正確性基準は変数のリアルな構造関係を線型で表現できねばならないことを示す。操作性基準は変数の数値決定がモデルの操作で体系的に可能であるべきことを表わす。ここで体系的可能とは有限回の試行でユニークな決定が必ずしも可能となることを意味している。

もちろんオランダ・モデルなどこれ迄に提案された計画のための線型モデルのもう一つのタイプはその有効性をこれらの中から吟味されている。問題は吟味の方法である。各基準は計画のコンシス

線型モデルに限らず、一般にエコノメトリック・モデルを経済計画に援用する根拠は、この方式によつて目的・手段のリアルな構造関係が正しく表現されることにある。そこでパラメータの推定や確率誤差項の取扱いについて計量経済学的に正しい吟味が行われていればモデルの正確性基準の充足性を認めてよい。だが一般的に云つて正確性基準は線型よりも非線型なモデルによつてよりよく充足されるであろう。しかし変数の許容領域を限定したり、変量の大きさを変化値で測るなどの補足によつて、非線型モデルを線型モデルで有効に代理できることもまた承認されよう。

ところで線型モデルによる計画方式は目的変数と手段変数の数値の先決性についての択一的仮定から二つのタイプに区別できる。タ

タイプIは目的変数に固定値を先決し、モデルによって手段変数値を決定する方式である。タイプIIは手段変数値を先決し、モデルによって目的変数値を決定する方式である。同じ経済構造を前提する以上、両タイプは目的変数と手段変数の関連の順序を形式上転換したにすぎず、実質上の差はないようみえる。だが線型モデルを政策主体の決意モデル(decision model)と解する場合、両タイプは実質的に違う意味をもち、一般的には全く別の政策的立言を導くであろう。

以下C・J・ファン・エイックとJ・サンディーが構成したオランダ・モデル(一九五五年)の簡略形を例として説明しよう。(1)まず

経常的国際収支余剰( $B_f$ )と雇用量(E)を目的変数、中央政府の経常支出( $X_g$ )と間接税額( $T_k$ )を手段変数とし、基準年次から $B_f \cdot X_g \cdot T_k$ は一〇億ギル<sup>ダ</sup>、Eは百分率をとる。さらに変数の許容領域を制限することなしに線型モデルは正確性基準を充たしていると仮定する。(なお目的変数以外の内生変数はモデルにふくまれず、手段変数以外の外生変数は基準年次から変化なしとする。)

かような前提のもとで前述の択一的タイプを形式化して示そう。

タイプI  
目的→手段

$$\begin{Bmatrix} X_g \\ T_k \end{Bmatrix} = \begin{bmatrix} 32.258 & 17.480 \\ 32.258 & 16.545 \end{bmatrix} \begin{Bmatrix} B_f \\ E \end{Bmatrix} \quad (1.1)$$

タイプII  
手段→目的

$$\begin{Bmatrix} B_f \\ E \end{Bmatrix} = \begin{bmatrix} -0.549 & 0.580 \\ 1.070 & -1.070 \end{bmatrix} \begin{Bmatrix} X_g \\ T_k \end{Bmatrix} \quad (1.2)$$

$X_g$ の両式が正確性基準を充たすとしても、なれば  $B_f \cdot E \wedge X_g \cdot T_k$  のコンシステンシーは保証されない。むしろ両式の右辺の係数行

列の階数に退化がなければ、左辺の未知数は一回の試行でユニークに決定されるから、両タイプとも操作性基準を充たすようにみえる。だが計画分析での操作性基準にはもうmaterialな意味がある。すなわち線型モデルに附与される固定値と線型モデルから決定される従属値は政策主体にとって望ましいか、または実行できるものでなければならない。そこで計画分析での操作性基準は最適性基準と実現性基準を内包せねばならないと云える。このことは最適性基準と実現性基準を量的形式で表現する必要を暗示している。

タイプIで先決される目的変数  $B_f \cdot E$  の固定値を政策主体について意味あるものとする基準は最適性基準である。この基準の量的形式は  $B_f \cdot E$  の多様な数値組合せをその主観的選好性にもとづいて順序附ける政策主体の集合的選好表で表現される。順序附けが全ての数値組合せについて連續性をもつて行われている場合、集合的選好表は社会厚生函数となる。(手段変数によって政策主体の社会厚生が直接的に左右される場合には、手段変数もこの函数の成分となる)この社会厚生函数についてもその正確性が問題となるが、この点からみるとやはり非線型函数が妥当である。だが函数構成上の実際的手続きと操作の容易性からは線型函数が望ましく、さらに変数の許容領域を制限することによって線型函数はその正確性を高めることができる。そこで前述の仮設例について社会厚生函数(W)に次の仮定をおく。

$$0 \leq B_f \leq 0.3, \quad -1.0 \leq E \leq 0, \quad -0.5 \leq X_g \leq 0.5 \quad (2.1)$$

←許容領域で、 $W_1 = B_f + 0.2E + 0.25X_g$  (3.1)

$$0.3 \leq B_f \leq 0.6, \quad -1.0 \leq E \leq 0, \quad -0.5 \leq X_g \leq 0.5 \quad (2.2)$$

$$\text{の許容領域で、} W_2 = B_f + 0.4E + 0.5X_g \quad (3.2)$$

の許容領域で、 $W_2 = B_f + 0.4E + 0.5X_g$  (3.2)

タイプⅢでは手段変数の先決に当つて実現性基準が作用する。この基準は手段変数の許容領域の限定によって量的に表現される。ところで領域限定の原因は二つに分類できる。ひとつは実質面からで、これはさらに物理的（例えは建設投資に向けられる $X_g$ の大きさは関係産業の生産能力に制約される）、心理的（納税者の抵抗による $T_k$ の制約）、制度的などの面に分けられる。他の原因は形式的な面、すなわち社会厚生函数と構造関係式の線型化によるものである。（この意味でタイプIでの目的変数の固定化に際しては、最適性基準のみならず目的変数についての実現性基準も作用する。）これらの理由のうち実質面からする仮設例での $X_g \cdot T_k$ の許容領域を

$-0.3 \leq X_k \leq 0$ ,  $-0.5 \leq T_k \leq 0.5$  (2.3)  
 と仮定する。いまでもなく、同一変数について実質面から形  
 面からの許容領域が同一の広さでない場合、両面に共通な領域が  
 効領域となる。

$$-0.3 \leq X_g \leq 0, \quad -0.5 \leq T_k \leq 0.5 \quad (2.3)$$

以上では先決変数の数値決定に関連して最適性基準と実現性基準の量的形式化を問題にしたが、そこで明らかにされた両基準の量的

試行	段階	前提	帰結
第一試行	第一段階	最適性基準 $W_1 = B_f + 0.2E + 0.25X_g$ 実現性基準 $0 \leq B_f \leq 0.3, -1.0 \leq E \leq 0$	$B_f = 0.3$ $E = 0$
	第二段階	(固定的目的 $B_f = 0.3, E = 0$ ) 正確性基準 $\begin{cases} X_g \\ T_k \end{cases} = \begin{pmatrix} 32.258 & 17.480 \\ 32.258 & 16.545 \end{pmatrix} \begin{cases} B_f \\ E \end{cases}$ 操作性基準 $\begin{vmatrix} 32.258 & 17.480 \\ 32.258 & 16.545 \end{vmatrix} \neq 0,$ 目的変数の個数 = 手段変数の個数	$X_g = 9.677$ $T_k = 9.677$
	第三段階	(手段算定値 $X_g = 9.677, T_k = 9.677$ ) 実現性基準 $-0.3 \leq X_g \leq 0, -0.5 \leq T_k \leq 0.5$	実行不能したがつて未決定

かくてタイプIでの計画方式は次のように表式化できる。

形式は、モデルを通じて算定される従属変数の数値の有効性吟味のためにも利用されねばならない。

が第三段階で実現性基準を充足するという保証はない。算定手段値が政策主体によって実行できないものであれば、第一段階で最適性基準によつて先決され

た目的変数の希望値は達成不能となる。そこで計画は第一試行では未だ決定されないことになり、試行の継続が要請される。すなわち第二試行が始まる。第二試行の第一段階では、第一試行で先決された固定値セットとは異なる目的変数値のセットが同一の最適性基準と実現性基準から決定される。この新セットがもつ選好順位は第一試行のそれと同位（無差別）であるか、そうでなければ第一試行のセットよりは劣るが、それ以外のセットよりは高位であろう。しかしこの目的値に対応して第二試行の第二段階で算定された新しい手段値が、第三段階で実現性基準を充たす保証は依然として与えられていなし、また第一試行での手段値よりも許容領域に接近するという保証もない。同じことは第三以後の試行についても当嵌る。要するにタイプIでの計画方式は、それが有限回の試行によって有効な手段変数を決定できる保証をもたないという意味において、インコンシステントである。もちろん偶然に有効手段値が決定されることはあるが、それによってタイプIの効果が証明されたことにはならない。

次にタイプIIを表式化しよう。

このタイプによる計画方式の難点はまず第一段階での手段変数の先決値についてである。一般に手段変数の実行可能な数値は二二一クではなく、一定の範囲で多值的である。そこで与えられた実現性基準のみでは手段変数を一定値に固定するのに不充分である。（この意味でタイプIIは計画方式としてよりも予測方式に適している。けだし予測の場合、外生変数である手段変数を一価的に推定することは充分に意味がある。）われわれは結局許容領域内の任意の値を選

試行	段階	前	提	帰結
第一試行	第一段階	実現性基準 $-0.3 \leq X_g \leq 0, -0.5 \leq T_k \leq 0.5$	(例えば) $X_g = 0, T_k = 0.5$	
	第二段階	(固定的手段 $X_g = 0, T_k = 0.5$ ) 正確性基準 $\begin{Bmatrix} B_f \\ E \end{Bmatrix} = \begin{pmatrix} -0.549 & 0.580 \\ 1.070 & -1.070 \end{pmatrix} \begin{Bmatrix} X_g \\ T_k \end{Bmatrix}$ 操作性基準 $\begin{pmatrix} -0.549 & 0.580 \\ 1.070 & -1.070 \end{pmatrix} f \neq 0$	$B_f = 0.290$ $E = -0.535$	
	第三段階	(目的算定値 $B_f = 0.290, E = -0.535$ ) 実現性基準 $0 \leq B_f \leq 0.3, -1.0 \leq E \leq 0$ 最適性基準 $W_1 = B_f + 0.2E + 0.25X_g = 0.183$	実現可能か不明、が定義した	

て、そのなかから相対的にもっとも高い選好順位のものを最終的な手段によって達成できる極大厚生を与えるかどうかは判定できな

択する外ない。第二の難点は第三段階に関係する。すなわち第二段階で得られた目的変数値が第三段階で実現性基準を充たす保証がないこと、およびたとえ実現性基準を充たしたとしても、それが最適性基準をみたすかどうか不明なことである。

というのはタイプIIでは、実現可能な範囲内で社会厚生函数を極大にする目的変数（および手段変数）の値は予め判明していない。そこで試行を反覆して得られる多くの（少くとも二つ以上の）数值セットの選好度を比較し

い。つまり有限回の試行によって極大厚生を見出すことは偶然を除いて保証されない。そこでタイプⅡも操作性基準を充足しないことになり、インコンシスタンスとなる。

同様のことがタイプⅠとⅡの機械的併用法についてもいえる。いずれにせよ、このように四つの基準を段階的に適用する計画方式は線型モデルの有効な利用とはいえないであろう。

#### 四

四つの基準の段階的適用が有意義でないとすると、残された道はその同時的適用となる。換言すれば目的変数と手段変数の決定を前後関係として把握するのではなく、同時決定として取上げることである。すなわち線型モデルによる経済計画を、線型モデルと変数の許容領域を制約条件とする社会厚生函数の極大問題とみるとある。これを四つの基準で表わすと次のようになる。正確性基準と実現性基準を充たしつつ、しかも最適性基準をも満足する操作性基準の達成問題である。社会厚生函数が線型であることから、この問題をリニア・プログラミングの問題とみることができる。形式化すれば次のタイプⅢとなる。

#### タイプⅢ

##### 制約条件(1)

$$\begin{cases} X_g \\ T_k \\ B_f \\ E \end{cases} = \begin{pmatrix} 1 & 0 \\ 0 & 1 \\ -0.549 & 0.580 \\ 1.070 & -1.070 \end{pmatrix} \begin{cases} X_g \\ T_k \end{cases}$$

$$(2) \quad -0.3 \leq X_g \leq 0, \quad 0 \leq B_f \leq 0.3$$

$$-0.5 \leq T_k \leq 0.5, \quad -1.0 \leq E \leq 0$$

##### 目的函数

$$W_1 = B_f + 0.2E + 0.25X_g = -0.085X_g + 0.366T_k$$

このタイプで操作性基準を充たす保証はリニア・プログラミングの解法によって与えられる。その代表的なものとしてはG·B·ダンツィクのsimplex method, マニラシのmultiplex method, およびlogarithmic potential methodなどがあげられよう。この報告でわれらの解法を詳しく紹介する余裕がないので、以下図

1を利用して multiplex method の骨子を極めて簡単に説明するに止めよう。<sup>(4)</sup> この解法はマクロ経済計画においては通常制約式が多く、そのために端点（図1のg<sub>0</sub>・p<sub>0</sub>・e<sub>0</sub>・…など各線の交点）が多数表われ、simplex method のように端点移動によって最適点、すなわちすべての基準を充たす手段値を見出す方式は無駄が多いということから工案された方式である。この解法は次の四段階からなる。

第一段階・許容領域 (p<sub>0</sub>・e<sub>0</sub>・o<sub>0</sub>・k<sub>0</sub>・j<sub>0</sub>) 内の任意の一点、普通は境界線上の一点、例えば0点を選ぶ。第二段階・0点が与える社会厚生函数の値 (W<sub>10</sub> = 0) を変化させずに、0点から許容領域内へ移動する。この移動は境界線との交点k<sub>0</sub>を見出すまで続けられる。第三段階・線分ok<sub>0</sub>の中点1から選好方向 (preference direction) — 社会厚生函数に垂直で、かつ厚生を高める方向に進む。この移動もやがて境界線と交わる (m点)。第四段階・m点が属する境界線 (B<sub>f</sub>の上限値) に沿って進むことによって最適点p<sub>0</sub>に達する。そうでなければm点が属する社会厚生函数を許容領域の内側に進み、再び達した境界線との交点nとの中点rから第三段階と同じように選好方向に進み、s点に達する。以下同様な試行を反覆すれば結局最

図 1

optimum point

$$(P) = (-0.018, 0.5)$$

admissible region

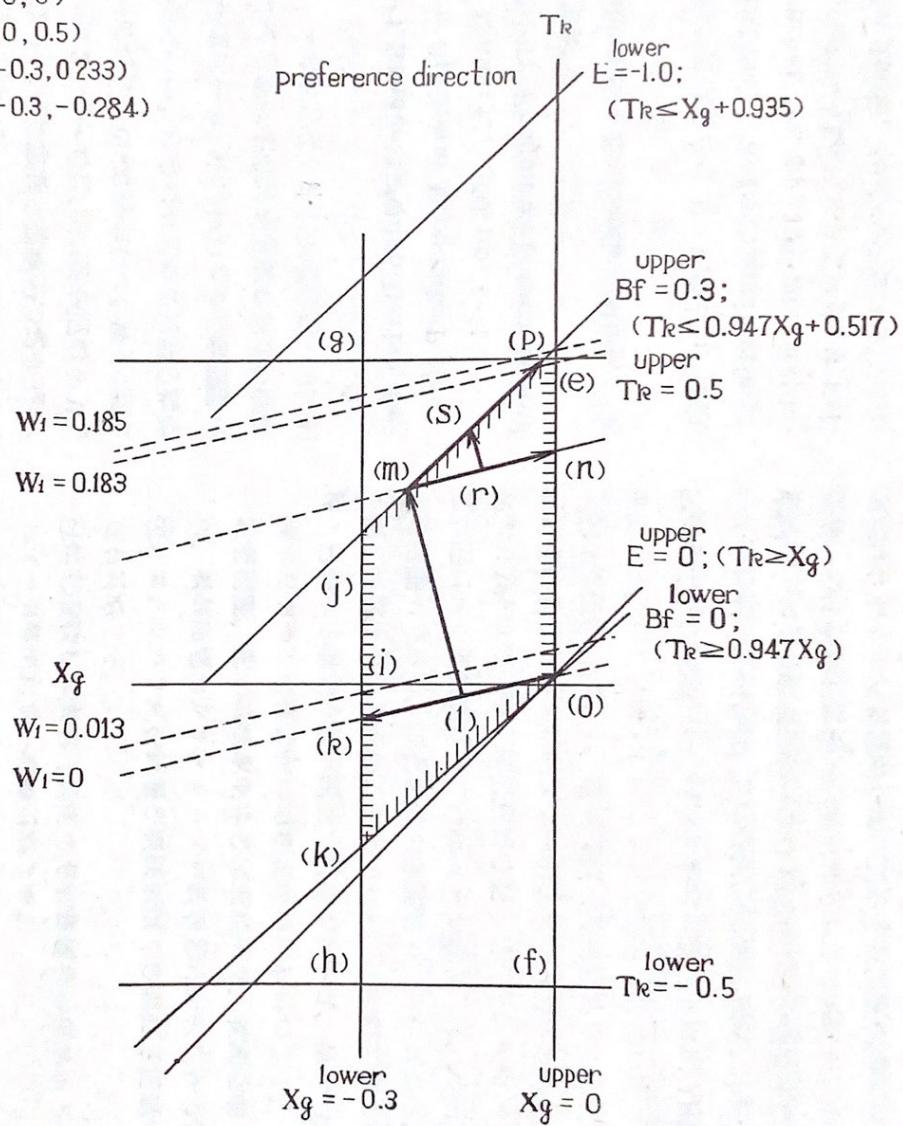
$$(O)(E)(P)(J)(K)$$

$$(O) = (0, 0)$$

$$(E) = (0, 0.5)$$

$$(J) = (-0.3, 0.233)$$

$$(K) = (-0.3, -0.284)$$



適点Pに達する。

この multiplex method は上述の如く有限回の試行によって最適解を得るから操作性基準を充たしてゐる。

最後に社会厚生函数の線型性に關係して一言。W<sub>1</sub>はもともと非線型社会厚生函数を(2.1)の許容領域で線型化したものである。したがつて許容領域を(2.2)とすれば、社会厚生函数もW<sub>1</sub>ではなくW<sub>2</sub>として考えねばならない。W<sub>2</sub>の場合でも、W<sub>1</sub>と同様に、それに対応する最適解を求める。このことはやひに別の許容領域での線型社会厚生函数にも妥当する。そしてこれらが最適解のうちW<sub>1</sub>・W<sub>2</sub>などもろもろの線型社会厚生函数のなかで最高選好順位のものに対応するセットが最終的な手段変数の値として決定される。

- (1) C. J. van Eijk & J. Sandee : "Quantitative Determination of an Optimum Economic Policy," *Econometrica*, January., 1959, pp. 1~13
- (2) Ibid., & H. Theil: Economic Forecasts and Policy, '58 だゞ参照。
- (3) Ibid., & J. Tinbergen: Economic policy, '56 だゞ参照。
- (4) multiplex method による R. Frisch: "The multiplex method for Linear Programming", *Sankhya*, September '57, pp. 329~362. また logarithmic potential method による B. Friesch: Planning for India, '60 だゞ詳しう。

#### 質問 I (香川大学)

稻毛満春)

(1) 目的函数W<sub>1</sub>・W<sub>2</sub>とは比較可能であることが必要ではないか。  
すなわち W<sub>1</sub> (X\*) < W<sub>2</sub> (X\*\*) となつたとき、X\*\*がX\*よりも選好されると直ちにいえるように、目的函数の間のコンシスティンシーを考えておく必要はないか。

(2) 目的函数の計量化には何らかの組織的方法を考える必要があるのではないか。

答 (3) プログラミングの理論の政策決定への適用が問題なのであるから、政策活動をプログラミング理論的に形式化するに当つての基礎的問題、例えば前提条件の妥当性とか、政策活動の論理との関連とかをもつと検討する必要があるのでないか。

答 (1) 報告の最後の所で説明した積りですが、W<sub>1</sub>・W<sub>2</sub>はともに一定の非線型な目的函数に由来しますから当然比較可能です。ただ実際問題としては、目的函数を非線型としてではなく、限界代替率の計測による線型函数として構成する場合には、ご指摘のようにW<sub>1</sub>・W<sub>2</sub>に他の目的函数の間の比較ができるよう、事前に目的函数間のコンシスティンシーを吟味しておく必要があると思う。

(2) 「組織的方法」を、例え個人厚生函数からの社会厚生函数の誘導とか、またはR・フリッシャーが仮定したように、政策主体の如何を問わず、一般的に  $F(x_1, \dots, x_N) = \sum_{j=1}^N (P_j x_j + Q_j x_j^2 / 2)$  ——Fは社会厚生函数、x<sub>j</sub>は国民総生産の成分、P<sub>j</sub>・Q<sub>j</sub>はx<sub>j</sub>の評価度——という形式で考えること、という意味に解すれば、それは報告の「限界代替率」で考えられていると思ふ。やういふ意味ではなく、やひと具体的な計量化について、例えインタヴューとい

うような方法での計量化ではなくて、もっと客観的なデータでの計量化が「組織的」と定義されるならば、そのようなデータは何かがまず問われねばならないであろう。

(3) 報告者は、前提条件の妥当性とか政策活動の論理との関連を、四つの基準という形で問題にした積りです。

質問二（関西学院大学 尾上久雄）

(1) 短期政策モデルの基準年度 (base year) の数値自体がすでに予測のうえに立っているはずだがこの点は如何。

(2) 短期モデルと長期予測あるいは長期計画の結びつきはどうなっているか。

(3) 選好表自体が政権の交替ごとに変化すると思われるが。

答 (1) 「予測」の概念定義によると思う。計画年度すなわち政策実施年度からみれば、基準年度は過去であり、したがって基準年度の

数値はモデルでは所与値となる。そこでモデル分析の上では、その計測の正確性のみが重要であろう。

(2) 長期予測または長期計画に線型モデルを利用しても、正確性基準は充たされないとと思う。オランダ・モデルがそうであるように、長期の場合にはある種の構造関係は指數函数で表現する方が妥当であり、そのような非線型モデルによる経済計画の論理構造の分析も重要と思うが、報告ではその点まで触れてない。

(3) お説の通りです。しかし目的と手段のコンシステムシーは、固定的目的の場合は充たされないこと、および計画または政策モデルが決意モデルの一種であることから、目的函数としての選好表、したがって社会厚生函数が必要と思う。非連続な選好表や不安定的選好表は計画乃至政策モデルのインコンシステンシーを表明するにすぎない。

## ドイツ民主共和国における長期展望計画の根本問題

上林貞治郎

（大阪市立大学）

I 現在、ヨーロッパの社会主義諸国においては、当面の「七年計画」（一九五九—六五年）の遂行と共に、一九八〇年までの「長期展望計画」が問題となり作成されている。私は、ドイツ民主共和国（以下「東ドイツ」と略称する）における長期展望計画の問題について、ペルリンの経済大学の主催による「ドイツ民主共和国における長期展望計画の根本問題」に関する国際研究会議の内容を中心として考察したい。ところで、この「社会主義の長期展望計画」の問題は、現在における社会主義世界体制の新段階における問題の一つであり、それゆえに、まず、少し一般的に、社会主義世界体制の新段階について、のべておかねばならない。

II 「現在、社会主義と共産主義を建設している諸国民、資本主義諸国における労働者階級の革命運動、被圧迫民族の民族解放闘争、一般民主主義運動など——これらすべての勢力は、一つの流れに合流して、帝国主義世界体制を洗い流し、これを破壊しつつある。今日の時代の中心となっているのは、国際労働者階級とその主要産物である社会主義世界体制である」（『モスクワ声明』一九六〇）。かように、今日では、世界の勢力関係において、社会主義勢力は帝国主義勢力に優るにいたつたが、この社会主義勢力の主柱たる社会と、協力と兄弟的相互援助を強めてゆくこと、以上のことに基いて、

社会主義世界体制は新しい発展段階に入っている（一九五〇年代後半期以後）。すなわち、ソ連は共産主義社会の全面的建設を遂行しており、他の社会主義諸国は社会主義の基礎をきずいており、若干の社会主義国（東ドイツ、エコスロバキア、其他）は発展した社会主義社会を建設している。そして現在では、ソ連のみでなく、他の社会主義諸国においても、資本主義を復活させるような社会的経済的条件は、取り除かれている。

みぎのように、今日、社会主義世界体制は新し段階にはいつているが、このことは、経済的側面についていえば「社会主義の世界経済体制」の発展に現われている。この社会主義の世界経済体制は、社会主義的生産関係の共通性に結ばれ、「社会主義の経済法則」にしたがって発展している。現在、この体制を発展させるに必要なことは、「計画的な均衡的な発展の法則」を社会主義建設に一貫して適用すること、人民大衆の創意を發揮させること、自発性と互恵と科学・技術水準の全般的発展を基礎とする社会主義世界体制内における国民経済発展計画の調整、生産の専門化および協業化により国際的分業をたえず充実させていくこと、集団的経験を研究すること、協力と兄弟的相互援助を強めてゆくこと、以上のことに基いて、

歴史的に形成された経済的発展水準の差異を、次第に克服し、社会主義体制内の諸民族が多かれ少なかれ同時に共産主義へ移行するための物質的土台をきずきあげること、などである。今日では、かように、社会主義の建設は、一国一国についてだけではなく、社会主義世界体制全体について、総合的に考えられている。

III 社会主義においては、資本主義の諸経済法則と異った「社会主義の経済法則」が作用している、——すなわち、社会主義の基本的経済法則、国民経済の計画性ある釣合のとれた発展の法則、生産手段の生産の優先的発展の法則、労働生産性のたゆみない向上の法則、労働に応じた分配の法則、など。これらの諸経済法則の中で、経済計画に直接に関係する最も重要な経済法則は、「国民経済の計画性ある釣合のとれた発展（計画的な均衡的な発展）の法則」である。すなわち、この法則の要求が、社会主義的計画化、国民経済の計画的指導、その科学的予見、「国民経済計画」の中に表現されるのである。この法則は、国民経済の個々の部門への労働および生産手段の配分が一定の釣合・均衡・比率を保つこと、を要求する。すなわち、国民経済の各部門の間、各経済地区の間、各企業（各部門および各地区の）の間に、計画性ある釣合のとれた発展が、実現されねばならない。

この法則に基づく社会主義的計画化は、「国民経済計画」の中に表現されるのであるが、この経済計画は、各年度毎の計画を決定する「当座計画」と共に、数カ年間の計画を決定する「展望計画」をふくんでいる。この展望計画は、今まで、いくつかの「五ヵ年計画」において、また現在の「七ヵ年計画」において実現されているが、

さらに今日、一九八〇年迄の一五年（一九六五—八〇）—二〇年（一九六一—一九八〇）の期間をふくむ「長期展望計画」の作成が問題になっている。

ところで、第二次世界大戦後における社会主義世界体制の成立と発展、その経済的側面たる社会主義世界経済体制の成立と発展と共に、「計画性ある釣合のとれた発展の法則」の作用は、社会主義国民経済の範囲をこえて拡大され、社会主義諸国の経済的相互関係、社会主義世界経済体制が、次第にこの法則の作用の下に入れられつつある。社会主義世界経済体制は、社会主義世界体制の国々の間の新しい型の経済関係であり、そこでは、社会主義諸国間の計画的な「経済協力と相互援助」が実現されてゆく。すなわち社会主義諸国間の経済的結合は計画性をもち、その間の経済協力は、各国民経済の調整に基いて、社会主義的国際的分業に基いて、発展してゆく。

IV 現在、社会主義諸国は、それぞれ「長期展望計画」（一九八〇年までの）を作成しており、且つ各国間の計画の調整をしているが、かような長期展望計画の作成が必然的となり且つ実現可能となつたのは、社会主義世界体制が新段階に入ったことの一内容である。いま、東ドイツの経済計画の発展についていえば、一九四八年七月—一二月の「半ヵ年計画」、一九四九—五〇年の「二ヵ年計画」、一九五一一五五年の「第一次五ヵ年計画」、一九五六—五九年の「第二次五ヵ年計画」をへて、現在、一九五九—六五年の「七ヵ年計画」が実行されており、これと併行して一九八〇年までの「長期展望計画」が討議されている。一般的に社会主義世界体制の七ヵ年計画（一九六五年まで）および長期展望計画（一九八〇年まで）の目

標は、資本主義との競争については、できるだけ短期間に、工業と農業の絶対的生産量の点で資本主義世界体制をおいこし、ひきつづいて人口一人あたりの生産水準および生活水準の点で、最も進んだ資本主義諸国をおいこすこと——経済競争における勝利の前進——であるが、とくに東ドイツの「七ヵ年計画」(現在)および「長期展望計画」(一九八〇年まで)の目標の中には、西ドイツとの経済競争において勝利を圖りとつてゆくことがふくまれている。

〔注〕ソ連の計算では、ソ連は、一九六五年(七ヵ年計画最終年度)には絶対的生産量でアメリカをおいこし、一九七〇年頃には人口一人当たり生産量でアメリカをおいこす、と予測されている。

V 以上にのべたような意義をもつ「社会主義の長期展望計画」の問題について、私は、以下、東ドイツの経済大学の主催による国際研究会議の内容を簡単に報告したいとおもう。この国際研究会議は、経済大学創立十周年記念祭の中心行事として、昨年九月二七一〇月一日の四日間にわたっておこなわれ、ドイツ人学者のほか、約七〇人の外国学者(主として社会主義諸国)が参加した。この会議では、ルドルフが「東ドイツの全般的展望の作成における、社会的発展の長期計画化の根本問題」の一般報告をおこない、またカルヴァイトの「東ドイツの国民経済における統一的財政システム」の報告があり、その後に、八つの分科会に分れて討議されたが、それは、連関バランス表、財政金融、地域計画、工業、農業、社会主義の国際的分業、生活水準、労働、の八分科会であり、最後に、これら諸分科会の総括報告がおこなわれた。

これらの一般報告、分科会報告、総括報告は、多方面にわたり大部なものがあるので、ここでは私は、ルドルフの「一般報告」の「テレゼ」としてプリントされて配布された「一九八〇年までの東ドイツの全般的展望の作成における展望計画の根本問題」に基いて、その要点をみたいとおもう。

(一) 報告テレゼは、まず、現在の長期展望計画の政治的意義、または現在の政治的根本問題と長期展望計画との関係についてのべている。――

すべての社会主義諸国におけると同様に、東ドイツにおいても、今後一五一二〇年の政治的、経済的、文化的発展の計画が、討議されている、すなわち「一九六六—一九八〇年の全般的展望計画」である。ところで、現在の世界の根本問題は、世界平和の維持であり、この展望計画は、世界平和に役立たねばならない。経済は、社会主義と資本主義との平和的競争の主領域であり、世界平和の維持は、社会主義がでけるだけ早くこの経済競争に勝利することを必要としている。一五一二〇年の全般的展望計画の前提は、現在の「七ヵ年計画」であり、七ヵ年計画および其後の展望計画は、経済競争における勝利という目標に向けられている。このためには、各社会主義諸国の国民経済の最大可能な成長速度が実現されねばならない。なお、この社会主義諸国の展望計画、とくにソ連、東ドイツ、チェコスロバキアの展望計画は、独立した若い民族国家がその国民経済を建設するのを援助せねばならない。

ところで、最大可能な成長速度の達成によつて、資本主義との経済競争において出来るだけ短期間に勝利するという問題は、東ドイ

ツでは、西ドイツとの関係において特に重要である。現在、西ドイツはアメリカの援助によってヨーロッパにおけるNATOの最重要な原子基地になっており、この西ドイツとの経済競争において決定的に勝利することは、平和の維持、社会進歩、社会主義の発展のために、極めて重要である。西ドイツとの経済競争における勝利、および「ドイツ・プラン」に基づくドイツ再統一の促進は、七ヵ年計画および其後の展望計画の経済的政治的課題である。

(乙) つぎにテーベは、一九八〇年迄の長期展望計画の作成の必然性、およびその実現可能性について、述べている。——展望計画は、社会主義社会の発展の科学的予見の具体的形態である。現在、この展望計画は、一五一二〇年間の長期計画へ移行しているが、この长期展望計画の必然化の主要原因は、つぎのごとくである。——一、資本主義との経済競争における社会主義のできるだけ早い勝利のために、社会主義国の中長期発展の正確な知識が必要であり、また社会主義諸国の経済協力・国際的分業の発展が必要である。このため長期の展望計画が必要となる。二、社会主義諸国間の発展水準の差異を克服し、遅れた国を進んだ国に引上げることが必要であり、このことは、兄弟的援助を必要とする。このため長期の展望計画が必要となる。三、生産技術および生産の社会的組織における大きな変化によって、また社会主義的な国際的分業の発展によつて、生産の部門構造における変化が生ずるが、これと連関して広汎な投資の最大限の効果を確保せねばならない。このため長期の展望計画が必要となる。四、生産技術の急速な発展に、全労働者の資格における急速な変化がむすびついており、この職業構造、職業の

資格水準、国民教育水準における変化は、国民教育、職業教育、専門学校教育、大学教育の長期計画化を必要とする。五、以上から「生活様式の大きな変化」が生ずるが、このことは、それと結合する方策の長期計画化を必要とする。

みぎの諸原因によって、長期の展望計画の作成が必然的となつたが、またその実現可能性は、社会主義諸国における政治的経済的関係の安定、その政治的道徳的統一の増大、計画化の分野における大きな経験、それらの強力な国際的地位、によって得られるにいたつた。展望計画の質的な発展——その長期化——は、「計画性ある釣合のとれた発展の法則」の利用の拡大(国内的のみならず国際的な)と連関しておこなわれる。

VI ルドルフの報告テーベは、以上の一般テーベの後に、数個の主要問題について述べているが、その要点をみよう。

(乙) 「連関バランス表」の問題、すなわち「連関バランス表のシステムによって、生産諸段階の均衡的発展の計画の中に、生産の成長要因をよりよく引入れることによって、国民経済的展望計画を完全化すること」の問題について。——国民経済の成長の展望計画にとって、国民経済の具体的成長が因果的に決定される諸要因をしごとが必要である。展望計画は、生産の諸領域および消費における発展速度を正確に予め決定せねばならない。一九八〇年までの全般的展望の作成は、社会主義建設の完成後の社会的変革(共産主義への移行)と連関して生ずる諸問題の解決を目指しているが、これらの諸問題の主要なものは、つぎのごとくである。一、生産の科学的・技術的変革の過程の計画的構成——自動化、原子エネルギーの使用、化学

化、電子技術の発展、によって生ずるところの。二、社会的経営方法の変化、生産のいっそうの専門化と集積、社会主義諸国との間ににおける合理的な立地分配と国際的分業。三、労働者の資格の向上の確保、教育制度のいっそうの革新——社会主義的人間の全面的発展を目指すところの。四、経済的および社会的過程の計画的構成——都市と農村との間、および肉体的労働と精神的労働との間、の本質的差異の克服にみちびくところの。五、人間の生活慣習および生活条件の変革における本質的諸契機の把握。

生産の成長速度の正確な決定に対する一重要問題は、生産の成長に対する社会主義的生産関係の作用の評価であるが、この生産関係の影響の過少評価——例えば労働者の大衆創意の過少評価——が、過去においてあつた。また、自然的諸条件とくに既存の原料・エネルギー基礎の具体的研究が重要であるが、この点では、東ドイツにとっては、国際的社会主義的分業が重要である、——とくに原料・エネルギーの輸入の問題。また、将来の技術的発展、その影響が、重要な問題であり、この技術的発展から、生産構造の変化が生ずるが、これが認定されねばならない。

(2) 「国際的社会主义的分業・協力」の問題について。——生産の成長要因、その高い成長速度は、社会主義諸国の国際的分業・協力によってのみ達成されるのであり、それゆえに、これは、一九八〇年までの展望計画の決定的問題である。そこでは、原料・エネルギー資源の共同利用、生産の専門化および立地、共同研究、経験の交換および国際的比較、国際的分業の根本原理の仕上げ、などが主要問題である。

(3) 「工業経済学および農業経済学に対する展望計画の要求」の問題について。——展望計画は、生産の成長要因の作用を指數で記述せねばならない。生産要因の作用は、生産の成果、生産に必要な労働支出（生きた労働と対象化された労働）、生産過程に機能している生産要素の分量、その質および回転速度によって、測定されうる。この生産要因・成長要因の作用の研究に対しては、部門経済学が大きな意義をもっている。とくに工業経済学および農業経済学に対して、展望計画は諸々の要求をもっており、この諸要求に応じるために、工業および農業の部門経済学は、その内容を改善し水準を高めねばならない。

(4) なお「地域経済学」も、展望計画に対する重要な問題であり、地域的な展望計画に対する基礎である。地域的展望計画の主要問題は、第一には、部門および地域の展望的発展の調整であり、第二には、経済的後進地域（東ドイツ内の）の産業的開発である。

(5) 「生活水準」の問題について。——社会的発展の過程における生活様式の変化、消費の発展および構造変化の研究は、一九八〇年までの全般的展望の作成の一根本問題である。展望計画は、つきの諸問題を明らかにせねばならない、——豊富な生活資料の獲得および社会的食事設備の建設の増大、住宅制度およびサービス業の発展、消費財の分量および構造に対する技術的進歩の影響、物的財貨およびサービスの無償交付との比列における貨幣所得の発展、労働時間の短縮、生産の成長速度および消費構造に対するその影響。なお、消費の発展方向の決定は、生産の成長要因の作用との結合においてのみ、おこなわれうる。

(内) 「労働力」の問題について。——人類の第一の生産力は労働者・労働者であり、それゆえに、労働力の展望計画は、極めて重要である。その基礎は、労働力数——国民経済的領域および部門による、階級的・職業的・年令的・性的構成による——の展望計画である。社会主義の完全な実現、共産主義への漸次的移行、文化革命、技術的進歩は、社会的分業の変化、就業者配分の割合における変化、就業者の職業的および資格上の構成の変化、を生ずる。とくに「技術的進歩と労働力発展の展望」の問題が重要であり、その中心は、技術的進歩に基づくところの、資格構造および就業者構造の変化の問題である。

VII ベルリンの経済大学の主催による「ドイツ民主共和国における社会主義の長期展望計画」の国際研究会議は、東ドイツにおけるこの問題の最初の大規模な研究会議であった。そこでは、計画作成上の具体的諸事項の討議ではなく、その前提・基礎として、理論的根本的問題が、討議された。しかし、それは、抽象的ではなく、研究者（大學および研究所の）、経済実際家（企業関係者）、政治活動家（党関係、國家計画委員会など）、他の各方面の人々の結集によつて、現状分析、経験の総括、理論的研究などの総合的な討議であった。とくに研究会議の中心内容をなす八つの分科会では、それぞれ特定のテーマを中心として、理論と実際・実践の両面から、展望計画の作成に対する種々の材料・問題・方法が討議された。

以上において、私は、ベルリンの経済大学の主催による「ドイツ民主共和国における社会主義の長期展望計画の根本問題」の国際研究会議における一般報告の要点に基いて、「東ドイツにおける社会

主義の長期展望計画」に関する理論的根本問題の若干を考察した。これだけによつても、つぎのことが明らかとなるであろう。——東ドイツにおける社会主義の長期展望計画の問題は、単に東ドイツ一国だけではなく、社会主義世界体制の一環としての問題であること。長期展望計画は、社会主義世界体制の新しい発展段階における主要な一内容・一条件であること。東ドイツの長期展望計画は、他の社会主義諸国との国際的分業と協力との連関において、さらに西ドイツとの経済競争における勝利の実現との関連において、考えられ遂行されること。社会主義の長期展望計画は、社会主義の諸経済法則に基づく合法則的発展の科学的予見を表わしており、主觀的恣意的なものではないこと。一五一二〇年にわたる長期の展望計画が社会主義世界体制の最近の発展により現実に必然的かつ可能となつたこと。社会主義的な国際的分業の研究および一国内の地域的計画の研究（地域開発、地域的分業、地域経済学）が経済学の新しい問題になつてのこと。社会主義の国民経済および世界経済の研究（社会主義の政治経済学）の基礎の上で、経済の各部門・領域の研究（部門経済学）および企業・経営の研究（経営経済学・企業経済学）が協力していること。資本主義の経済法則と異った社会主義の経済法則が作用していること。また、資本主義の展望計画・長期計画（それは、競争、生産の無政府性、資本主義の諸矛盾、恐慌、階級対立、各国間の対立などによって条件づけられており、実は無政府性をふくむ）と異なる社会主義の真に計画的な長期展望計画（それは、計画的な均衡的な発展の法則に基く）の特徴が作用していること。擁

取・抑圧・反動・戦争のための帝国主義的長期計画に対し、協力・援助・民主・平和のための社会主義的長期計画の特徴が作用していること。独占資本の高利潤のための資本主義的計画に対して、国民の生活水準の向上を窮屈目標としている福祉・進歩・民主主義のための社会主義の長期展望計画の特徴が作用していること。これらの一般的基本的諸特徴が正しく理解されて、初めて社会主義の長期展望計画の重要な事が正しく理解されるのである。

〔追記〕 大会当日の報告では、私は、「序説」として、東ドイツと西ドイツとの比較、東ドイツの現在の七ヵ年計画の内容、についてのべ、また、ルドルフの報告におけるブルジョア経済学における計画経済論の批判など（補足として）についてのべた。質問は、東ドイツの長期展望計画に関する「本論」よりも（これは時間の関係で極めて圧縮された）、むしろ、この「序説」または「補足」について、出された。すなわち、（一）現在の東ドイツの生活水準は西ドイツよりも高いといわれたが、むしろ、その反対ではないか。また、その比較の方法は如何。（二）成長率の増加、そのための投資率の増加と消費水準の増加との関係如何。（三）近代経済学の用具、例えは投入・産出分析などは、社会主義においても使用できるのではないか。この三つの質問のうち、（一）と（二）に関連して、次に、若干の統計表をあげておこう。なお、第三の質問について、報告者ルドルフは、ブルジョア経済学の用具は使用できないとのべており、これは、ブルジョア経済学の階級的内容に関する問題として、利用可能性を強く否定している。（この問題については、詳しくは、上林著『近代経済学とマルクス経済学』第五章

を参照されたい。）

（一）東ドイツの地域は、元のドイツ国全体の東部・北部の地域であり、経済的発展の比較的に遅れていた地域であり、基礎原料たる石炭および鉄鉱の産出のない地域（褐炭はある）であり、また、戦争による破壊の甚しかった地域である。面積は西ドイツの二・四分の一、人口は西ドイツの三分の一である。且つソ連自身も戦争の被害が大であつたため、東ドイツは、初期には充分な援助を得られず、東ドイツ自身の力で復興せねばならなかつた。これに對して、西ドイツは、石炭、鉄鉱の豊富な資源をもち、面積、人口ともに東ドイツの約二倍・三倍であり、初めからアメリカの「經濟的援助」をうけ、帝国主義的復活の道を歩んだ。かよう、に、東ドイツは、みぎのような不利な条件にも拘わらず、その社会主義建設の過程で、現在では、勤労者の生活水準では、西ドイツの生活水準を凌駕するにいたつた。その統計資料として、東西両ドイツの賃金の比較および消費の比較を掲げておこう。

（二）消費、蓄積、経済成長（生産）、の関係について、東ドイツの実情をしめすものとして、数表を掲げておく。問題は、社会主義の再生産と資本主義の再生産とは、その目標が異なること、その規制する法則が異なること、成長度が異なること（資本主義は相対的な停滞性・腐朽性をしめす）、生産関係が生産力の発展形成である場合（社会主義）と生産力の桎梏となつてゐる場合（資本主義）との差異、生産における労働者の役割・創意性などの相違、などを正しく理解することである。

労働者の月平均の労働所得、1959

工 業 全 体	東 ド イ ツ (マルク)	西 ド イ ツ (マルク)
工 業 全 体	546	480
鉱 業	664	553
治 金 業	629	592
化 学 工 業	552	479
建 設 材 料 工 業	561	527
金 属 加 工 業	569	484
木 材 業・文 化 品 工 業	503	413
織 繊 工 業	451	375
衣 服 品 工 業	424	328
皮 革・靴・毛 皮 工 業	466	375
セ ル ロ ー ス・紙 工 業	497	432
ガ ラ ス・陶 器 工 業	517	441
食 料 品 工 業	478	411

- (注) 1. 東ドイツは、社会主義工業の生産労働者の賃金  
 2. 西ドイツは、労働者年金保険の義務ある労働者の賃金  
 3. マルクは、それぞれ、東ドイツマルク、および西ドイツマルク  
 4. これは、貨幣賃金の比較である。実質賃金の比較については、諸要因を考慮せねばならないが（物価、税金、労働時間、労働強度等。また東ドイツでは医療費教育費などは主として国家負担であり、また諸々の社会施設の利用がある）、それらを入れるほど、東ドイツの方がよくなる。

食料品・嗜好品・工業的消費品の一人当たり消費、1959

	単位	東 ド イ ツ	西 ド イ ツ
穀 物 生 産 物	kg	110.6	85.9
パ ン 粉	kg	105.1	82.5
ジ ャ ガ 芋	kg	174.9	142.0
砂 糖 (白)	kg	29.9	29.0
野 菜	kg	53.6	45.9
果 物	kg	28.3	76.5
卵	kg	56.3	53.0
牛 乳	ℓ	106.0	109.0
チ 一 ズ	kg	3.5	4.5
卵	個	183	217
魚	kg	13.4	11.4
バ タ ー	kg	13.2	7.8
マ 一 ガ リ ン	kg	9.9	11.6
煙 草 (紙巻)	本	1,054	1,135
ビ 一 ル	ℓ	81.0	85.2
茶	g	86.0	117
靴	対	2.9	2.5
皮 靴	対	1.5	1.6
靴 下	対	5.6	5.6

東ドイツの労働者の月平均の労働所得(マルク)の発展

	1955	1956	1957	1958	1959
工業全体	435	450	469	506	546
鉱業	529	543	573	633	664
冶金業	567	579	590	619	629
化学工業	443	455	468	502	552
建設材料工業	427	441	479	524	561
金属加工業	469	490	507	537	569

東ドイツの食料品一人当たり消費高の発展

		1955	1958	1959
穀物生産物	kg	118.4	115.8	110.6
パン粉	kg	116.2	111.1	105.1
ジャガイモ	kg	179.0	171.7	174.9
砂糖(白)	kg	28.0	30.1	29.9
野菜	kg	46.5	73.6	53.6
果物	kg	26.8	61.6	28.3
肉	kg	46.3	50.8	56.3
牛乳	ℓ	80.0	94.7	106.0
チーズ	kg	3.0	3.8	3.5
卵	個	122	181	183
魚	kg	13.0	13.0	13.4
バター	kg	9.8	11.9	13.2
マーガリン	kg	10.4	10.4	9.9

東ドイツの社会的総生産物（各年の価格、100万マルク）の発展

	全 体	工 業	建 設	農・林業	交 通
1950	50,946	28,489	2,361	6,730	2,821
1951	61,614	34,926	3,372	6,804	3,285
1952	71,080	40,826	3,746	8,017	3,710
1953	77,889	45,581	4,096	8,096	4,157
1954	84,643	52,535	4,278	9,110	4,515
1955	91,071	56,658	4,661	9,924	4,772
1956	96,196	60,778	5,136	9,586	4,997
1957	102,834	64,129	5,798	11,225	5,308
1958	115,410	74,275	6,106	12,262	5,705
1959	128,004	83,548	7,433	12,720	6,247

工業生産の発展速度（比較）

	1950	1951	1955	1956	1957	1958	1959
東 ド イ ツ	100	123	190	202	217	241	271
西 ド イ ツ	100	119	178	192	204	210	225

工業生産の年増加率（比較）

	1956	1957	1958
東 ド イ ツ	6.3	7.4	10.9
西 ド イ ツ	7.9	5.7	3.1

東ドイツの工業の労働生産性（1人当たり生産高）の発展

1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958
100	112	124	136	145	155	166	174	188

東ドイツの七カ年計画の目標数字

工業生産は、 重機械工業は、 電気工業は、 平均成長率は、	1958=100に対し、	1965=188
	1958=100に対し、	1965=200
	1958=100に対し、	1965=268
	9—10%	
労働生産性は、 投資は、 国民所得は、 実質賃金は、 輸出は、	1958=100に対し、	1965=185
	1958=100に対し、	1965=200
	1958=100に対し、	1965=160
	1958=100に対し、	1965=160—165
	1958=100に対し、	1965=186
〔工業生産增加 (1958=100) 〕		
冶金業=185	化学工業=205	建設材料工業=234
重機械=210	一般機械=248	電気工業=266
軽工業=184	食料品=139	繊維工業=182
第2次五カ年計画 (1955—1959) の成長率は、6—7% 7カ年計画 (1959—1965) の成長率は、9—10%		

## イタリアの長期経済計画

尾上久雄

八関西学院大学▽

ヴァーノニ・プランとして有名なイタリアの長期計画「雇用および所得発展10年計画、一九五五—一九六四」(Schema di sviluppo dell'occupazione e del reddito in Italia nel decennio)

は一九五四年四月に成立したシェルバ内閣の予算大臣エツィオ・ヴァーノニ(ヴェニス大学教授)が、ジエゼッペ・ディ・ナルディ、アレッサンドロ・モリナーリ、バスクアーレ・サラチエーノなど八人の指導的経済学教授からなる委員会に委嘱して作成された长期計画であり、政府の経済政策のよりどころとして一九五五年発表され、議会の承認をえたものである。

計画作成のテクニックというような点から見れば、今やいかにか粗野という印象もあり、最新のテクニックとは云えないかも知れないが、長期計画とは本来、モデルの精巧をほこるよりは、むしろ国民経済の第一の問題点を摘出するヴィジョンにこそ生命があるのであって、その意味では、おそらく、資本主義諸国の経済計画の中では、もともと研究される価値ある計画の一つとして、現代的意義を、今後も長期にわたって持つものであろう。

これらの三つの式は、資本減耗分補填のための投資額を示す。計画期間が三分かれているのは、(3)の時期の補填が、まだ戦前、戦時中に取付けられた機械設備の減耗に照応するものであるのに対し、

(1)  $G.N.P._t = Y_t + D_t$   
→ 年度の純国民(G.N.P.)が、純国民所得( $Y_t$ )と補填投資額( $D_t$ )との合計に等しいことを示す定義式。

(2)  $Y_t = (1.05)^t \bar{Y}$   
計画期間10年の間、国民所得 $Y$ が、基準年度のそれ $\bar{Y}$ を出发点として毎年5%上昇するという計画目標をしめす。これは過去数年の実績にもとづくエストラノ・ポイション式(外挿式)である。

(3)  $D_t = (1.04)^t \bar{D}$   $[1955-58]$

(3a)  $D_t = (1.045)^t \bar{D}$   $[1959-61]$

(3b)  $D_t = (1.05)^t \bar{D}$   $[1962-64]$

後の時期になれば、急速な戦後の設備増大に照応するからである。

$$\bar{D} = D_{1954} = 8,500\text{億リラ},$$

$$\bar{D}' = D_{1961} = 9,950\text{億リラ},$$

$$\bar{D}'' = D_{1968} = 1兆1,350\text{億リラ},$$

$$(4) \quad \Delta Y_t = Y_t - Y_{t-1}$$

国民所得増加額の定義式。

$$(5) \quad \Delta Y_{pt} = 0.03(1.03)^{t-1}\bar{Y}$$

$\Delta Y_{pt}$  は雇用人口不変のままで生産性増大によって生ずると見込まれる所得増加額。過去数年の実績からの外挿式。

$$(6) \quad \Delta Y_{et} = \Delta Y_t - \Delta Y_{pt}$$

雇用の増大から生ずる国民所得の増分。毎年の追加労働力は、新しい生産性のもとで雇用されるのであるから  $\Delta Y_{et}$  の中に生産性上昇効果がふくまれる。

$$(7) \quad I_t = I_{nt} + D_t$$

粗投資( $I_t$ )は純投資( $I_{nt}$ )と更新のための投資( $D_t$ )の合計であるとする定義式。

$$(8) \quad I_{pt} = 0.72\Delta Y_{pt+1}$$

生産性上昇のために必要な毎年の投資額を示す投資函数式。

$$(9) \quad I_{et} = a_t \Delta Y_{et+1}$$

毎年の雇用量増大から生ずる国民所得の増分をもたらすために必要な投資額を示す生産函数式。 $a$  は雇用増大に必要な資本係数であり、毎年上昇するパラメータである。このパラメーターは、直接生産的効果を生まない外部経済的投資、たとえば南イタリア開発投資や住宅建設の占める割合が大きくなると、上昇する。公共投資の

一〇年間における時間的配分が決定していないので、このパラメータに数値をおきえない。公共住宅建設に対する政府投資は、景気変動のクッションとされており、短期政策との結びつきとなつてゐる。その他の投資プランは、万難を排しても実現したいという見込みになつてゐる。

$$(10) \quad I_{nt} = I_{pt} + I_{et}$$

純投資が、(8)と(9)の一一種類の投資の合計であるという定義式。

$$(11) \quad E_t = E_{t-1} + \Delta E_t$$

総雇用量  $E$  の増大を示す定義式。

$$(12) \quad \Delta E_t = \Delta(\Sigma \Delta Y_{et}/r_t)$$

$r$  は就業労働者一人当たりの国民所得であり、この式は追加雇用量と生産性上昇の関係を示す定義式。

$$(13) \quad r_t = (1.03)^t \bar{r}$$

生産性上昇のプログラムで、外挿式。

$\bar{r} = r_{1954} = 53\text{万リラ}。$  グローバルな生産性上昇率を3%としているのは、計画テキストで、農業、工業、サービスの三部門の生産性上昇を3%としているので、便宜上そうしたもの。産業構造の高度化などの予想を入れて、カルルッチは、生産性上昇率を3%と算出した。

## (II) 形成過程

前項に見たようにこの計画の論理的内容は、ほとんど定義式と外挿式から成っていることがわかる。(8)式と(9)式の二つの投資函数式に、この計画の実践的意味がかかつてゐる。両式は、一定の国民所

得の生産目標に対し雇用と投資の必要量を対応させたところの、いわば広い意味でポスト・ケインジアン・モデルである。

この計画の作成を命じたシエルバ内閣は、一九五三年六月の総選挙ののち、数回の短命内閣の出没ののちに、ようやく成立したものである。この総選挙では、与党たるキリスト教民主党の議席にプレミアムをつけるための極めて人為的な選挙法を強引に成立させたのに行われたもので、与党の圧勝が予想されていたのに、結果は、前回より後退して、左翼政党が意外に進出したのである。

これよりさきイタリア労働同盟は一九四九年第二回大会の決議によつて、翌五〇年ローマで国民経済会議を開き、今日いろいろな意味で有名となつてゐる構造的改革の先駆たる「労働計画」をうちたてている。この会議と計画は非常な国民的反響を呼び、労働者階級の代表のみならず広い国民層の支援を得、今まで右翼的ないし自由主義的と見られた経済学者や政治家の賛成を得た。その反響は、そのまま総選挙まで持ち込まれ、前述のような結果となつた。

「ヴァノーニ計画」は、このような環境で保守党から提出された反対措置であり、労働計画に代るものとして国民に宣伝さるべきものであった。

### (三) 意義と役割

成長理論のヴィジョンが資本主義経済の生産力の能力を、他の体制とくらべて、特に意識して問題にしたものであるように、そのイタリア的実践であるヴァノーニ計画は、シカゴ大学のウェリズも指摘するとおりに「現存の体制的機構の中でも一〇年間でイタリアの

主要な経済問題が解決しうることを立証する重要な宣伝目的に仕えた」のであり、「そのようなものとして、それは政府と党たるキリスト教民主党的経済思想と経済政策を形成する」のであつた。

百数十万の失業は、第二次大戦敗戦後のイタリア最大の問題であったが、経済政策の方向として政府は、有効需要増大によって雇用を増大させるケインズ的政策をとることも考え、敗戦直後そのための委員会までつくつたが、ケインズ的政策は直ちにインフレを起すと考へられたので、採用されなかつた。やがて一九四七年社共両党が内閣から追い出され、同年五月第四次デ・ガスペリ内閣が成立し、副首相兼予算相となつたエイナヴディ（トリノ大学教授、イタリア経済学界の重鎮）が、かれが若いとき学んだ「古典派的公準」をひっさげて、ディス・インフレ政策を行つた。そのあとで、前述の選挙が不満な結果で終つた。

投資を有効需要一般としてではなく、イタリアでのボトル・ネックたる資本設備の不足を充足させるものとして把え、早くから成長のための公共投資を推奨していた人々として、前記のモリナーリ教授や、サラチエーノ教授などがあるが、この人々の理論を一九五四年になつて、やつと取り上げた現実の成熟過程は以上のごとくである。

質問一（亜細亜大学 石村暢五郎）

一 エイナウディ・プランとヴァノーニ・プランとは本質的に何がちがうか。

二 チェネリが産業連関分析の地域的適用を研究し、南部イタリア開発を打ち出したと思うが、この計画は如何。

三 財源の問題をお尋ねしたい。イタリアは年々国家予算面で、

三一四割赤字を出していると聞いているが如何。

答 一、エイナウディにはプランというようなものはありませんが、政策としては、インフレに対し古典派的なディス・インフレ策をとりました。失業は少しも減らず、かえつて倒産が続出しました。ヴァノーニ・プランは、いわば、ポスト・ケインジアン的計画であって、資本係数一定、つまり資本家のビヘイビアを一定とすれば、資本設備不足こそボトル・ネックと考え、投資増大をサポートしました。

二、チエネリート・クラーク、そしてイタリアの婦人学者カオ・ピソナなどが、イタリアにおけるMSAのための調査として発表した産業連関分析は、I・O・分析の有名な初期の業績であります。現実の政策には用いられなかつた。南部開発は、前記の「労働計画」が、大いに主張したところであつて、政府はその圧力におされて南部開発金庫を設立した。「労働計画」の支持者として著名なステーヴェ教授が、前記のI・O・分析を、その動機と切り離して、かなり高く評価したことであつたが、いずれにしても、I・O・分析は今のところ実践的役割を演じていない。

三、敗戦直後から一九五一年ごろにかけて、再建のための支出のため赤字が続いたが、ヴァノーニ計画の時期に入つてかえつて減少している。租税収入の上昇は、計画年度に入つてから国民所得の上昇率をはるかに上廻つている。一九五一—五二年には総租税性向は一九・五%であったが、一九五六—七年には二三・二%にまで上昇した。一九六一—六二年度には二五・四%に上昇するはず。

質問二（一橋大学 小島清）

一、(9)式のaは具体的数値が与えられているか。どう解してよい

か。

二、(8)式の限界資本係数 $\alpha_2$ は、そのこの実績に比べて小さすぎはないか。そこに計画のソゴが伏在するか。

三、対外関係（国際收支、労働海外移動）は計画にどうとり入れられているか。

四、対外関係の有利な展開の計画への好影響、南部開発への悪影響をどう評価するか。

答 一、前出のモデルでは数値を与えることは出来ない。何故なら、この種類の投資は、一〇年間の大体の見通しが与えられているだけで、毎年投資額は、むしろ短期計画との結びつきとして、弾力性をもたせてあるから。

二、まさにその通りであります。その一つの理由として、ヨーロッパ共同市場加入のために、競争力増大のための設備増大の必要が挙げられる。その結果、投資水準も所得水準も、計画どおり、あるいは、それ以上に達成しているのに、計画の最大のターゲットたる雇用増大は、この好況にかかわらず極めて不充分な水準にある。

三、国際收支の赤字は、この計画が実施されれば、生産性上昇によって解消されるだろうという見込みが含まれていただけであつたが、これは今のところ予想以上に容易に解消した形になつていて、労働移動も計画以上に達成された。

四、南北の不均衡が解消されないまま、一応計画通りのグローバルな成長がつづいている。日本流に云えば、いわゆる「二重構造」をふくんだままの成長であり、成長が、いろいろな意味で安定のと

れた成長でなければならないという点で、イタリア経済最大の弱点は、依然持ち越された形である。

質問三（大阪市大 吉田義三）

Dはどうして計算されたか？

答 計画原文には算出方法がないので、わたしも、いろいろイタリアで聞きまわったが、よくわからなかつた。かなり「勘」にたよつたものと推察している。

質問四（大阪市大 奥村茂次）

(1) ヴィアーノー・プランにおいて民間投資促進のための誘発投資はどのような方面に主要点をおいたか。

(2) 「労働計画」は、その後どのように発展しているか。

答 (1) 誘発投資は私的資本と競合する生産的部門を避け、「外部経済」に集中された。私的独占資本に遠慮しすぎている。という批判が出ている。

(2) 「労働計画」は、あれほど大きな反響を与えたのに、それ自体は、あまり実績をあげなかつた。その後「労働経済」という形で主張され、「構造的改革」へと発展した。要するに労働者階級が国民経済のための経済綱領を持つというのが趣旨であつて、今後ともいろいろな形で発展すると思われる。ヴィアーノー・プランが、構造的改革の初期形態の「労働計画」に対して、時間的にも内容的にも、文字通り「リアクション」であることを注目したい。（追記、この点ではわたしの、経済評論一九六一年六月号、十一月号、また社会経済史大系（弘文堂）第八巻に寄せたわたしの小論を参照していたければ、と思います。）

## マラヤの経済計画

松尾 弘

山岡 喜久男

（千葉大学）

ess Report on the Development Plan of the Federation  
of Malaya 1950-1952, Kuala Lumpur, 1953 を参照）。

はじめに なんという「マラヤ」とは、「マラヤ連邦」および「シンガポール自治州」を指す。区別する必要のあるときは、一方を単に「連邦」とよび、他方を「シンガポール」ということにする。また本稿中の「ドル」は、すべてマラヤドルで、日本の一八円〇三銭（IMF平価）である。

### 1、マラヤ経済開発計画への志向（十カ年計画）

戦後最初に現われたマラヤの経済開発計画は、十カ年計画であるが、これは一九四五年の「イギリス植民地開発福祉法」（Colonial Development Welfare Act）によりイギリスが全植民地の開発と福祉のために一億二千万ポンドを用意し、各植民地に対し一九五六年三月末日までに至るまでの十年間を計画期間として、開発計画をイギリス政府に提出するよう求めたことに端を発する。マラヤではその指示に従い、どういう計画を立ててイギリス政府から援助を受けるかという協議を重ねているうちに時間をくわれ、具体的にはいつの間にか次に述べる六カ年計画に変ってしまった（Office of Member for Economic Affairs, The Treasury; Progr-

との戦いで、この「非常事態」費は、一日当たり三五万ドル（一九六〇年七月末非常事態終結宣言までの一二年余にわたり、約一五億ドルを費しているが、これは次に述べる第一次五ヵ年計画の総開発費約一〇億ドルよりもはるかに多い）の支出を余儀なくされていたが、これは誠に手痛い打撃であった。

このような悪条件が重なったために、六ヵ年計画の成果は上らなかつた。そしてたびたび計画案を改訂しているうちに最初の計画案は台なしになってしまったが、計画案そのものにも何か大きな欠陥があるのではないかという反省が行われた。それを一言にしていえば、基礎調査が欠けていたこと、および、計画には専門的な技術知識が必要であるにも拘らず、それが欠けていたことに気付いたことである（前掲書参照）。

### 三、本格的経済開発の準備——世界銀行調査団

#### 報告書

こうして基礎調査と計画立案を専門家にしてもらうことになり、イギリス、シンガポール、連邦の三政府の要請によって世界銀行調査団は一九五四年一月から五月まで調査を行い、一九五五年に七〇〇頁にのぼる報告書を発表したが、その中に開発計画の勧告案が細部にわたって提示された（IBRD, The Economic Development of Malaya, 1955. 参照）。

### 四、連邦の第一次開発計画（一九五六—六〇年）

「世銀調査団報告書」の基礎調査と勧告、並びに英政府当局との間

に行われた「ロンドン制憲会議」 London Constitutional Conference（一九五六年一月——二月）においてみられた合意によつて、連邦政府は、一九五六年——六〇年間の五ヵ年に実施すべき開発計画の作成を開始した。この「第一次五ヵ年計画」によれば、公共投資の合計額は、約一一億一、三八〇万ドル、このうち、一〇億九五〇万ドルが、経済および社会開発に、九三〇〇万ドルが防衛費に、三、六〇〇万ドルが予備費に配分されている。また、このうち、防衛費等を除けば、六〇%が経済部門に、三〇%が社会部門に、一〇%が政府部門に配分される予定とせられた。

開発計画の第一順位は、ゴム老令樹の豊産種との植替えで、それはゴム産業が輸出総額の六〇%を占め、歳入に多大の貢献をなしているというだけでなく、経済開発自体が、この産業の稼得力の増大に依存するという事実の認識にもとづいている。しかし、ゴム單一栽培から脱却して、農業の多様化を達成し、食糧自給へ接近する方策も講ぜられており、とくに、米の増産のための排水灌漑施設の修理、拡張が重要な地位を与えられている。そして、鉱業および工業開発の奨励、北クラン海峡の港湾構築（スウェッテナム港の拡張）が計画されている。第二順位は、教育施設の拡充（小学校の全就学児童の受入れ体制の整備、中学教育の拡充、農村高等学校および技術研究所設置など）および、とくに農村地域に重点を置いた公衆衛生保健施設の拡充および給水計画がそれに含まれ、第三順位は、住宅、運輸、通信部門の近代化および拡張が含まれる。第四順位は、政府関係の建設費、その他政府の都市計画が含まれている。

次に第一次計画の成果をみると、予定された公共投資総額一一億五千万ドルに対して、五カ年の実際の総支出額は、九億七千万ドルとなつており、達成率は、八五%に止まり、目標と一五%の懸隔を示している。この完全な達成を不可能にした事情は、(1)独立への政治的転換や再調整に伴う政治的、行政的混乱や非能率、(2)「非常事態」対策に払われた政府の時間的、資源的犠牲、(3)一九五七—一九年の世界貿易不況による政府の財政状態の悪化等があげられている。しかし、計画の終結に先立つ二年間に、ゴム、スズの価格の回復によつて財政状態も好転し、最終の盛り上りによつて、計画目標に急速に接近し、かなりの成功を収めたといつことができる。

(Federation of Malaya, "Report on Economic Planning in the Federation of Malaya in 1956" および "Second Five-Year Plan 1961—1965" Chapter I を参照)。

### 五、連邦の第二次開発計画（一九六一—六五年）

第一次計画にひきつづき、一九六一年度より発足した「第二次五カ年計画」が、その基本方針として、かかげているところは、(1)農民の経済的、社会的厚生の水準の上昇、(2)計画期間中、一五%増大する可能性のある労働年令人口への雇用機会の提供、(3)ゴム価格の低下に対抗すべき産出能力の増大、(4)農業生産の多様化と工業発展の助成、(5)社会用役の発展（教育、公共保健業務、住宅建設、公益事業の推進）であるが、これらのうち、農業地域開発に投ぜられる公共投資額を合算すれば、全公共投資額の五〇%に達するものといつておる、また、計画の進展に伴つて、三四万人に新たに雇用機

会が創出され、そのうち、十三万ないし十五万人が農業部門に吸収されるものと予定されている。これによつてみると、「第二次計画」が「第一次計画」に比して、農村地域開発に一層の優先権を与えていることは明白である。連邦政府が農業部門への一層の重点移行を決意するに至つた理由としては、(1)連邦政府が一九五九年度の州議会および連邦議会の選挙で、東海岸の農村地域であるケランタンおよびトレングスの諸州を反対党に奪われたのにかんがみ、次期選挙に農村地域で得票の挽回を計ろうとする意図が予想されること、(2)第二次産業に比して、農業開発、ことに開墾の方がコストからみて雇用吸収力が高いと推定されたこと、(3)副首相兼国防相という強力な地位にあるラザックが農村地域開発相であるという政治的背景等があげられるであろう。

次に「第二次五カ年計画」の公共投資は、二一億五千万ドルに達するが資金源は、政府余剰二億ドルと「中央電力庁」「マラヤ鉄道」その他の政府企業からの借入一億四千万ドルが含まれる。したがつて、政府の公共投資のために必要な残額は、一八億一千万ドルとなり、この不足分の調達は、「雇用者備蓄基金」(Employees' Provident Fund)「通貨局」、商業銀行、郵便貯金からの借入れや外国借款が考慮されている。こうして、国内、国外借款並びに贈与五千万ドルを含めて、一四億八千五百万ドルが種々の財源から調達される可能性があるが、前述の一八億八千五百万ドルから差引くと、なお三億二千五百万ドルの不足分が残る。これは外部援助によって調達すべく予定している。

次に、「第二次計画」の目標を達成するための民間総投資額約二

第一表 第2次5カ年計画の民間および公共総投資の財源

(1961-1965) (単位100万ドル)

## I 総財源

国民貯蓄	3,700
純外国開発資本および海外資産の利用	1,350
総計	5,050

## II 民間投資の財源

自己金融およびその他の民間非銀行財源	1,750
雇用者備蓄基金	200
ゴム植替え資金（B資金）	185
銀行組織からの国民貯蓄借款	280
小計：国民貯蓄からの民間金融	2,415
民間外国開発資本（外国会社の保留稼得額を含む）	485
総計	2,900

## III 公共投資の財源

政府負債の年賦償還前の政府および政府企業の余剰	560
政府差額からの民間部門への移動	-75
小計：公共貯蓄	485
雇用者備蓄基金及び郵便貯蓄銀行	550
通貨局および銀行からの国民貯蓄借款	250
小計：国民貯蓄からの政府金融	1,285
外国借款および贈与（負債償還を引く）	505
通貨局および銀行の海外収支残高からの借款	100
政府残高の使用（減債基金を含む）	260
小計	2,150

九億ドルが考えられているが、その財源は、連邦の国民貯蓄に求められる。この期間の国民所得総額の推計三一〇億ドルの一・二%の三七億ドルを国民貯蓄と推定しているが、この三七億ドルのうち約一二億八千五百万ドルが公共投資に吸収される予定なので、その残額二四億一千五百万ドルが民間投資に使用しうることになる。なお、

不足する四億八千五百万ドルは、連邦内の外国人所有のエステートおよび企業の利潤からの再投資に期待し、さらに若干の民間資本の流入が加わるものと予想している。次表は、民間および公共投資の財源調達を対比して示したものである。（Federation of Malaya, "Second Five-Year Plan 1961-1965"を参照）。

## 六、シンガポールの開発計画

シンガポールは、連邦の第一次5カ年計画実施中に、それに見合う開発計画をもたなかつたようで、その頃の開発支出は、主として公益事業や住宅建設などに向けられている。この小島は、一九五九年六月三日に、外交と国防を除いてほぼ完全な内政自治権を獲得してシンガポール自治州となつたが、その直前の五月三十日の総選挙で人民行動党(PAP)が勝利を収めた結果、同党が政権を担当し現在に至っている。同党は総選挙前から工業化に重点をおく五カ年開発計画を発表していた。シンガポールが工業化計画を積極的に推進せざるを得ない理由は、まず、第一に、四・三%（一九四七—五七年）に達する人口の急速な増加率、それに伴う要扶養者比率の増大からくる経済的、社会的圧力の存在であつて、こうした人口圧力に伴つて社会的用役、ことに住宅建設（年間約一万戸）が必要となり、また急増する経済的活動人口（計画期間

に五万二千人増加の見込み)に雇用機会を与えなければならないという問題が生ずる。

次に、シンガポール経済の生命である仲継貿易は各國が工業化を行って、輸入を縮少し、さらに直接貿易を行おうとする一般的の傾向が存するので、こんご仲継貿易に、どれだけ期待しうるかには問題があり、むしろ、衰退の危険も少くない。したがつて、この点からも、急速な工業化が避け難い問題となつてゐる。

最初の工業開発五カ年計画は、実行の準備段階において、一九六一年四月から始まる新しい「開発四カ年計画」となつたが、その投資配分は次のとおりである。

第二表 シンガポールの四カ年開発計画の公共投資額

(単位百万ドル)

	経済開発	社会開発	行政関係	総計
	五〇七・九五	五八・三二%		
経済開発	三四九・八八	四〇・一七%		
社会開発	一三・一九	一・五一%		
行政関係				
総計	八七一・〇二	一〇〇・〇〇%		

次に、この「四カ年計画」のための財源調達の問題であるが、まず、経常予算の收支から生ずる歳入剩余金が、一億八、六三〇万ドル、これに追加徴税額三千万ドルを剩余金として追加し、その合計額から国債利子支払(一億二〇万ドル)を控除すると、一億一、六一〇万ドルとなる。その他、政府の種々の基金、その他の法定機関の資金残高等から二億四、五三〇万ドルの調達が可能であり、さらに国債応募に「中央備蓄基金」その他に二億三千万ドル程度期待できるので、国内財源にもとづく資金調達は、五億九、一〇〇万ドルとなり、これ

で総所要資本額の三分の二以上に達して、外国に期待する資金額は二億七、九六〇万ドルとなるが、英國より期待する供与(うち、八六〇万ドル確定)および借款(うち、四、三〇〇万ドル確定)の一億七、九六〇万ドルを超える所要額一億ドルは、他の海外の財源、できうれば世銀よりの借款を期待している。

おわりに、この計画の進展は、予定歳入が実現するか否かが大きい要因となっているので、開発計画の修正が起る可能性がある。

現在、シンガポールは過渡的段階にあって、人口圧力、国内体制の政治的要請のゆえに、経済を完全な自由放任体制に置くことはできない。この段階においては、商業優先経済より、工業中心経済への変化が円滑に、効果的に行われる必要がある。この『四カ年計画』は、シンガポールの経済的進化にいかに寄与するかにおいて最終的に評価される。これが計画書の要請であり、結論である。(“State of Singapore Development Plan 1961—1964,” Ministry of Finance, 1961. を参照)。

## 七、マラヤ開発上の問題点

マラヤは、マレー人(マラヤ全体の人口の四三%、一九五七年セニサス)、華僑(四四%)、インド人(一一%)、その他(二%)よりも多民族社会であり、外国資本(特にイギリス人資本)と外国企業(特にイギリス人と華僑の企業)が、そして労働者も華僑とインド人が、マラヤ経済の発展に特別な重要さをもつてゐるので、人種的にも経済的にもいわゆる複合的性格をもち複雑である。

大まかにい方をすれば、①資本的には大きくヨーロッパ人の大

規模資本がマラヤの二大特産物であるゴム、スズを支配し、それに伴う貿易、金融、保険、海運を支配し、(2)華僑はそれにつながつてありとあらゆる種類の第一次、第二次、第三次産業に進出し、殊に国内商業活動では圧倒的な勢力をもつてゐるが、彼等の資本はそのほとんどが中小乃至零細規模のものばかりである。インド人はゴム園労働と商業、金融面に顕著な活動をしているが、華僑の経済的勢力には比すべくもない。(3)マレー人の経済は最近著しく流通経済化しているけれどもまだ農業経済の段階にあって米と魚の変貌した自給経済である。そして経済的刺戟に適応しない社会構造と価値を持っている。それにも拘らず連邦におけるマレー人の政治的地位は圧倒的に優勢である。妙に見えるが、経済力の最も弱い民族が政治的には支配者なのである。従つて問題はこの「三重経済」構造を分析することの中に見出されねばならない。開発計画を表面的に眺めただけでは、治安はよく、政治的にも経済的にも安定し、開発効果は着々上つており、外国資本も歓迎しているので、東南アジアでここ位住み心持ちのよい楽土はないよう見える。しかし伝統的宗教と習慣にとりかこまれて企業精神の欠けていたマレー人をいかにして早く経済的にも有能な人間となし得るか。経済開発はおそらくかれ社会生活のあらゆる領域と階層の人々とを経済的合理性の中にまきこむから、サルタン制度の民主化や土地保有制度の改革や回教の合理化、近代化などが問題となるであろう。しかし、これも要は、マレー人社会の側に発展の意欲があり、その意欲達成のために清算しなければならない伝統的遺産問題を解決して行くだけの心構えがあるかどうかの問題である。

また華僑の経済的勢力はマラヤの内部経済では圧倒的といつても、彼等の資本はまだ前近代的でいまのところ近代的工業資本に転化し得るだけの基礎条件がそろっていない。したがつて、シンガポールの工業化政策も、その前途は容易でない。それにマラヤには券銀行がない。マラヤのドルは裏を返せばイギリスのボンドである。そのことはマラヤ独自の財政・金融政策を通しての開発政策はあり得ないことを意味する。これもいつかは解決しなければならない問題である。

結局、経済開発の問題は、資源や資本があるとかないかという問題ではない。それは人間の問題である。資源を開発し、資本をつくり出す腕と頭があるかどうか、それを能率的に使えるような政治制度や社会組織、経済組織を持つてゐるかどうかの問題である。低開発状態にある国の経済開発問題の核心はここにある。「土地を耕す前に人の心を耕す」ことが「飛躍」への前提条件である。

質問一（大阪市立大学 尾崎彥朔）

政治的独立を表現する経済自立化といわれるが、計画と自立化の関係は如何。

答 一九五六年一月から二月にかけてマラヤ連邦独立に関する「ロンドン制憲会議」(London Constitutional Conference)が開かれているが、この会議においてはマラヤ連邦とイギリスとの間における将来の財政および経済関係が重要議題になつてゐる。この会議で二つの基礎原則が財政に関して承認されているが、それは(1)マラヤ連邦の完全自治政府の獲得は財政の自立自足の原則を意味する、(2)マラヤ連邦は、将来における財政安定のかなりの保証が与え

られる環境のもとに、完全自治へと進むべきであるというのである。マラヤ連邦は、一九五七年八月三一日に完全独立国として発足したが、その政治的独立はいまのところ表面的形式を整えたにすぎず、経済的にはまだ旧植民地経済の延長であり自立性がない。そこで一九五六六年十月に始まる五ヵ年計画は、ゴム・スズに偏した不安定なマラヤの経済構造を改めて、経済的にも独立国にふさわしい自立化を一つの重要目標にしている。しかし現在のところでは、不安定要因であってもゴム・スズは総輸出額の八〇%を占め、概算による平均総国民生産の四〇%を占めるほど大きいので、矛盾したいい方のようだが、マラヤ経済を安定させる最大支柱としてゴム開発に最大最高の順位を与えるを得ないことになる。ゴムから上の利得、他の産業からの利得、そして外部援助によつて、ゴム・スズ以外の産業が相当な程度に開発されるまではゴム第一主義がやめられない。従つて経済の現状は一応そのまま是認し、不足する開発支出は外部援助に頼り、無理をせずに、漸進主義で開発計画を進めて行こうとするのがマラヤ連邦開発計画の一般的性格であり、一気に経済自立化を達成しようとするのを考えていない。要するに「政治的独立」という看板を掲げたので、内容的にもその看板にふさわしい国とするため経済開発計画を続けて行つて、将来は完全な「経済自立化」を達成しようとするのである。

質問二（中央大学 加藤寿廷）

- (+) 徒属負担に関して、一五才で区別するのはアジア一般の状況からおして問題があるのでないか。
- (+) 第一次五ヵ年計画の達成率八五%は、現況からおして成功と

みてよいかどうか。もし成功とみてよいならば、その理由は如何。  
(+) 第一次五ヵ年計画における民間部門の参加（例えば民間投資）については、その状況は如何。

答 (+) 徒属者の問題は、シンガポールの開発計画で特に重視されているのであるが、それは人口圧力の問題をたんに人口密度や人口増加率だけでとらえるのではなく、人口構造の変化についても注意を払つて、最近の人口急増が、一五才未満の人口比率を高くし、（一九五七年に四二・八%一九八二年予測四六・九%）生産的な年令層への依存度を高め、それが工業化の推進を不可欠なものにしていることを指摘しているのである。ところで、出問者は、一五才未満という切り方をアジアの一般状況からみて妥当かというご出問と思われるが、国連がエカフェ地域について、この基準（一五才未満、六〇才以上）を適用しているのも、センサスの年令データを先進国や他の地域と比較可能にするという技術的理由からだけでなく、すでにアジア諸国にこの基準を適用することが、制度的現状（学校制度や労働基準の漸次的確立）からみてほぼ妥当ものであると考えているからではないだろうか。

(+) 達成率というものは、その数字自体で判断されうるものでなく、それぞれの個別の事情に随伴する諸条件に照らして判定されるべきものであろう。連邦の場合、(+) 独立に伴う政治的、制度的再調整の困難、(+) 「非常事態」に伴う政府の巨大な経済的負担、(+) 計画期間中におこった世界的不況によるゴム・スズ価格の低下による財政収入への打撃等の諸条件を考慮すれば、八五%の達成率は、国会における反対党の批判的発言にもかかわらず、成功的のものであった

といつて差支えないと思う。しかし、八五%という達成率は、集計値であつて、開発における構造上の諸問題（例えば、農業部門と、非農業部門との発展の均衡）を語るものでなく、むしろ構造上の問題が「第二次計画」への重点移行をうながしていることを報告で申し上げた次第である。

(2) 「第一次五年計画」期間中、総投資額は、ほぼ三〇億ドル、国民所得の一%に達したが、このうち、約三分の二が民間部門に起つたものと推定されている。民間部門の投資増大は、まず、製造業部門に起つたが、工業成長のための政府の環境醸成政策が功を奏

したものとみられよう。ペタリンジャヤ工業用地設定などは、その典型的のものとみられる。鉱業部門は、スズ産業の停滞と鉄鉱業の発展とが相殺して余り変化をみせていない。農業部門は、連邦の最大部門であるが、この部門の投資増大は、政府のプログラムの刺戟によって起つているが、ゴム樹植替え、灌漑施設の増大、開墾計画の推進等によつて、耕作面積が五%、農産物産出量が一二七一五%の増大を示している。民間企業の活動しうる枠を設定、整備するという連邦の経済政策は、この期間中、民間投資を全体的にみてかなり前進させたといつてよいようである。

# 東欧共産圏における国際計画化

—一つの展望として—

加藤 寛  
（慶應大学）  
丹羽 春喜  
（関西学院大学）

東欧共産圏における圏内国際経済関係を理解するうえにおいて、

いうまでもなく、最重要なファクターは、ソ連の対東欧政策である。しかも、このソ連の政策は、終戦後現在まで、とくにスターリンの死を一つのわかれ目として、かなりの変遷を経てきている。また、一九四九年の「相互経済援助会議」（エス・エー・ヴェー）、もしくは、CEMAまたは「コメコン」の発足以後は、その活動を無視してはなにとも理解し得なくなることは当然であるが、とくに、一九五六一五七年頃をさかいとして、それ以後はコメコンが圏内全域にわたる広域計画化機関としての性質を強く持つようになって来ており、したがって、一九五七年以降を全く新しい時期のはじまりとして規定せざるを得ないのである。

このような見地から、東欧共産圏の圏内経済関係を分析するうえで、次のような時代区分を設定することが便利である。<sup>(1)</sup>

1945年—1949年 終戦直後期  
1950—1953年 スターリン体制の最高潮期  
1954—1956年 過渡期  
1957年 計画がはじめて試された時期  
——  
いうまでもなく、われわれが取上げたような問題については、すでにかなり多量の労作が公けにされている。しかし、ソビエトの文獻をも含めて、大部分の著作は、重要な時期であるところの、「終戦直後期」の分析が欠けており、また、この時期について鋭い分析を行なっている唯一の書物というべきスバルバーの労作には、一九五七年以降についての分析が欠けているのである。われわれの試みは、このような空白部分をうずめようとするものである。

終戦直後期については、現在ではすでに資料の入手が困難となり、充分な分析はなし得ないが、しかし、スバルバーやゲルシ

エングロンなどが収集したデータによると、この時期のソ連の対東欧政策は極めて収奪的なものであったようである。

第1表は、当時のソ連の対外取引で推計可能な項目を示したものであるが、賠償による物資取得が通常の商業的輸入総額の3倍ないし4倍、東欧からの商業的輸入の実に十数倍におよんでいるのである。これに比べれば、一九四七年から開始された衛星諸国へのクレジット供与は、それを償うにはあまりにも少額であつたといえよう。当然のことながら、衛星諸国側の資料、たとえば第2表のハンガリーの数字からも、同じ状況をうかがい知ることがができる。当時、ソ連の賠償収入は、その国民所得の約3%に達していたと計算することができ、これは西ドイツにおけるマーシャル援助の比重よりも大きかった。そして、合計でソ連国民所得の20%以下に過ぎなかつた東欧衛星諸国にとつては大きな負担であった。

交易条件も第3—第6表に示したごとく、ソ連にとつて極端に有利、衛星諸国にとつて極端に不利なものであった。ポーランド炭の対ソ特別輸出は、ドイツ賠償の一部をソ連がボーランドに引渡す見返りとして極端な低価格供給が行なわれたものであるが、ボーランドは、これにより、差し引き900万ドル以上の年間損失を出していたといわれる（第1表、第3表参照）。

この間、冷戦の激化、マーシャル援助の発効、東西貿易の萎縮などの世界状勢に対応して、東欧共産圏のブロック化と自給度の向上が急速に進んだ（第7表参照）。一九四九年に発足したコメコンの活動は、未だなお摸索的な段階であって、その成果は具体的には見るべきものが少なかつたが、圏内貿易の拡大がその総会でくり返し決

(No. 1) 1947年のソ連対外取引 (100万ドル)

商業的輸出入		
輸出総額	759	(うち対東欧 192)
輸入総額	734	( // 173)
貿易収支	+25	( // +19)
賠償による物資取得		
2,000～2,700		
うちわけ	ハンガリーより	35
	ルーマニアより	78
	フィンランドより	87
東ドイツより		
経常産出物	1,000	
撤去工場設備	800～1,500	
ポーランド炭特別輸入評価益	94	
アンラ援助物資取得	56	
クレジット供与	267.5	
ドイツ賠償のボーランドへの引渡し	40	

(備考) 賠償額についての資料は、東独に関しては J. H. Furth および G. W. Harmssen のデータを用いた (American Economic Review, Vol. 38, pp. 924—932)。他の諸国については、N. Spulber の著書によった。

(No.2) ハンガリー輸出入 (100万フォント)

	輸出			輸入		
	1946	1946~7 (7月~7月)	1948 (1月~9月)	1946	1946~7 (7月~7月)	1948 (1月~9月)
商業的貿易	420.5	836.4	1122.6	370.6	944.0	1473.6
援助	—	—	—	232.5	254.2	122.3
賠償	1032.0	1223.2	854.1	—	—	—
	1452.5	2059.6	1976.7	603.1	1198.2	1595.9

対ソ連商業輸出 (1946~7) 176.2 (100万フォント)

対ソ連賠償物資引渡し (〃) 782.7 (〃)

(資料) N. Spulber, *The Economics of Communist Eastern Europe*, Chapt. 6.(No.3) ポーランド炭の対ソ特別輸出

	対ソ輸出量	対ソ価格(トン当たり)	世界市場価格(トン当たり)
1946年	800万トン	1ドル	10~12ドル
1947年	650万トン	1ドル	15~16ドル

(資料) *The Annals*, May 1949, A. Gerschenkron の論文参照。(No.4) ハンガリーのボーキサイト輸出価格 (トン当たりドル)

	1950	1951	1952	1953	1954
対ソ連	5.6	5.3	4.9	7.5	11.6
対チエコ	12.7	11.0	10.8	11.0	10.8
対東独	12.0	12.8	12.7	11.1	11.1

(資料) ECEの数字による。Cf., *Economic Survey of Europe in 1957*, Chapt. VI-p. 3.(No.5) ハンガリーの交易条件 (1947年)

	(1) ハンガリーの 輸入価格 1938=100	(2) ハンガリーの 輸出価格 1938=100	(3) 交易条件 (2)/(1)×100
西ヨーロッパ	760.7	869.8	114.3
東欧衛星諸国	771.4	668.8	86.7
ソ連	717.9	547.0	76.3

(備考) A. Gerschenkron の算定による。Cf., *The Annals*, May 1949.

(No.6) 1948年チエコスロバキアの輸出価格 (1937年=100)

	総輸出	対ソ連	対東欧(ソ連を除く)
靴類	764	605	—
綿織物	433	316	569
鉄鋼製品	270	137	320
電気機械	300	215	—
動力機械	372	264	548
工作機械	430	388	—
農業機械	278	—	327

(備考) N. Spulber の前掲書による。

(No.7) 共産諸国の貿易額中共産圏の占める割合 (%)

	1948	1950	1953	1954	1956	1957	1958	1959	1965 (計画)
アルバニア	38	100	99	99	97	96	98	...	...
ブルガリア	83	89	87	87	84	85	86	...	...
ハンガリー	34	61	77	70	62	70	68	67	75
東ドイツ	75	86	77	75	73	73	74	...	76
ポーランド	41	59	70	70	61	61	58	62	65
ルーマニア	73	83	84	72	78	80	...	...	...
チエコ	40	55	78	75	66	68	71	71	75

議されたことは、國內貿易の比重を高めプロ  
ツク化を促進するうえで、かなりの効果をお  
よぼしたであろう。

一九五〇—五三年の時期は、このような圈  
内諸国の対ソ・対圏内貿易依存度がピークに  
達した時期である。賠償はやや減額された  
が、ソ連との合弁企業が発達し、これによる  
ソ連の利得が巨額にのぼった。

合弁企業は、とくにハンガリーとルーマニ  
アで発達し基幹産業の大部分に大きな比重を  
占めるにいたつた。東独では、むしろ、ソ連  
所有企業が多く、一九五〇年初頭で、全東独  
鉱工業生産の27%を占めていた。<sup>(2)</sup>

合弁企業設立にあたっては、ソ連は戦利施  
設を「出資」したのみで実質的な負担はな  
く、しかも、合弁企業は多くの場合免税で外  
貨の自由使用権を持つなどの特権を与えられ  
ており、この利潤の半額がソ連に引渡された  
のであるから、ソ連にとっては極めて有利な  
取引であった。しかも、普通、生産物の50%  
は、低い価格でソ連の自由になり、ソ連は、  
合弁企業のネット・ワークを通じて、直接に  
東欧圏の基幹産業を統制することができたの  
である。<sup>(3)</sup>

一九五三年春のスターリンの死去からハンガリー動乱までの時期には、賠償の打ち切り、合弁企業の解体、交易条件の一部修整など、ソ連の衛星諸国に対する譲歩策があいついでとられた。その主なるものを次に列挙しておく。

- (1) ポーランド炭対ソ輸出価格の改訂……スターリンの死後、対ソ輸出炭価は世界市場価格に近づけるように改訂された。さらに、一九五六年のポーランド政変後、終戦直後期に生じたポーランドの損失を補填するため、ポーランドの対ソ負債五億二千五〇〇万ドルを免除する協定が結ばれた。
- (2) ドイツ賠償に関する一九五三年八月の協定……(1)賠償残高二五億八千万ドル（戦前ドル）の免除（賠償の打ち切り）。(2)ソ連企業二十三の返還（二七億マルク相当）。(3)一九五二年に行なわれたソ連企業（六十六個）の東独移管に際して発生した東独側の対ソ負債、四億三千万マルクの免除。（ソ連軍隊の駐留軍費東独負担を、東獨国家予算の5%以内に抑える。
- (3) ハンガリー、ルーマニアにおける合弁会社の解体……一九五四年頃より開始された。当初は、有償で行なわれたため、ソ連の衛星国に対する多額の請求権となつて残つたが、ハンガリー動乱後はソ連側のこのような請求権は放棄された。
- (4) ハンガリーのボーキサイト価格の改訂……ハンガリーの主要産物の一つであるボーキサイトは、第4表に示すごとく、没収的な安値で対ソ輸出されていて、一九五四年から価格は引上げられた。
- 他方、一九五〇年の第三回総会以後ほとんど休眠状態にあつたコ

メコンの活動が一九五四年より再開され、東欧共産圏内の広域国際計画化を一層本格的なものにしようとする意図が表面に現われて来たのもこの時期である。そして、一九五六—五七年以降は、コメコンの計画化活動を中心とする新しい時期に入る所以である。

### 期 期 期

### 三

コメコン活動の時代区分				
索	眠	渡	脱	皮
1949年—1950年				一九五六年五月のベルリンにおけるコメコン第7回総会は、広域国際計画機関としてのコメコンの性格を決定した最も重大な意義を持った総会であった。
1951年—1953年	摸	休	過	
1954年—1956年				第8表に示したような現在のコメコンの機構、すなわち、多数の常設専門委員会を設け、加盟各國の専門家たちの討議によって、部門別の「きめの細かい」国際経済計画を作成するという方式が決定されたのが、このベルリンの総会であった。多くの場合、これらの常設委員会の下には、さらに幾つかの下級委員会が設けられており、また、常設もしくは臨時の「専門家作業グループ」が多数活動している。このような国際計画化の方式は、西欧側の共産圏研究家のあいだで、「東欧圏内計画化のデセントラリゼーション」として解釈されているものである。
1957年以降				

第7回総会直後に活動を開始した常設委員会は、一九五六年秋頃には、各部門に関する国際経済計画を一応作成したのであつたが、ハンガリー動乱やポーランドの政変によつて、コメコンの新路線と新機構が実際に活動を開始したのは一九五七年以降のことになつ

(No.8)  
CEMAの機構

CEMA 常設委員会一覧表 (1960年夏現在)

本部所在地	設立年
モスクワ	1956
ブダペスト	//
ブラー・ハ	//
ペルリン	//
ワルシャワ	//
ブカレスト	//
モスクワ	//
ソフィア	//
ベルリン	1958
ブラー・ハ	//
ワルシャワ	//
モスクワ	//
不明	1960

(資料) *Международные Экономические организации—справочник*, (Москва; 1960.), Стр. 295—317.

(備考) 常設委員会は、年々、相当な変動がある。下記の委員会は、廃止されたという確定的な情報がなく、あるいは現在でも存続しているかもしれない。

生産規格委員会(ブダペスト 1959), 地質委員会(モスクワ 1956), 木材・セルローズ・軽工業委員会(ブダペスト 1956), 貿易委員会(モスクワ 1956), 林業委員会(ブカレスト 1956), 統合計画委員会(不明)。

た。<sup>4</sup>

一九五七年以降のコメコンには、大別して、次の三つの特徴が現われて來ている。

第一、統一的圈内長期計画の作成……一九五六年末の東欧動乱の影響によつて、それまでの計画は大巾に修整をほどこされたが、このような修整作業や新規計画の作成作業においては、コメコン加盟各国の計画を相互により緊密に結びつけ、調整する、あるいはむしろ、コメコンが各国の経済計画に指令を与えるといった形が表面に出来て來ている。また重要物資についての圈内全域を通じての物材バランスを作成し計画化を行なうといった手法も、第七回総会頃から利用されはじめている。<sup>(5)</sup> 現在では、これに、産業連関分析の手法の応用が部分的に試みられていることは確実である。<sup>(6)</sup> 圈内国際計画の対象となる期間もますます長期のものになつて來ており、一九五七年の第8回総会では一九七五年までの、また、一九六〇年の第13回コメコン総会では、一九八〇年までの超長期計画が議題とされたのである。なお、このような各国経済計画の調整と圏内の総合的な広域統一計画作成の問題は、コメコンの「経済問題委員会」（本部はモスクワに所在）が最終的に担当している模様である。<sup>(7)</sup>

第二、国際分業・専門化および科学技術協力の重視……スターリン時代には、「一国社会主義」的な自給自足経済を各国に強制しようとする傾向があつた。その結果、立地条件を無視した投資が各国で個々独立に行なわれ、多大の浪費を生じていた。スターリンの死後、一九五六年のシールやニキーチンの論文（『イズベスチア』5月26日号、『プラウダ』7月27日号）を先駆として、アウタルキー的

#### (No.10) ソビエトと人民民主主義諸国との間で相互に開放交換された科学技術

文献数 (1947—1958年)

	ソビエト→人民民主主義諸国		人民民主主義諸国→ソビエト	
	総数	うち1957—1958年	総数	うち1957—1958年
基本建設用の設計 一技術的文献	2200	560 (25%)	135	70 (52%)
機械および設備の 製作用図面	5900	2100 (36%)	1370	560 (41%)
生産過程の技術的記述	2300	700 (30%)	1100	350 (32%)
諸種の技術的文献	6400	960 (15%)	800	275 (34%)

(資料) С. Д. Сергеев, «Экономическое сотрудничество и взаимопомощь стран социалистического лагеря» (Москва; 1959), Стр. 125.

(No.9) 金属加工用工作機械の専門化（1958年の協定）

	協定前 種類	協定後 種類
(全加盟国、全機種)	1893	1333
切削用機械	1454	1007
その他の工作機械		
	3347	2340
(切削用70機種のうち)		
ブルガリニアコツード	25	13
チヂイガラマニ	...	56
東ハボル	64	56
	20	16
	40	35
	14	6

(資料) ECE, *Bulletin*, Vol. II, No. 1.

政策への反省と  
国際分業重視の  
思想が比重を増  
すようになり、  
一九五八年頃に  
なるとフルシチ  
ヨフ自身が国際  
分業・専門化の  
必要を力説する  
にいたった（一  
九五八年7月9  
日、東独ビックテ  
ルフェルトでの  
演説および一九  
五九年一月の第  
21回党大会にお  
ける演説<sup>(8)</sup>。

かくて、一九五七年以降のコメコン活動は、国内の国際分業ない  
しは「専門化」を徹底化するという点に非常な重点が置かれてこと  
になつた。この部面に関しては、一九五八年一二月の第10回総会と  
一九五九年五月の第11回総会が大きな意義を持つていたとされてい  
る。一つの例として工作機械の場合を取り上げてみると、第9表に示  
したことく、一九五八年の協定によって、各国が生産にたずさわつ  
ている工作機械の種類はいちじるしく整理・減少せしめられてお

り、それだけ各国の専門化が進んだことがわかるのである。

加盟各国のあいだの科学技術協力も、急速に盛んになりつつあ  
る。一つの指標として、相互に開放交換された科学技術文献数をと  
ってみると、第10表に示したごとく、一九五七年以降のものが非常  
に多くなっている。一九五七年以降において、この方向に、いかに  
大きな努力が払われて来たかを示すものであろう。

第三、コメコンの統制力の強化……最近の西欧側の研究書では、  
コメコン機構のデセントラリゼーションの意義のみを強調するもの  
が多いが、現実には、コメコンの統制力が強化されている一面もあ  
ることが見逃されなければならない。その重要なものを列挙しておく。

(1) 一九五七年 第8回総会において、コメコンの「決済部」がソ  
連ゴスパンク内に設置されることが決定された。その活動の成  
果は、未だなお、大規模な多角決済が圏内で実現されるまでに  
はいたっていないが、東欧共産圏の圏内国際決済に対するコメ  
コンおよびソ連ゴスパンクの統制力がいちじるしく強化された  
ことは疑いを入れる余地がない。各国のクレジット協定など  
も、この「決済部」の承認を必要とすることになつている。<sup>(10)</sup>

(2) 一九五八年の第9回総会では、各国は、それぞれの長期経  
済計画を作成する2年前までに、コメコンを通じて他の加盟国と  
の長期的物資需給協定を締結するべきものと決定された。各國  
の経済計画に対するコメコンの支配力が強化されたわけであ  
る。

(3) 第7表に示したように、一九五七年頃まで比重を増大しつ  
つあった東西貿易は、一九五七年以降再び相対的に圧縮されはじ  
められた。

め、一九六五年頃には、圏内の自給度が非常に高められる計画になっている。圏内の統一的計画化を有効に実現するためであろうと考えられる。

(4) 従来、二国間協定にもとづく各種の委員会、たとえば科学技術協力協定にもとづく二国間の「合同委員会」Gemischte Kommissionen とコメコンとのあいだの関係は、いまいであつたが、最近では、それがコメコンの補助機関であるべきことが確認された。

(5) すでに述べたごとく、コメコン自身の性格が、初期の貿易協定の中介・調整機関といった消極的なものから、圏内広域経済計画の作成・執行機関という積極的なものに変つて来ており、しかも、加盟国代表の満場一致を議決原則としているため、コメコンの指令や要請が大きな強制力をを持つようになってきていた。

一九五八年五月、コメコン加盟各国の共産党主導者会議が開催され、以上のごときコメコンの新路線を討議し承認したということとは、一九五七年以降のコメコンの活動方針がいかに画期的なものであるかを示したものであった。

#### 四

終戦後、現在まで、共産圏内貿易は急速に発達して来た（第11表参照）。しかしながら、戦前の一九三六年における東欧諸国（ソ連を除く）輸出の全世界輸出に対する比重が8.1%であったのに対し

て、同じく一九五六年の比重が4.9%に過ぎない点、また、一九五

八年頃で、人口一人当たり年間貿易額が西ヨーロッパ諸国の平均二八〇ドルに比して東欧では一二〇ドル程度といちじるしく低い点から見て、東欧共産諸国の貿易は未だなおかなり立ち遅れていると考えてよいであろう。

貿易構造にも特異な点が見られる。計画経済国が自由市場経済国に對して依存度を高めることが、経済体制の安定という面で危険であるということと、共産圏内の統一的な國際計画化を可能ならしめるためにはブロック化をはからねばならないという理由からであるが、第7表に示したように、コメコン諸国の圏内貿易への依存度は非常に高く、しかも、一九五七年以降の傾向としてこれがさらに高められる計画になつてている。その結果、衛星諸国はソ連からの原料供給に全面的に依存することになります（第12表参照）、他方、機械工業の最も進歩した国の一つであり、物価構造においても明らかに機械工業品輸出型の国であるべきはずのソ連が（ソ連ループルの購買力は、鉱石類を別とすれば機械類において比較的高い）、機械類の純輸入国としての性格をますます強めつつあるという逆説的な状況が示されているのである。<sup>(11)</sup>

多角決済も、現在、それが大規模に行なわれていて形跡はない。事実、一九五七年の共産圏貿易マトリックスを作成し（第13表）、共産圏諸国についてのコムボーネント分析を試みてみた結果では、第14表に示したごとくCH（多角決済可能額）の部分が非常に小さく、ほとんど二国間でバランスしていることが認められた。しかも、一九五七年当時、衛星諸国に供与されていたクレジットの年間使用可能額は九億ドル程度であったと考えられ、ネット・ポジション額

(No. 11) 1950—59年の共産圏輸出年次増加率 (%)

	[圏 内]	[圏 外]	[総 合]
1950—51年	33.6	15.6	27.9
1951—52	18.2	-9.5	10.3
1952—53	17.6	-0.6	13.3
1953—54	9.0	9.9	9.2
1954—55	3.2	33.2	9.5
1955—56	3.6	19.5	7.6
1956—57	12.6	9.3	11.7
1957—58	5.6	8.4	6.4
1958—59	21.3	5.6	16.9

(出所) 片山謙二著『世界貿易の発展』(昭和36年), 272頁。

(No. 12) 衛星諸国の輸入におけるソビエトよりの供給の割合

	[1950年]	[1957年]
機 械・設 備	28.6%	26.5%
鉄 鉱 石	65.0	74.7
銑 鉄	68.1	84.0
圧延鋼材・鋼管	48.5	57.5
非 鉄 金 属	26.5	59.5
石 油	47.3	97.1
石 油 製 品	62.6	58.6
木 材	12.7	63.1
穀 物	77.9	83.9
綿 花	79.3	66.7

(備考) 1957年における石油についての数字は、オーストリア国家条約に基づくオーストリアよりの無償輸入およびルーマニア石油の再輸出を含んでいると思われる。この点については、ECE, *Economic Survey of Europe in 1957*, Chapt. IV, pp. 10—12. を参照のこと。

(資料) ≪Биенная торговля≫, No. 8, 1959.

(No.13) 1957年共産圏貿易マトリックス

(単位100万ドル)

輸出国 ↓	輸入国 →	資本主義国				ソ連	アジアの国	輸出合計
		アルゼンチン	ブルガリア	東ドイツ	ハンガリ			
アルバニア		1	4	3	2	2	1	31
ブルガリア	4		47	26	10	14	7	373
チエコ	6	34		132	76	78	37	493
東ドイツ	4	32	144		66	165	35	460
ハンガリー	3	8	75	49		22	12	1,792
ボーランド	3	12	61	125	33		17	487
ルーマニア	2	5	26	23	17	15		972
資本主義国	1	57	421	466	198	97		404
ソ連	32	173	551	862	249	431	1,752	3,271
アジアの共産国	4	36	12	625	968	278	2,248	5,355
輸入合計		59	334	1,403	1,792	680	1,260	6,610

(注) 作成の詳細については、丹羽春喜「共産圏貿易マトリックスの推計」(『経済学論究』15巻1号)を参照のこと。

[第13表に対する付録] 貿易係數表

		アルバニア	ブルガリア	チェコ	東ドイツ	ハンガリー	ポーランド	ルーマニア	資本主義諸国
		1	2	3	4	5	6	7	8
1	アルバニア		0.0027	0.0029	0.0017	0.0041	0.0021	0.0050	0.0006
2	ブルガリア	0.1290		0.0346	0.0145	0.0205	0.0144	0.0173	0.0162
3	チェコ	0.1936	0.0911		0.0737	0.1560	0.0803	0.0916	0.1507
4	東ドイツ	0.1290	0.0858	0.1061		0.1355	0.1698	0.0866	0.1406
5	ハンガリー	0.0968	0.0214	0.0552	0.0273		0.0226	0.0297	0.0550
6	ポーランド	0.0968	0.0322	0.0449	0.0698	0.0678		0.0421	0.1269
7	ルーマニア	0.0645	0.0134	0.0192	0.0128	0.0344	0.0154		0.0293
8	資本主義諸国	0.0322	0.1528	0.3100	0.2601	0.4066	0.5041	0.2401	

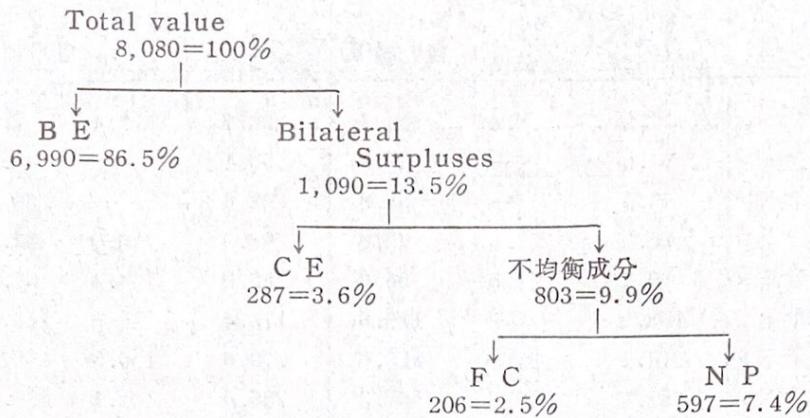
逆行列係數表

	1	2	3	4	5	6	7	8
1	1.0040	0.0043	0.0050	0.0037	0.0074	0.0051	0.0071	0.0032
2	0.1605	1.0170	0.0560	0.0352	0.0560	0.0477	0.0399	0.0404
3	0.3456	0.1775	1.1130	0.1840	0.3359	0.2660	0.2074	0.2576
4	0.3031	0.1813	0.2337	1.1127	0.3342	0.3588	0.2127	0.2669
5	0.1578	0.0587	0.1034	0.0721	1.0780	0.0981	0.0779	0.1009
6	0.1938	0.0938	0.0994	0.1468	0.1997	1.1141	0.1256	0.1965
7	0.0980	0.0334	0.0462	0.0371	0.0743	0.0554	1.0260	0.0540
8	0.4280	0.3375	0.5231	0.4719	0.7568	0.8113	0.4674	1.3086

(注) 第13表の貿易マトリックスのソ連およびアジア共産圏を外生部門として、波及効果分析用の貿易係數表と逆行列係數表を計算したものである。前掲、『経済学論究』15巻1号の丹羽論文を参照。

## (No.14) コムポーネント分析最終算定結果

(100万ドル)



(注) 算定の詳細については、前掲、『経済学論究』15巻1号参照。

よりも、むしろ支配的であつたことが明らかなのである。共産圏内の貿易および多角決済に関する周知の「スペルバーの図式」（相当大規模な多角決済回路を想定している）は、少なくとも、一九五七年以降について妥当といよいよである（彼の図式はドイツ賠償を考慮していないから、一九五三年までの時期についても妥当しているとは考えら

Bilateral Surplusesに近似しており、この点からも、双務決済が

支離的であつたことが明らかなのである。共産圏内の貿易および多角決済に関する周知の「スペルバーの図式」（相当大規模な多角決済回路を想定している）は、少なくとも、一九五七年以降について妥当といよいよである（彼の図式はドイツ賠償を考慮していないから、一九五三年までの時期についても妥当しているとは考えら

れないのである）。しかし、一九五七年の第8回総会でコメコンの、「多角決済部」がソ連ゴスバンク内に設けられ活動を開始していることや、一九六〇年一月の為替平価改訂でルーブルの不自然な過大評価がやや修整されたことなどは、将来の多角決済の拡大を準備するものと考えて良いであろう。

交易条件は、現在もなお、スターリン時代のソ連による収奪的政策の影響を強く受けており、メンダースハウゼンの研究<sup>(12)</sup>によつても、また、より最近のデータを用いて試みられた最近の状況に関するわれわれの算定によつても、衛星諸国にとっていちじるしく不利、ソ連にとっていちじるしく有利な価格設定が行なわれている。ソ連は、共産圏内貿易における輸出・入単価を公表していないが、数量統計と金額統計とを照合することによって、貿易単価を算出することができる。その輸出貿易に関する計算結果を第15表に示しておく。一九五九年において、比較可能なデータを入手し得た32品目に関して、そのうちの28品目までは対東欧価格の方が対自由圏価格よりも高くなっている。対東欧価格の方が対自由圏価格よりも安いのは4品目に過ぎなかつた。メンダースハウゼンによる一九五五一年の同様な計算の結果と比較してみたのが第16表であるが、この表から解釈する限りでは、東欧衛星諸国にとって不利な価格差別は、一九五五年頃よりも、むしろ最近の方が強められているようである。なお、一般に、ソ連は、品質の良い商品を圏外に輸出し、圏内貿易は品質の悪いもので間に合わされている模様である。この点を考慮すれば、衛星諸国は、ますます不利な価格差別を受けていることになる。

(No.15) ソ連輸出平均単価 (単位1,000ルーブル)

品目	単位	1959年			1958年		
		コメコン 衛星諸国	アジア 共産圏	自由諸国	コメコン 衛星諸国	アジア 共産圏	自由諸国
トラクター	1台	19.9	18.6	14.4	28.7	12.4	7.0
石炭	千トン	61.9	—	39.3	63.1	—	48.1
無煙炭	千トン	99.5	—	68.3	92.6	—	80.9
コークス	千トン	99.6	85.0	70.0	98.9	56.0	82.6
原油	千トン	89.2	94.0	56.6	86.0	104.4	61.7
マンガン鉱	千トン	168.9	—	119.6	178.4	—	155.9
クローム鉱	千トン	174.1	155.4	110.6	170.0	156.3	140.8
石綿	千トン	857.7	646.7	557.3	736.6	402.1	599.9
燐鉱石	千トン	34.6	—	23.0	26.4	—	30.0
鋼塊	千トン	—	—	254.8	—	—	279.1
亜鉛	千トン	939.1	—	897.8	936.3	—	737.0
鉛	1トン	1,184	—	0.795	1,168	—	0.784
アルミニウム	千トン	2,078.3	2,533.3	1,869.3	2,089.4	1,826.4	1,866.8
ベンゾール	1トン	0.333	—	0.319	0.300	—	0.279
トルオール	千トン	338.1	—	283.0	351.2	—	327.9
ナフタリン	千トン	391.9	—	411.4	408.7	—	323.6
ビツチ	千トン	—	—	107.7	105.4	—	100.7
テレピン油	千トン	665.3	—	627.5	669.1	—	570.9
松脂	1トン	0.721	0.714	0.730	0.732	0.737	0.744
精選燐鉱石	千トン	71.1	—	61.3	73.0	—	69.0
綿花	千トン	3,171.2	3,065.5	2,191.9	3,197.4	3,098.3	2,520.6
木材	千m <sup>3</sup>	165.5	—	150.7	171.4	—	164.8
亜麻	1トン	1,492	—	1,021	1,394	—	1,173
亜麻粗線	千トン	591.4	—	454.1	554.5	—	473.2
大麻	千トン	1,372.5	—	801.6	1,319.7	—	580.0
羊毛	千トン	7,000.8	—	10,403.2	7,181.2	—	8,866.4
タバコ(葉)	千トン	5,776.4	—	4,987.3	5,777.5	—	5,236.7
剛毛	1トン	—	—	20.05	—	—	17.43
裸麦	千トン	247.1	—	217.6	266.8	—	233.6
大麦	千トン	287.0	—	212.7	254.6	—	214.1
燕麦	千トン	225.2	—	209.9	195.1	—	176.7
ひまわりの種	千トン	475.5	—	—	475.3	—	—
かに罐詰	千罐	2.55	—	2.55	2.46	—	2.50
綿織物	1トン	1.60	1.15	0.53	2.60	2.60	0.59
圧延鋼	千トン	723.9	108.9	390.0	101.7	732.0	361.0
小麦	千トン	310.0	319.0	247.0	314.4	—	257.0

(注) 1958年についてはメンダースハウゼンの計算結果を示した。

(No.16) ソ連の輸出価格の動き

対自由圏価格に比し	1955	1956	1957	1958	1959年
対東欧価格の高いもの	29	32	32	41	28品目
対東欧価格の安いもの	18	15	14	7	4品目
両者が等しいもの	0	1	2	1	0
(カバーせる範囲)	(47%)	(47%)	(58%)	(64%)	(48%)

輸入貿易については、資料がとぼしく、現在、資料の収集に努力している最中であるが、東欧衛星諸国にとって不利な価格差別が輸出の場合と同じように行なわれていることはほぼ確実である。ソ連は、対自由圏貿易価格に比して、原油については17%、庄延鋼材では約10%、靴では23%安い価格で東欧圏から輸入を行なっている。現在まで資料の入手し得た12品目うち8品目までが対自由圏価格よりも低い価格となつているのである。

〔注〕第15表のデータおよび現在収集中の輸入についてのデータによる交易条件の一層精密な分析が、目下進行中

である。これについては、「日田学会雑誌」一九六二年一月号および「共産圏問題」昭三七・1号。

確かに、ソ連は、衛星諸国にクレジットを供与することによって「援助」を与えてはいる。しかし、衛星諸国にとって不利、ソ連にとって有利な貿易価格の設定を考慮するとするならば、衛星諸国は現在なお激しい収奪をこうむつてことになるう。

(1) 一九五〇—五三年を「スターリン体制の最高潮期」と呼ぶことにしたのは、R. F. Bynes の見解にしたがつたものである。Cf., *The Annals*, May 1958, pp. 8—11.

(2) 外務省調査局第三課『ソ連経済圏の諸問題』(昭25)、一四頁参照。これらソ連企業の多くは、間もなく東独に移管されたが、ソ連はそれに対し多額の賠償を要求し、スターリンの生存中は、ソ連の巨大な対東独請求権となつていた。

(3) この時期の合弁会社については、スペルバーが、膨大な資料を駆使して、極めて説得的な分析を行なつてゐる。Cf., N. Spulber, *The Economics of Communist Eastern Europe*, pp. 166—223.

(4) ベガリーの鉱工業生産は、動乱の影響によつて、一九五六六年の一二月には、動乱前(九月)の水準に比して、次頁のような水準にまで惨落した。

ポーランドにおいても、石炭生産の不振はいちじるしく、ポーランド炭の入荷不足により東独の銑鉄生産は、一九五七年の第一四半期には、三六万八〇〇トンにとどまり、対前期比24%の大巾減産となつた。Cf., Informationsbüro West, 10

鉱工業全体	25%
採炭	58~60
冶金学	30以下
化	8

(資料) 『ソヴィエト年報』  
1958年版, 406頁。

- (6) ネムチーノフが、国家間・地域間産業連関表の重要性を強調した論文を書いていたことは注目に値する。また一九五九年未、ワルシヤワで、国民経済バランス作成とバランス的方法の経済計画への適用を討議するために、共産圏諸国の国際会議が開かれていた。リヤブンコキンの報告によれば、この会議の主要議題は、産業連関論であった模様である。(ノの両論文とも『Плановое хозяйство』, №.5に収載されてる。)

- (7) 『Международные экономические организации — справочник』, (Москва; 1960), Стр. 313—316.

- (8) 加藤寛『ノ連の経済成長と経済計画』(日本評論新社, 昭35)、一八〇—一八一頁を参照。

- (9) たとえば、外務省経済局東西通商課訳『ノメニ』(昭34)、五1頁を参照。

- (10) Cf., Informationsbüro West, *10 Jahre Rat für gegenseitige Wirtschaftshilfe*, SS. 56—58.

- (11) 同様な逆説的状況は、衛星国の側、たゞればポーランドに似ても見られる。ポーランド国内物価(ルベー)と貿易における世界市場物価とを比較してみると、ポーランド通貨ズロチの購買力は、アメリカ・ドル評価で、商品グループ別に、次のよう

とく評価された(一九五八年)。

1 ドル=24ズロチ以下	金属製品、機械類の約6割、船舶、毛織物、食料品、酒類、機関車、客車。
1 ドル=24~56ズロチ	石炭、化学工業製品、人絹製品、砂糖。
1 ドル=56ズロチ以上	鉄合金、貨車、板ガラス、家庭ガラス器具、綿織物。

(資料) ECE, *Economic Bulletin for Europe*, Vol. 11, No. 1, p. 70.

- ただし、ノののような分析は、社会主義国の「価格」が諸財の相対的稀少性を充分には反映していないという点で、限界があるといふべきである。
- (12) Horst Mendershausen, "Terms of Trade Between the Soviet Union and Smaller Communist Countries, 1955—1957", *Review of Econ. & Stat.*, May 1959,

and, "The Terms of Soviet Satellite Trade: A Broadened Analysis", *Review of Econ. & Stat.*, May 1960.

質問一（東京都立大学 安平哲）

(1) 報告者はソ連の最近の対東欧貿易は、収奪政策を意味しているといわれるが、ソ連は、東欧諸国との貿易において、鉄鉱石・銑鉄・非鉄金属・石油・木材・穀物・棉花などを輸出して、機械設備類・消費財等を輸入している。この事実を指してソ連側は、しばしば、自国で生産可能なこれらの資本財や消費財を東欧諸国から輸入することは、とりもなおさず、東欧諸国の工業を維持・育成するための犠牲的政策であるといつていて。そして、この点で共産圏諸国の国際分業が資本主義諸国の国際分業と本質的に異なっているのだといつていて。すなわち、後進的な農業国をいつまでも農業国に止めることなく、自然的条件に応じた工業化を促進することを考慮に入れた国際分業であるといつていてあるが、この見解に対して報告者の御意見を伺いたい。

(2) 報告者は、ソ連の収奪政策の一例としてソ連は多くの品目について東欧諸国から世界市場価格よりも低い価格で輸入し、また、世界市場価格よりも高い価格でそれに輸出している。そして、かかる品目が増大する傾向にあるという点を指摘している。ソ連側では、最近、国際物価を設定基準として採用しつつあったが、その後、世界の原料価格が低落し、機械類等の価格が安定していたという事実にかんがみ、世界価格が必ずしも合理的な価格ではないといって独自の価格を設定する必要があるという見解も

あるようである。この点についてどう思われるか。将来、世界自由市場価格を基準とする方向に進むと思われるか。

(3) ソビエトは東欧諸国に不利な交易条件をおしつけている。一方、一九五六—五七年には、多額の信用を供与している。これは一見矛盾した政策のように思われるが、報告者はいかに説明されるか。

答 現下の重要な問題をあまざず網羅し、われわれのワーク・ボイントを鋭く指摘されたスケールの大きな質問だと思います。したがって、われわれの考え方の概略のみを述べることにとどめます。

(1) ソ連が原料輸出・機械輸入国のパターンを強くあらわしていることは、たとえば、対東独・対チエコ貿易の場合などでは、リカアドウ的な国際分業の原理でも当然といえます。しかし、それだけでは説明できないほど、このパターンが強く現われていることも事実です。圏内後進国の工業化のための配慮があるのかもしれませんが、しかし、圏内後進国の援助のためであれば、価格差別その他による収奪的政策をまず改めた方が手っ取り早く有効だと思います。最重要的政策的意図は、共産圏全体の自給自足体制の強化にあるの

だと思います。なお、最近、東欧衛星諸国の原料自給度およびその輸出余力は、低下傾向をたどっており、これが、ソ連産の原料への依存度をますます強めているのだと思います。

(乙) 実際には、世界自由市場価格から大巾に乖離した価格設定が行なわれており、また、原料供給者側の衛星国が保護された形跡もありません（ボーランドやハンガリーは、一九五八年以降交易条件が悪化している）。コメコンの「経済問題委員会」がこの問題を取上げてはいるようですが、現在の不平等な価格構造の是正が先決問題でしよう。また、オストロビチャーノフの強調しているような、「新しい基準」が簡単に発見し得るとも思われません。

(丙) ソ連の東欧諸国へのクレジット供与を

〔ソ連の対東欧クレジット供与〕

	124(100万ドル)
1947年	513
1948	100
1950	121
1953	26
1954	505
1956	784
1957	249

(注) ユーロを含まず。  
(資料) ECEの調査によると。

一九五六—五七年が多く、一九四八年頃に供与されたものが使いつくされたのを補充するためのものであり、平均すれば、年間1億ないし2億ドル程度です。しかも、対東欧圏のクレジットは条件のきびしい短期のものが多く、真に援助的な長期のものは、その一部分に過ぎません。しかし、交易条件の不平等な有利性によるソ連の利得は、メンダースハウゼンの計算では、年額6億ないし8億ルーブルであります。

ルに達するとされています。差し引きしてみると、ソ連の利得の方がずっと大きいようです。

(丙) ソ連ルーブルの切下げ巾に比して、東欧衛星諸国通貨の切下げ巾は一般に少なかった模様です。それだけ、従来のルーブルの極端な過大評価が是正されたことになります。当面のところ、通常の商品貿易には直接の関係はないとしても、少なくとも貿易外取引においては、衛星諸国の交易条件は改善されることになります。このように、少しでも不合理が是正されることとは、それだけ、円滑な決済関係の実現を促進すると思います。

### 質問二（慶應大学）

### 気賀健三

(乙) 先進国としてのソ連が機械・設備の輸入国で、原料輸出国であるということは、必ずしも東欧後進国への援助を意味しないのではないか。東欧でも、たとえば、東独・チエコはソ連に対し機械輸出国であり、ブルガリアは原料輸入国である。一概にソ連貿易に援助的性質があるとはいえないであろう。

(丙) 共産圏の分業は、比較生産費による国際分業の利益を享受する条件をそなえていないし、現在の条件のもとでは、その可能性も無いと思うがいかん。

答(乙) 御説は、安平教授の質問に関するコメントだと思いますが、すでに安平教授にお答えした通り、ソ連が東独やチエコから機械類を輸入しているのは、正常な国際分業であると考えることができます。しかし、それだけでは説明不可能なほど、「機械輸入国・原料輸出国としてのソ連」というパターンが強く表面に出ています。これは、やはり、第7表に示したような圏内自給度を高めよ

うとする政策的意図によるものと思ひます。

(二) 御説の通りです。価格の設定がもつと合理的になされるようになります。相対的な生産費の国際比較が精密になされるようになるまでは相当な年月がかかると思います。現在、共産圏で国際分業と呼んでいるのは、同種の投資や生産過程が圏内で重複することによる無駄、すなわち、いわゆる「平行現象」の浪費性を避けるという極めて技術的な視点からの観念です。「専門化」という概念の方がより適当だと思ひます。

質問三(一橋大学 小島清)

「ソ連輸出平均単価」という表における価格は、F・O・B建であると思うが、運賃、関税などを考慮し、到着地における国際的競争力確保という観点から価格較差がつけられているとすれば、この程度の価格差は予想以上に小さいといえるのではないか、——もちろん、いちじるしくおかしい品目が認められるが。

答 横出・輸入とも、すべてF・O・B建で計算し、そのどちらの場合にも本文で示したような結果が得られたわけですから、御説のような結論は無理だと思います。

仮に、おっしゃる通りだと考へても、ソ連が対圏外輸出においてなし得る値引きを衛星国向け輸出においては行なつていないとすることは、ソ連の圏外貿易における不利益が東欧衛星諸国に転嫁されている、あるいは、少なくとも、東欧衛星諸国が相対的に不利益をこうむつていると解釈し得ることになります。

#### (付録) コメコン関係年表

##### 〔コメコン関係〕

##### 〔重要参考事項〕

1947年	2月 トルーマン・ドクトリンの声明 6月 マーシャル計画の公表 9月 コミンフォルム結成
1948年	2月 チェコ共産革命 3月 ベルリン封鎖 4月 マーシャル援助法米国議会通過。ソ連一部消費財の物価を引下げ。 6月 ニーゴ、コミンフォルムより離脱
1949年	1月 モスクワにおいてソ連・チェコ・ポーランド・ハンガリー・ルーマニア・

	<p>ブルガリアの代表者よりなる国際会議が開催され、「経済相互援助会議」〔コメコン〕の設立を決議。</p> <p>2月 アルバニアの参加が公表された。</p> <p>4月 コメコン 第1回総会（モスクワ）。常設事務局（在モスクワ）開設。</p> <p>8月 コメコン第2回総会（ソフィア）。双務的科学技術協定による科学技術協力の方針を決定。</p>	<p>3月 ソ連物価引下げ。</p> <p>5月 ベルリン封鎖解除。</p> <p>9月 西独アデナウアー政権成立。</p> <p>10月 中共の中国大陆支配完了。「中華人民共和国中央人民政府」樹立。「ドイツ民主共和国」（東独）成立。</p>
1950年		<p>3月 ソ連大規模な物価引下げ。</p> <p>6月 朝鮮動乱勃発。</p>
	<p>9月 東ドイツの参加が公表された。</p> <p>11月 コメコン第3回総会（モスクワ）。貿易の拡大方策が議題とされた。</p>	
1951年	<p>7月 コメコン事務局は、國內諸国貿易協定締結にさいしてとられるべき諸基準を決定。</p>	<p>3月 ソ連物価引下げ。</p> <p>7月 朝鮮休戦会談。</p>
1952年		<p>4月 ソ連物価引下げ。</p> <p>「モスクワ国際経済会議」が東西貿易問題を議題として開催された。</p> <p>10月 スターリン論文。第19回ソ連共産党大会。</p>
1953年		<p>3月 スターリン首相死去。</p> <p>マレンコフ、首相に就任。</p> <p>4月 ソ連物価引下げ。</p> <p>6月 東独暴動。</p> <p>7月 ペリア追放</p>
1954年	<p>3月 コメコン第4回総会（モスクワ）。</p> <p>1956年より1960年にいたる期間の國內貿易の拡大と、消費財の増産が議題とされた。</p>	<p>4月 ソ連物価引下げ。</p> <p>ジュネーブ会議開始。</p> <p>5月 ディエンビエンヌ陥落。</p> <p>7月 ジュネーブ会議でインドシナ休戦決定。</p>

1955年	6月 コメコン第5回総会(モスクワ)。議題は投資計画の調整。	2月 マレンコフ首相辞任。ブルガーニン、首相に就任。
	11月 コメコン第6回総会(ブダペスト)。圏内国際分業の増進を議題とした。	5月 オーストリア永世中立国となる。
1956年	5月 コメコン第7回総会(ベルリン)。国際分業の徹底と、各種の常設委員会設置が決議された。	2月 ソ連共産党第20回大会。 4月 コミンフォルム解散。 6月 ポーランドのポズナンで暴動 10月 ハンガリー動乱。 英仏スエズ派兵。 ポーランド政変。
1957年	6月 コメコン第8回総会(ワルシャワ)。1965年ないし1975年にいたる各国の長期計画の調整。なお、ソ連ゴスバンクが圏内多角決済業務を引受けることに決定した。	5月 ソ連経済制度の分権化決定。 7月 マレンコフモロトフ等の追放。 8月 ソ連大陸間弾道弾の実現に成功。 10月 ソ連最初の人工衛星成功。 ジューコフ元帥解任。
1958年	5月 コメコン加盟各国共産党および労働者党首脳会議(モスクワ)。原料品の生産増強と圏内国際分業の増進、アジア共産諸国との協力が決議された。 6月 コメコン第9回総会(ブカレスト)。常設委員会の増設、および、各国長期計画の調整のための原則が決定された。 12月 コメコン第10回総会(ブラー)。化学工業および黒色冶金工業の国際的専門化・分業化の増進を議題とした。	1月 ソ連酒類値上げ。 3月 ブルガーニンに替ってフルシチョフが首相に就任。 7月 米国レバノン派兵。 8月 七ヵ年計画案決定。 中共金門島大規模砲撃。
1959年	5月 コメコン第11回総会(ティラナ)。エネルギー問題に重点が置かれた。コークス炭の増産と鉄鋼の増産方策が協議された。 12月 コメコン第12回総会(ソフィア)。鉄	1月 ソ連共産党第21回大会。 2月 中ソ経済協力拡大協定。 3月 チベット内乱。 9月 アイク、フルシチョフ会談。

鋼の増産と農産物の増産を議題とした。なお規約が改正され各国長期的貿易協定の調整もはかられた。

1960年

7月 コメコソ第13回総会(ブダペスト)。  
消費財の増産と、電力設備、精油設備、  
建築材料、ペアリングなどの国際分業化を促進する措置が決定された。  
1980年までの長期計画に関する決定。

5月 U2型機事件。  
パリ巨頭会談決裂。

11月 八十一カ国共産党および労働者党代表者会議。

# 厚生判断の基準とその応用

## (一) 原理論

田村泰夫  
△広島大学▽

### I 解題 厚生基準論展開の立場

近代厚生経済学を“elegant nihilism”的袋道から脱出させ、厚生基準論の展開を现实科学の要請に答えるものたらしめるため、われわれは、それを議論のレヴェルによつて(A)社会厚生函数基準論(B)補償(もしくは改善)基準論(C)国民所得基準論の三階層に区分し、そのうち(B)に属する諸基準としてカルドア基準・ヒックス基準・シ

トフスキーキー基準・リトル基準・サミュエルソン基準の五基準をとりあげて検討する。

(1) 諸厚生基準の学説史的考証と展望を背景として、その流れのなかにおける諸基準の相対的な位置を、統一的な厚生基準論の立場から明確にすること(2)すべての基準を、シフトフスキーキー軌跡と効用可能性曲線との二つの分析手法を用いて、財空間と効用空間の両面から統一的に把握し、二つの空間の関連を諸基準の解明を通して明らかに

らしめること(3)諸基準に内在する矛盾はないか、もしあればそれはいかにして克服しうるかを追求しつくすということであった。

さてこうした態度で、われわれが、この報告で答えようとする問題は、(1)上記の五基準のうち最適な基準はなにか？(2)もし既存の諸基準を改善して最適なものがえられるとすれば、厚生基準論(B)に最適な「あるべき基準」はどのようなものであろうか？の二点にし

ばられる。

ところで、このような問題意識のもとで諸基準を検討するには、あらかじめ諸基準の適格性を評価するための吟味視角を規定しておかねばならない。われわれは、现实科学の二つの根本的要請にかんがみ、さしあたりつぎのように吟味視角を定めた。

#### I 論理的精密性

- (a) 二分配点無矛盾性
- (b) 二状況無矛盾性
- (c) 移行性

## II 実践的有用性

### (a) 応用可能領域の広さ

判定結果のもつ現実的意味の濃薄（分配判断の有無）

吟味視角 I(a)は、状況 Iにおいて財空間内の点  $Q_1$  を占めていた諸財の社会的総量が状況 IIにおいて  $Q_2$  に移るとき、問題の厚生基準により、 $Q_1 \rightarrow Q_2$  の変化につき  $Q_2$  が  $Q_1$  に優ると判定される（優判定）ならば、 $Q_2 \rightarrow Q_1$  の変化については、まさにこの同じ基準により  $Q_1$  が  $Q_2$  に劣ると判定（劣判定）されねばならないという条件である。（cf. ヒックスの二項無矛盾性条件）

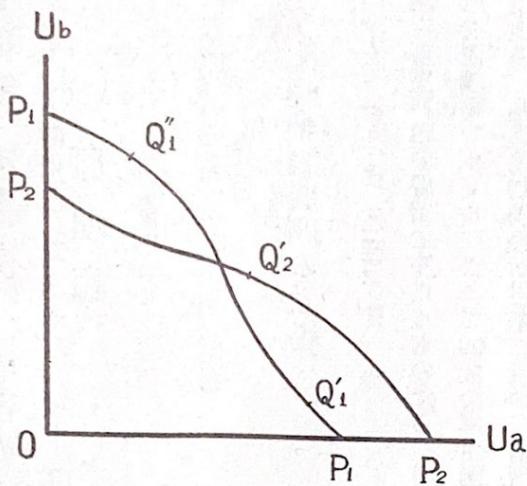


Fig. 1

吟味視角 I(b)は、第1図によつて説明しうる。図において、 $Q'_1$  と  $Q''_1$  とは、それぞれ状況 I と II に対応する効用平面上の点であり、 $P_1P_1 \cup P_2P_2$  とは、それぞれの状況における効用可能性曲線（財空間における契約曲線上の動きに対応する A・B 二個人の序数的効用指標の組み合わせの軌跡）である。 $Q'_1 \cup Q''_1$  との間で二つの効用可能性曲線は交わっていないから、この場合シフトフスキーベルトにより  $Q_2$  は  $Q_1$  に優る。（これを  $Q_2 > Q_1$  と書く）この判定にしたがい、 $Q_1 \rightarrow Q_2$  の変化が実施されたとしよう。ところで第1図のよう  $Q'_1$  と  $Q''_1$  との間の外側で、二つの効用可能性曲線が交わり、点  $Q'_1$  を再分配した点  $Q''_1$  が存在したとすれば、この事態はもはやシフトフスキーベルトから  $Q_2 > Q_1$  と判定しえないのであろう。けだし  $Q''_2 \rightarrow Q''_1$  の変化に対しヒックスの基準は優判定を、カルドア基準は劣判定を下すから、シフトフスキーベルトは、優判定でも劣判定でもないことを教える判定、すなわち不確定判定（これを  $Q_2 \neq Q_1$  と書く）を下さざるをえないからである。

したがつて、二分配点  $Q'_1, Q''_1$  だけでなく、可能なあらゆる再分配を考慮に入れた状況  $Q_1$  と状況  $Q_2$  とを比較するならば、上例のようにシフトフスキーベルトにより優判定であつても、実は不確定判定となる事態が発生し、かかる意味でこの基準は、二状況無矛盾性条件を満たさないのである。

吟味視角 I(c)については、すでにゴーマンやミシャンの証明があ

るが、三状況  $Q_1, Q_2, Q_3$ についてシトフスキーベー基準がこの条件を満たさない事態を効用空間（第2—1図）と財空間（第2—2図）で描いておこう。第2—2図の  $S_1, S_1'$  等の曲線はシトフスキーベー軌跡である。

吟味視角IIについては、後に説明しよう。

## II 論理的精密性の見地からの検討

### 1、カルドア基準とヒックス基準

われわれは、カルドア基準とヒックス基準とを峻別し、さらに厚生基準による判定を、次のように細分した。

判定  
確定判定—優判定・劣判定・無差別判定

不確定判定（優でも劣でも無差別でもない判定）

またわれわれは、状況変化の方向にも注意を払つて、変化  $I \rightarrow II$  のカルドア基準優判定が示す事態は、変化  $II \rightarrow I$  のヒックス基準劣判定が示す事態にほかならないこと、そしてカルドア基準が二分配点無矛盾性条件を満たさず、たとえば  $Q_1 \rightarrow Q_2 \rightarrow Q_1$  にても  $Q_2 \wedge Q_1' \rightarrow Q_2 \rightarrow Q_1 \rightarrow Q_2$  にても  $Q_2 \succ Q_1' \wedge Q_1 \succ Q_2$  なる優判定を下し、 $Q_1 \rightarrow Q_2 \rightarrow Q_1 \succ Q_1' \wedge Q_2 \rightarrow Q_1 \rightarrow Q_2$  なる優判定を下し、両基準の判定は対称的であることを知った。

### 2、シトフスキーベー基準の検討

シトフスキーベー基準は、いわゆるシトフスキーベー・ラドックスのケースに不確定判定を下すことによってカルドア基準とヒックス基準が

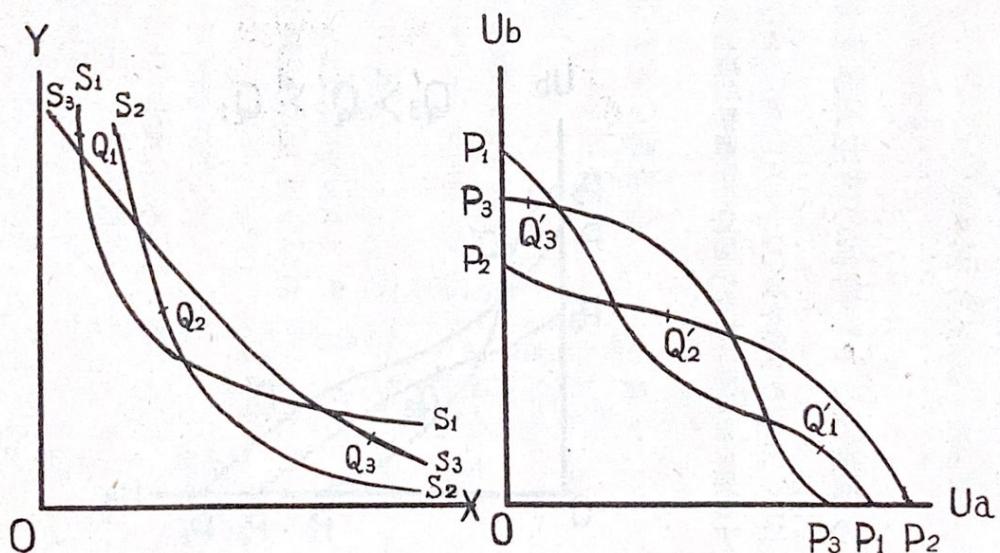


Fig. 2-1

満たしえない二分配点無矛盾性条件を満たすところに、その存在理由を見出しうるが、この基準は、二状況無矛盾性条件、移行性条件を満たさず、サミュエルソンからの批判を免れなかつた。

### 3、リトル基準の検討

われわれは、リトルの導出した最終結果としての厚生増大のための十分基準を拡大し、ヒックス基準と再分配基準との満足をリトル基準優判定、カルドア基準と再分配基準の不満足をリトル基準劣判定と定義する。この定義に、'A Critique of Welfare Economics' 第2版におけるリトルの限定条件 '—always assuming that no still better change is therefore prejudiced' を加えると、リトル基準は、二分配点および二状況無矛盾性条件は満足するが、移行性条件は満たさない。その事態を示す図が第3図である。この図は効用空間図であつて、分配効果について  $Q_3$  が  $Q_2$  より優れ、 $Q_2$  が  $Q_1$  より優れ ( $Q_3 \succ Q_2 \succ Q_1$  と書く) とき、ヒックス基準により  $Q_1 \rightarrow Q_2 \rightarrow Q_3$  とき  $Q_2 \succ Q_1$  かつ  $Q_2 \rightarrow Q_3$  につき  $Q_3 \succ Q_2$  ゆえにリトル基準により  $Q_3 \succ Q_2$  かつ  $Q_2 \succ Q_1$  で移行性を満たすためには  $Q_3 \succ Q_1$  でなければならぬ。しかるに  $Q_1 \sim Q_3$  とを直接比較すれば、同じリトル基準により  $Q_3 \not\succ Q_1$  となる。したがつてリトル基準は移行性条件を満足しない。

### 4、サミュエルソン基準の検討

この基準は、二つの無矛盾性条件ならびに移行性条件のすべてを満たす。

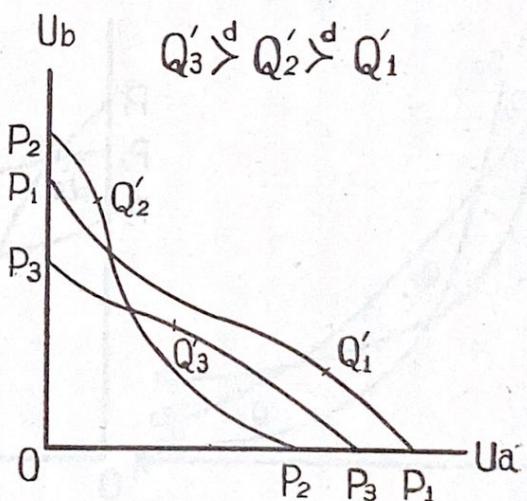


Fig. 3

以上の論理的精密性の見地からの吟味結果を要約すれば、第I表のようにまとめられよう。(○は各条件の満足、×は不満足を示す)

### III 実践的有用性の見地からの諸基準の検討

#### (a) 応用可能領域の広さ

まずサミュエルソン基準は、補償基準の適用をまつまでもなく自明なケース(状況IIの財の社会的総量を状況Iのそれにくらべ、少

第I表

条件 基準	二分配点 無矛盾性条件	二状況 無矛盾性条件	移行性条件
Kaldor 基準	×	×	×
Hicks 基準	×	×	×
Scitovsky 基準	○	×	×
Little 基準	○	○	×
Samuelson 基準	○	○	○

くとも一財の総量が大で他財の総量が小でないケース)だけに応用可能で、補償基準の適用をまさに必要とするような実践的な問題への応用可能な基準は、効用可能性曲線の基準はほどどない。けだしこの基準は、効用可能性曲線の一樣なシフト以外の場合には、すべて不確定判定を下すからである。

この基準とは対称的に、カルドア基準とヒックス基準とは、不確定判定を下す余地がない、いかなるケースに対しても確定判定のみを与える。この意味では応用可能領域の最も広い基準である。

この両基準に対し、シトフスキー基準とリトル基準とは、どんなケースでも確定判定を下しうる基準ではなく、場合により不確定判定の余地を残すものであるが、その余地はサミュエルソン基準ほど大ではない。

(b) 確定判定がもつ現実的意味の濃薄(分配判断の有無)

ある方向への状況変化について、たとえカルドア・ヒックス・シトフスキー・サミュエルソンの各基準により優判定が下されても、その

方向への変化が分配の悪化を伴うと判断されるならば、効率改善と分配悪化とを比較評量しえないかぎり、変化の勧告とその実施とは結びつかず、これらの基準による勧告は現実的意味を失う。したがって rough and ready であるとはいえ、ともかく再分配基準を効率基準に結合し、シチュエーションナルな改善の是非についてなんらかの決着をつけようとしたリトル基準は、他の諸基準よりも現実的意味を濃化したものといえよう。

VI 各基準の検討からえた一応の結論

以上の諸基準の吟味結果をまとめたものが、第II表である。

第II表からうかがいうことは、われわれが厚生基準の学説史的発展過程を、カルドア基準からヒックス・シトフスキー・リトル各基準を経てサミュエルソン基準へと跡づけていくとき、各基準の論理的精密性は逐次増していくが、その実践的有用性は次第

第 II 表(順位表)

吟味の視角 基準	I 論理的精密性 (順序づけの無矛盾性)	II 実践的有用性	
		(a) 応用可能領域の広さ	(b) 現実的意味の濃薄
Kaldor 基準	4	1	2
Hicks 基準	4	1	2
Scitovsky 基準	3	2	1
Little 基準	2	2	2
Samuelson 基準	1	3	2

に失われていくという一般的の傾向が存するということである。

## V 第2リトル基準の提案

さてここで、われわれは、冒頭にかけた二つの提問に答えなければならない。

提問(1)どの基準が最適か？に対する回答は、われわれは第II表を参照して、最適なものはリトル基準であるとの一応の結論に達する。もちろんこの結論の一般的妥当性については、異論の余地もあるう。どの吟味視角にウエイトをおくかにより、あるいは全く新らしい吟味視角をおくことによって、われわれの結論が異なることもある。かように論理的必然的にユニークな帰結を主張しえないので、論理的システムである純粹科学とは異なる現実科学としての厚生経済学の宿命であろう。

しかしリトル基準も、これを仔細に検討すれば、なお改善の余地を残している。すなわちリトル基準は、サミニエルソン基準ほどではないが、不確定判定の余地が大であった。われわれは、この余地を狭めねばならない。

現実科学の立場から要請される基準は、具体的な政策問題に直面して、(i)変化を実施すべきか否か？そして(ii)もし変化が必要なら、補償を伴わない変化か、それとも補償を伴う変化か？(iii)もし変化を実施すべきでないとすれば、現状維持か、または単純な再分配か？以上の問い合わせに明確な答を用意するものでなければならない。

かような現実科学の要請を念頭におき、さらにリトル自身が‘Critique’第2版で取り扱った想定A（リトルの効用空間の二点

$Q_1 Q_2$ のみ達成可能）想定B（四点 $Q_1 Q_2 J H$ 達成可能）以外の可能な想定（ $Q_1 Q_2 J$ の三点が可能とする想定Cおよび $Q_1 Q_2 H$ の三点が可能とする想定D）をも網羅して応用可能領域を一層拡大したわれわれの「第2リトル基準」は、第III表に基づき、それから判定が与えられる厚生判断の基準である。（‘Critique’第1版では想定Cを取り扱っているが、第1・2版とも変化（ $Q_2$ ）か現状維持（ $Q_1$ ）かの二者択一的な問い合わせに対する回答を与えていたにすぎない）

第4図の1・2は、それぞれ可能な十八のケースについて、財空間と効用空間との状態を描いたものであつて、○は優判定、×は劣判定、△は無差別判定を示す。曲線 $S_1 S_1$ 、 $S_2 S_2$ は、それぞれ状況I・IIに対応するシフトスキーモードであり、2の曲線は、効用可能性曲線である。

第III表を、たとえばケース番号3について説明すれば、第4-2図を参考してHが最善の点であるが、想定Aのもとでは $Q_1$ と $Q_2$ のみが達成可能であるから $J \succ Q_1, Q_2 \succ J$ で $Q_2$ （単純変化）が勧告される。想定BのもとではHが達成可能であるからHが勧告され、同様にして想定C・Dのもとでそれぞれ $Q_2$ ・Hが勧告される。帰結欄において、たとえばケース2の想定AとDの場合、 $Q_1 \succ Q_2$ とに？が記されているが、これは $Q_1$ と $Q_2$ とのどちらが優れているか不明であることを意味し、またたとえばケース5の想定B・Dのように同じ想定のもとで $Q_2$ とHに同時に○が付されているのは、両方のどちらでもよいことを示す。最下欄の「逆方向のケース番号」は、たとえばケース1に対し10が対応しており、第4図において、ケー

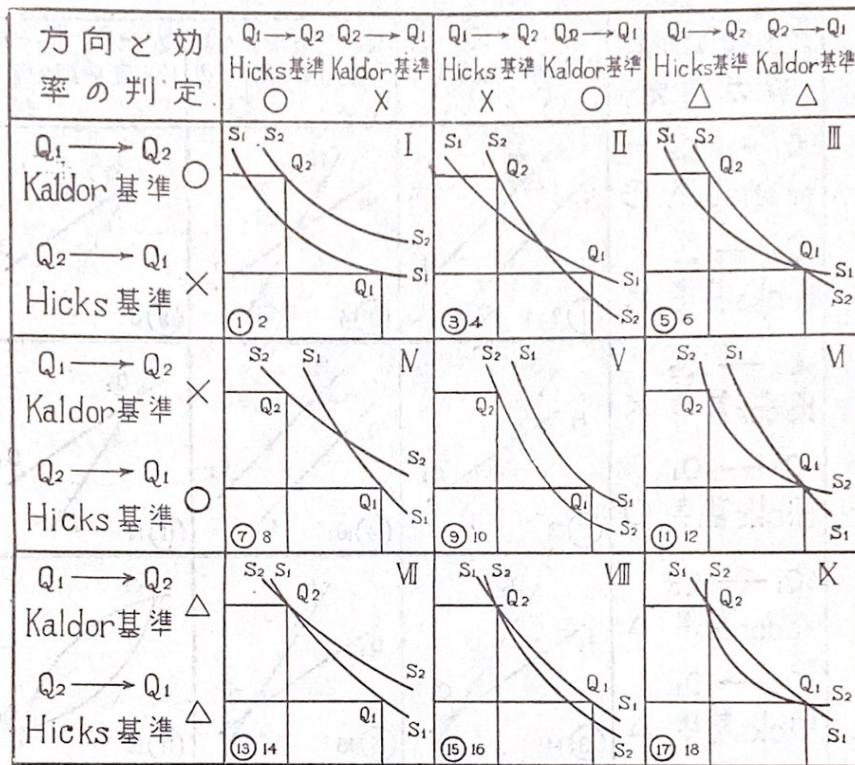


Fig. 4-1

さて前の第Ⅱ表を念頭において第2リトル基準を吟味すれば、吟味視角Ⅱ(a)に関しては、リトル基準が不確定判定を下すケースについてこの基準は確定判定を下すことが可能であり、可能なすべてのケースと想定について判定を与えており、したがってこの基準の方がリトル基準よりも応用可能領域が広いといえよう。かくして第2リトル基準を含めた諸基準の順位表は、第Ⅳ表となる。

視角Ⅱ(a)からは第2リトル基準の上位にあるカルドア基準・ヒックス基準が、視角Ⅰからみれば最下位に転落し、他方視角Ⅰからは第2リトル基準の上位にあるサミュエルソン基準が、視角Ⅱ(a)からみると最下位に落ちて、第2リトル基準よりもはるかに劣っている。たとえ一つの視角から最上位にランクされても、他のそれからは最下位に転落するような基準は、われわれが採択した吟味視角およびそれらに付した相対的重要性を是認するかぎり、最適な基準とはいえないであろう。

かくしてわれわれは、第2リトル基準こそ、厚生基準論Bに最適な基準であるという結論に達する。

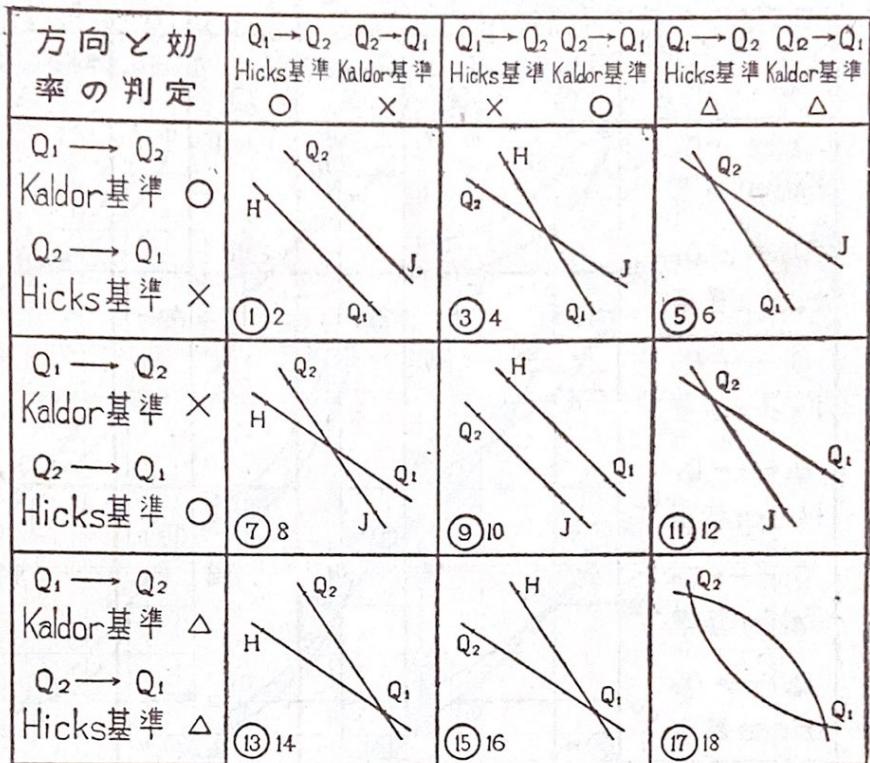


Fig. 4-2

## VII 残された諸問題

以上、われわれのえた主要な結果を要約したが、論じ残された問題が少くない。

まず第一に、前述の補償基準は、いかに動学的風味を添えても所詮比較静学的な同時的分析の域を出ない。厚生基準を動学的な異時的分析の形で取り扱うためには、グラーフが指摘するように(i)集団の成員の変化(ii)各個人の嗜好の変化(iii)time-horizon の選択(iv)貯蓄と資本形成の問題(v)最終資本設備の処理(vi)不確実性等に関する諸困難にわれわれは対決しなければならない。

第二に、われわれの厚生基準論は、リトルが「基本的価値前提」と呼んだ二つの前提(i)個人は、他のいかなる位置にあるよりも彼が選んだ位置にあるとき better off である。(ii)パレート的な意味で「みんなが better off になる」ような状況への移動は、よいことである】に立っていることや周知の生産・消費両面における外部的影響を無視していることに注意すべきである。

付記一、ベースの制約により報告者の独自の概念や証明について詳述しえなかつた。左記の拙稿を参照されたい。

第III表 第2 Little 基準

ケース番号 (Littleのケース番号)		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
提問	Kaldor 基準	○ ○ ○ ○ ○ ○	×	× × × × ×	△ △ △ △ △ △					
	Hicks 基準	○ ○ × × △ △ ○ ○	×	× × △ △ ○ ○	○ ○	×	×			
再分配基準	○ × ○ × ○ × ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
帰定 A	現状維持 $Q_1$	?	○	○	○ ? ○	○	○	○	○	○
	単純変化 $Q_2$	○ ? ○	○	○	○ ? ○	○	○	○	○	○
想定 B	現状維持 $Q_1$				○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
	単純変化 $Q_2$	○		○	○		○		○	
想定 C	変化 + 補償 J	○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
	再分配 H		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
想定 D	現状維持 $Q_1$				○ ? ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
	単純変化 $Q_2$	○ ? ○		○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
逆方向のケース番号	10 9 4 3 16 15 8 7 2 1 14 13 12 11 6 5 18 17									

厚生経済学の基本問題—厚生判断の基準(一九六一年田村泰夫著)

## 質問 I (大阪大学)

熊谷尚夫

この報告は、Scitovsky contour および utility-potentiality (or feasibility) frontier という用具を駆使してリトルの厚生基準論に徹底した究明を加えたものであり、原理論と応用論とのあいだの分業による協力もよく成功している。

報告者の論旨に対しても、私も本質的な点では異論をもたない。が、リトル基準の位置づけについては若干ニュアンスを異なる見解をもつてゐるので、それを申し述べるとともに、それともなつて二三の質問を提出したい。

第 IV 表(順位表)

吟味の視角 基 準	I 論理的精密性(無矛盾性条件)				II 実践的有用性	
	二分配点	二状況	移行性	順位	(a) 応用可能領域	(b) 現実的意味
	X	X	X	4	1	2
Kaldor 基準	X	X	X	4	1	2
Hicks 基準	O	X	X	3	3	2
Scitovsky 基準	O	O	X	2	3	1
Little 基準	O	O	X	2	2	1
第2 Little 基準	O	O	X	1	4	2
Samuelson 基準	O	O	O			

ある政策が経済状態の改善をもたらすかどうかということは、比喩的といえば、それによって social welfare という丘の頂上に近づいていくかどうかとなるのである。この判断を確定的に行なうためには、すそ野から頂上まで、丘の形が明細に規定されなければならない、これは well-defined social welfare function をまつてはじめてあたえられる。しかし、この函数の全面的規定は言うべくして行なわれ難いから、実際の厚生分析には、二つの遂次接近的な途がえらばれる。その一つが Pareto-Kaldor-Hicks-Scitovsky の考え方であり、これならねば other things being equal を仮定する partial welfare analysis やある。

social welfare の丘の表面の各地点の高さは、おおむね(1) 生産の efficiency (ペイの大それ)、(2) 所得の分配(ペ

厚生基準論序説  
厚生判断の基準 I  
厚生判断の基準 II

同誌第10巻第3号  
同誌第10巻第4号  
同誌第11巻第1号

イの切り方) の二つに依存する。Pareto-Kaldor-Hicks-Schitovskiy は分配を being equal として生産の efficiency を問題にしようとする。これが social welfare の丘を所与の分配平面で切ったときの、切り口のペロープを考えるわけである。これは efficiency test と呼ばれるのが正しい命名となる。

さて第二がリトルの "piecemeal" welfare analysis であり、これは丘の中腹にある任意の確定的な二つの点をとりあげて、一方が他方よりも上方にあるかどうかを判定しようとする。報告資料第Ⅱ表(本誌第Ⅲ表)でそれをとくに強調的に明らかに

されたことが、報告の最大のメリットであると私は考える。これは local test (局部テスト) とでも名づけられるべきものとおもう。リトル基準はその本質上二状況無矛盾性テストを満足しないはずだとおもう。ところで、私の質問をあしらはむこととなるが、報告者が状況間テストについてリトル基準に×やなしく○をつけているのはうなづけない。配布されたプリントの Fig. 7 (本誌の第1図) についでふえざりトル基準は2点  $Q'_1 \sim Q'_2$  の無矛盾を保証するが、utility frontier  $P_1P_1 \cup P_2P_2$  の優劣については発言しえないはずである。トルが第2版で加えた限定条件なるものは、Samuelson 基準への後退としてより他には意味をつけ難い。

efficiency test と local test とのそれぞれの特質は以上のようであるから、われわれはそれぞれを用途に応じて使ふわけである。前者は特に価格機構の efficiency property の研究に必要不可欠であり、後者はたまたま提案される個別的政

策を、他に考えられる政策上の優劣を考慮せずに、それ 자체としての可否の判断を下すために有益なことが認められる。したがって私は報告者が試みているように、これらの tests を択一的なものとして one-dimensional と順位をつけねばならぬとは贅成できない。これが私の第1の論点である。

第三に、もう一つだけ質問をつけ加えたい。再分配効果の可否の判断は、言うは易く行うは難い。可否の判断について個人間に見解の差異が生じたとき、報告者は判定のためのいかなるきめ手を用意しておられるか?

答 丁 厚生判断の基準を、efficiency test と local test とに峻別し、前者を partial analysis に後者を piecemeal analysis に属するものとし両者の優劣は決しがたいとされる熊谷博士の位置づけは、最近の線形経済学的厚生経済学における price mechanism の厚生的含意の解明(厚生経済学における duality theorem の導出)にあたって、efficiency test (なかなかずべきれを Pareto optimum に還元させたもの)の果たす役割の重要性を想起したり、十分傾聴に値する主張と思われる。厚生基準のこの区分視角については、わたくしの今後の思索においてなお再考の機会をもつたいたいと思う。

ただなんや、わたくしは、この報告においてなぜわたくしが、efficiency tests と local test とを one dimensional に順位つけ、しかも local test の efficiency tests に対する優位性を認めたか、また efficiency tests と local test とは incomparable な独自のカテゴリーとして定立することをわれわ

れに躊躇せしめた原因は奈辺にあつたかを明らかにし、わたくしが、いわば local test の平面で efficiency tests をとり上げた理由について若干の弁明を行なうとともに、博士のご教示を、現実科学の立場に立って、多元的吟味視角からの整序を企図するわれわれの立場から、いかなる形でとり上げるかについて現在浮かんでくる若干のアイディアを述べて、ご参考に供したいと思う。

この報告を通して、近代厚生経済学の学説史の流れのなかで、厚生基準論の発展がひたすら論理的精密化の過程をたどるものとして把握された。ところがこの方向への進歩が、実践的有用性の視角からは実は必ずしも進歩とはいはず、むしろ退歩にほかならないのではないか？ という疑問を念頭におきながら、ピグー以後の諸厚生基準論を、実践的有用性の視角に十分のウエイトをおく現実科学の立場から吟味し直すことが、われわれの報告の目標であつて、こうした目標に照らして、現実科学の要請という統一的な多元的吟味視角から、一見異質的にみえる諸厚生基準が相互にいかなる内的関連をもち、どの点で他より優れ、どの点で他よりも劣るかを明らかにすることをわれわれの当面の課題としたのである。

こうした課題に答えるためには、厚生基準論プロパーの立場から特定の吟味視角にかかわらしめて efficiency test と local test を比較してその優劣に決着をつけ、one dimensional な順位づけを試みることもあるがち無意味ではないようと思われる。

ただわれわれが具体的な内容を賦与して提示した諸吟味視角は、從来の厚生経済学の学説史的考証を通していわば内在的に抽出したものであつてこれらの吟味視角以外にもっと重要な吟味視角の抽出・

導入を必要とするかもしれないし、そのような新吟味視角の導入こそ、今後の厚生経済学の進歩を約束するものといえよう。

熊谷博士の示唆された efficiency test の local test からの峻別および local test を efficiency test に比して優位に立たしめることの拒否をわれわれに要請する吟味視角は、厚生基準論プロパーの吟味視角としてどのような具体的な内容を持つべきか？ その視角を導入すれば、われわれの提示した吟味視角からの one dimensional な順位づけを爆撃しやるものかどうか？ われわれのタームでいえば、それらの tests は互に議論の異なるレヴェルに置かるべき性格のものであるか？ なお今後察してゆきたいと思う。

ただここで注意すべきは、リトルに関するかぎり、当然のことながら、その所論を通して、自からの基準とカルドア・ヒックス・シトフスキ基準とを one dimensional に順位づけようとする意図がうかがわれ、しかも local test が the best の基準であるとの立場を持して、efficiency test には同格の地位を与えていないということである。

たとえば、リトルは、ヒックスの ‘The Rehabilitation of Consumer's Surplus’ のなかの「一社会の経済活動が、この意味 [仮説的補償—筆者挿入] で改善とはいえない生産の編成替えは行なわず、改善であるような編成替えはすべて行なう」という原則によって編成される」ならば、「ほとんどすべてのひとびとは、十分な時間が経過した後には、better off になるであろう」という章句をとりあげて、分配効果がランダムであると信ずる根拠はない。

もしそうであれば、十分の期間を経過した後すべてのものが better off になると仮定しないことになると批判を行ない、分配の cumulative effects の危険を強調していく。

リトルによる右のシックス解釈は、その11つの含意をもつている。

(1) シックス自身、仮説的補償原理を local test に対置するべき efficiency test としては、きりと意識していたとはいえない。

(2) リトルは、仮説的補償基準を、もっぱら local test の立場からのみ吟味の対象とし、local test を efficiency test より優れるものとして位置づけている。

一般に、local test に対し efficiency test を同格に対置して、efficiency test に独自の役割を認める立場を支持する根拠として、次の三つの擁護論が与えられる。

(1) 仮説的補償基準に補償支払の実施を結びつけることにより、仮説的補償基準をパレート基準に還元しつ。 price mechanism の efficiency property の研究は、主として実際の補償支払いを前提して、仮説的補償基準をパレート基準に還元しパレート最適に内在する諸常数とアトマスティックな完全競争システムとの対応関係の証明という形をとる。(実際補償説)

(2) 分配面の修正にたずさわる当事者が、衡平を旨として事に処する意思と権力を持っていることを前提した上で経済的勧告を是認している。(制度説)

(3) 仮説的補償基準の勧告は、複雑な問題の一面だけをとりあげているのであって、その勧告の受諾は、問題に関連したあらゆる側面

について、それぞれの正しいウエイトを与えるところの判断いかんにかかっている。分配面およびその他の価値側面を判断する能力のあるひとびとがその職分を果たした後においてのみ仮説的「経済的」勧告が生きた勧告となる。(経済的側面説)

この三つの擁護論の(1)実際補償説に対しては、「一つの批判がある。

批判(1)～(i)われわれは、諸個人の選好について十分知りえないし、たゞ完全な知識をもつていても、補償の実施は、administratively に不可能である。それは高価であるだけでなく、補償の実施が第2の変化を惹起し、それによる被害者は再び補償されねばならず、以下同様の経過をたどる。

批判(1)～(ii)補償の実施は比較の基準が status quo であるから、保守的偏向をあらわすことになる。

(2) 制度説に対する批判はつぎのとおりである。

批判(2)衡平な分配措置を講ずる権限を公けの当局に委譲することは、それ自体価値判断を含んでいる。すなわち当局の意思が実行されるべきであるとの判断がそれである。シラフスキーは、社会主義国家(特に労働党支配下の英國)は、議会を通じて、市場メカニズムのもたらす分配面の悪を匡正することによって、衡平を維持し、正義を促進するものと考えている。しかし他方ではかかる楽観論をとらず、利害の対立に焦点を向け、政府は正義の觀念によって導かれず、権力階級の自己追求の用具であると主張する論旨も存在する。したがって、制度説を支持する論者(シラフスキーは、これをカルドアがはじめて主張したものであるとして、彼自身それに賛意を表わしている)は必ずしも安全、中立な、もしくは科学的な根拠に立

つてはいないのである。

つぎに(3)経済的側面説の立場をとれば、上記の反対論を避けることができそうである。分配面については、妥協しえないように分裂している利害集團でもなお彼等のプログラムの「経済的側面」については、経済学者の意見を徴しうるであろう。すなわち、この立場からは、つぎのようにいえよう。勧告をなすことが経済学者の課題ではないが、その分析は、政策主体が選択を迫られている状況の經濟的特質を明示する経済学者は、二つの状況のどちらが究極においてよいかはいえないが、二状況の重要な特質に光明を投することができ、かくして政策主体の決意を助けると。

かかる経済的側面説に対する批判(3)は、分配面と遊離した生産面の判断と分配面の判断とは、元来絡み合っており、互に無関係なものとはみなしえないというのである。すなわち(i)そもそも分配上の価値判断は、それ自体分配のためいったいなにが利用可能かというとに依存しており、またある財集合からえられる満足は、特定のある分配によって生ずる欲求に依存している。(ii)分配上の判断は一状況がどのように達せられたかということと無関係ではない。たとえそれが悪い状況であったとしても、ひとびとは過去にあった事物を享樂し、とにかくこの享樂に基づいて予想を立て、計画をしていたという事実は、その状況を、それらの事物が享樂されなかつた状況とは違ったものとするであろう。いろいろな分配状態を順序づける価値尺度は、財の諸集合を順序づける選好度盛りよりもはるかに、他人がなにを享樂するか、ひとびとが過去において当然のものとして予想してきたものが何であるかに依存することが大きい。

要するに「満足」「効用」「福祉」「厚生」等の特定側面をば、それらを決定する社会的背景（なかんずく所得分配）から孤立化しようとする試みは、heuristically には便利であるとはいへ、現実の実践勧告の基礎としては misleading である。けだし、このような試みは欲求が社会的に決定されることすくなしとしない現実を、まったく無視しているからである。

近代厚生経済学者がしばしば仮定するように、欲求は究極の autonomous な与件ではなく、社会的関係の產物であることが認められるならば、仮説的補償原理にしたがつて「改善」の機会がもはや存在しないような生産の編成に基づく、一定資源から生じうる最適状態は、限られた意味においてのみ最適である。そのような編成が optimally に満たす欲求は、とりわけわれわれが取り扱うような、比較的富裕な社会では、その社会自体が背景となつてつくり出した欲求であることが多いのである。異なる方法で生産される財の異なつた集合は、異なるた欲求体系をもたらし、もしそれが、この新欲求体系を optimally に満足させるなら、この異なるた財集合もまた一つの最適状態に対応するものであろう。

もともと批判の論点をここまで延長してくると、「消費者選好の基準」の上に安んじて座してきた厚生経済学にとって、分析上處理困難な難所に到達する。そして efficiency test のみならず、local test も現在のままで、安住の地ではなくなるおそれを生ずることとなる。このようないわば超越的な批判は別としても、前述の仮説的補償原理に対する諸批判にかんがみ、生産物という「ペイの大きさ」の判断と分配という「ペイの切り方」の判断とを分

離する efficiency test の位置づけは、最大の注意をもって処理するに値する問題であると言えよう。

① 報告者が、リトル基準は二状況無矛盾性テストを満たすと解し、第I表と第IV表で×ではなく○をつけているのは、あいぱなりトルの 'Critique' 第2版の限定条件だけを根拠とするものであり、この○に関するかぎり、まったく形式的なものにすぎないことは、否定しえない。ただこの○を×に修正しても、われわれの結論全体が変わらないことは明白である。

リトル基準は、その本質上二状況無矛盾性テストを満足しないとの熊谷博士のご指摘は、リトル基準の重大な本質を剥脱したものであって、リトル解釈として十分尊重されなければならない。確定的な二点（初期点と到達点）もしくはその二点に状況変化後の補償と変化前の再分配を含めた四点のみを、実際上（リトルの表現で in practice）問題にする local test のたて前からみて、第2版の限定条件の付加は、むしろ misleading であるふうしよう。この点で熊谷博士のご見解にまったく同意である。

② 再分配効果の可否の判断についての質問は、アロウの社会選択の個人価値からの民主的形成の分析を引用するまでもなく、厚生経済学におけるアボリアの一つである。

再分配効果判断の問題は、結局異個人間の効用比較に対しいかなる態度をとることによって関連するので、この点についての報告者のリトル解釈を述べて、お答えに代えたいと思う。

個人間比較についてのロビンズとリトルの対立点は、つまの一1点に帰着しうる。

(1) ロビンズは、個人間比較の問題を価値判断か事実判断かとどう二者択一的な形で問題にしてくるのに對し、リトルは、'Critique' 第V章で述べてゐるよつに、'価値判断を influencing, suggesting, persuading のたまのやうな判断であると定義し、value judgements は、一方 descriptions に対する概念ではあるが、一般に descriptions のなかには value judgements の要素をもつ descriptions もあらむと認め、value judgements の要素を全然もたない descriptions を pure descriptions ふらら、これを他方 descriptive な内容を全然もたない pure value judgements に對置せらるべである。このような価値判断観から、リトルはロビンズのいう価値判断と事実判断との混在を容易に容認しうる立場に立つのである。

(2) 個人間比較をロビンズは、厳密な、したがつて万人に妥当を要求するような比較でなければならないと考えているのに對し、リトルは、ひとによりその結果が異なることも許すような rough and ready な比較であるとみるのである。

なおここに注意すべきことは、リトルの立場からは、ある実質所得の移転があつた場合、そのような分配の変化がはたして良いか悪いかは、現実の政策立案者が発言しうるのではあるが、その発言は、厳密に実質所得分配がどうなるかを論証するといのものではなく、いわんや政策立案者が全面的な経済的厚生函数を具体的に規定することではありえない。ただ、実質所得の特定の方向への変化が良いか悪いかを政策立案者がとにかく発言しうるものとリトルは考へているのである。

こうした rough and ready な分配判断に甘んずるかわりに、とにかく分配の是非に決着をつけることが、リトル基準の特徴である。これがリトルをして彼の local analysis が Bergson · Samuelson 流の all or nothing の分析よりも優るところをしめる理由である。もちろんリトルも、経済的厚生函数が厚生経済学的形式的・数学的体系を完成するための輝かしい device であることを認めるのにやぶさかではないのであるが、彼が問題にした具体的・実践的な厚生基準論のレヴェルにおいては、それに実践的な解釈が与えられそうにもなく、それから導出される *the optimum* は、具体的・実践的な議論の平面では意味をもたない utopia にすぎないと考えてよいのである。

かくしてリトルは、所得分配問題についてその見解を述べた *Oxford Economic Papers*, June 1949 の論文 ‘The Foundations of Welfare Economics’ の Part II の末尾を次の章句。「るべらとが倫理的関心を抱くような主題、しかも descriptive な章味があるかぎりは、もともとひとびとが曖昧な形で論ずるような主題について、客観的かつ厳密であるとする企ては、大してうるところがないのである」で結んでいる。

要するに、リトルの念頭にある議論のレヴェルは、極めて具体的な実践的な段階に属するものであって、ロビンズが個人効用の比較を否定した議論のレヴェルから、リトルの個人効用比較肯定論を批判することは、あまり有意義とは思えない。ロビンズが要求する効用比較は、あくまで厳密な客観的・科学的比較であるのに對し、リトルのそれは、ふとにより異論の余地を許す rough and ready な

比較にあまんじてゐるからである。他方また、経済体系のあらゆる可能な configurations の順序づけを可能ならしめる経済的厚生函数を設定し、それを限定する価値前提を明示しながら、Paretian welfare function を用ひて、効用空間における厚生等高線と utility-potentiality frontier との接点における厚生極大点に応する相対的厚生の決定を論する Bergson · Samuelson 等の議論の平面では、厚生の理想的分配についてリトルの念頭にあるような具体的な指示を与えるのが当然であり、わたくしには、リトル流の situational な piecemeal planning とサミュエルソン流の utopian planning との優劣を同一の議論の平面で論ずること自体が、そもそも問題であるともわれる。リトルの議論のレヴェルに立つかぎり、ひとびとは、かつてシトフスキイがバーグスンの社会厚生函数について「バーグスンが定義したような社会厚生函数は、あまりにも完全に一般的なため、internal evidence だけに基づいては、バーグスンがそれをどんな風に用いたいと思ひたかわからぬほどである。彼はおそらく、厚生経済学の主要問題の形式的かつ厳密な叙述を目指したにすぎないのである」と述べたと同じ不満を禁じえないであろう。またラングのように、分配の最適条件を marginal social significance の形態まで具体化したところでは、平等分配、異なる個人の効用函数の同一性等極めて特殊な想定を設けた場合以外は、marginal social significance そのものの決定について形式論に終止せざるをえないのは、その出発点である social value function の形式的無内容性かひじてくる当然の帰結といえよう。

このようにみてくると、個人間比較に関し「ロビンズかリトルか」とか、経済的厚生の分配について「リトルかサミュエルソンか」という二者択一的な設問そのものが、そもそも検討されねばならないことのように思われる。それらは、一方を棄て、他方をとるというがごとき関係にたつものではなく、それぞれ異なった議論の平面にあるものとみなければならない。したがって、リトルが分配効果の判

断を論ずるような、より現実に近い具体的・実践的な議論のレヴェルにあっては、分配効果の可否の判断は、比較的 rough and readyなものであっても許される性質のものであり、たとえ個人間の見解の差異が生じても、端的にいって政策立案者が妥当と認める分配の判断であるとしかいえないのではないか？

## (二) 課税問題への応用

樫 本 功

△尾道短期大學▽

### I 開題

ヒックス、ジョセフ、ホーテリングにより近代的に定式化された消費税超過負担論は、ロルフ・ブレイク、リトル等によって批判された。彼等の分析は、現在の支配的見解を示していると考えられる。

彼等による批判は、二つの段階に分けうる。

まず第一に、彼等は社会的変換曲線を導入して多数個人への一般化を企て、初期状態が完全競争均衡点にあり、労働供給が非弾力的であるとの想定のもとでは、所得税が消費税より優ると結論した。

この結論はヒックス等のそれと同一である。第二に彼等は、これら二つの想定を除いて議論を一般化するとき、消費税超過負担の結論が必ずしも成立せず、逆に所得税の超過負担が生ずる可能性があることを示し、ヒックス等の消費税超過負担論を批判した。

ロルフ・ブレイク、リトル等の帰結は、不完全な厚生基準を援用して導出されたものであるから、適切な厚生基準によって課税分析を開拓し、彼等の帰結を修正しなければならない。

本報告は、彼等の第一の結論が必ずしも成立しないことを示し、

ついで第二の結論を一般化し、若干の興味ある帰結を導出することを目的とする。

### II 単純モデルによる課税分析

最初ロルフ・ブレイク等の第一の結論を批判するため、課税前の初期状態が完全競争均衡点にあり、かつ労働供給が非弾力的であると想定する。これらの想定はのちに除去する。

政府の徴収する税収入は、課税体系が所得税でも消費税でも同一額であり、社会に支出されないと仮定する。二商品X、Yを消費する二消費者A、Bの所得および嗜好は、同一である必要はない。

まず所得税が各消費者に賦課されたとする。この所得税は比例所得税である必要はない。ついで所得税が廃止され、消費税が商品Xに課せられたとする。

所得税および消費税下の均衡点は社会的変換曲線TT上の点 $Q_1$ および $Q_2$ であらわされる。所得税均衡点 $Q_1$ のシトフスキーアルティ $S_1S_1$ はTTに $Q_1$ で接し $Q_1$ 以外でTTの上方に位置するから、この $S_1S_1$ は $Q_2$ の上方を通る。消費税均衡点 $Q_2$ のシトフスキーアルティ $S_2S_2$ は $Q_2$ でTT

と交わり、 $Q_1$ の上方、下方および $Q_1$ のいずれかを通る。これらの三つのケースをそれぞれ、ケース i、ケース ii、ケース iiiと呼ぶ。(第一図の左は商品空間であり、右はそれに対応する効用空間である。)

一 カルドア基準による課税分析 課税体系が所得税から消費税に変更されるとしよう。所得税均衡点 $Q_1$ のシフトスキーワーク $S_1 S_1$ は、消費税均衡点 $Q_2$ の上方を必ず通り、効用空間の $Q_2$ の効用可能性曲線 $P_2 P_2$ は必ず $Q_1$ の下方を通る。

したがつてカルドア基準によれば、この課税体系の変更に関し消費税が所得税より劣ると判定され、所得税を廃止して消費税を賦課してはならないと主張される。このカルドア基準による消費税超過負担の帰結はロルフ・ブレイク等の第一の結論と同一である。

しかしこの帰結は、課税体系が所得税から消費税に変更されるとき導出されるものであり、逆に消費税から所得税に変更されるとき必ずしも成立することはかぎらない。

すなわちいま課税体系が消費税から所得税に変更されるとしよう。消費税均衡点 $Q_2$ のシフトスキーワーク $S_2 S_2$ は、 $Q_1$ の上方、下方および $Q_1$ のいずれかを通るから、つきの三つの判定のいずれかがくだされる。

ケース i 所得税が消費税より劣る

ケース ii 所得税が消費税より優る

ケース iii 所得税と消費税とは無差別

カルドア基準による所得税→消費税の帰結と消費税→所得税の帰結とを組み合わせとつぎの三つの結論が導出される。

(a) 所得税→消費税の変更に関し消費税が所得税より劣り、消費

税→所得税の変更に関し所得税が消費税より劣る。このケース i では一つの課税がたがいに他方の課税より劣り、現に存在する課税体系がどのようなものであれ、これを変更してはならないという現状維持の政策が勧告される。

(b) 所得税→消費税に関し消費税が所得税より劣り、消費税→所得税に関し所得税が消費税より優る。このケース ii では変更方向にかかわりなく消費税超過負担の帰結が示される。

(c) 所得税→消費税に関し消費税が所得税より劣り、消費税→所得税に関し両課税無差別。ケース iii

以上の結論は第一表に示されている。

二 ヒックス基準による課税分析 所得税から消費税に変更されるととき、カルドア基準は消費税超過負担とのみ判定したが、ヒックス基準によれば、三つの判定がくだされる。

ケース i 消費税が所得税より優る

ケース ii 消費税と所得税とは無差別

ケース iii 消費税が所得税より劣る

逆に課税体系が消費税から所得税に変更されるとき、カルドア基準は三つの判定をくだすが、ヒックス基準は、所得税が消費税より優るとのみ判定する。

ヒックス基準による二変更方向の帰結を組み合わせとつぎの結論が導出される。

(a) 所得税→消費税に関し消費税が優り、消費税→所得税に関し所得税が優る。このケース i についてカルドア基準は、現状維持を勧告するが、ヒックス基準は、一つの課税がたがいに他の課税より優

第一表 補償基準による課税分析の判定結果

△は無差別

補償基準	ケース番号	i		ii		iii	
		①	2	③	4	⑤	6
Kaldor 基準	所得税→消費税	所得税	所得税	所得税			
	消費税→所得税	消費税	所得税	△			
	変更方向にかかわりのない結果	?(現状) 維持	所得税	?			
Hicks基準	所得税→消費税	消費税	所得税	△			
	消費税→所得税	所得税	所得税	所得税			
	変更方向にかかわりのない結果	?(無限に) 変更	所得税	?			
Scitovsky基準		?	所得税	?			
Little基準		消費税	所得税	?	所得税	消費税	所得税
Samuelson基準		?	?	?	?	?	?
第2 Little基準		消費税	所得税	補償税? + II	所得税	消費税 所得税 + II	所得税

ると判定し、無限に課税体系を変更しなければならないと勧告する。  
**(b)** 所得税→消費税に関し消費税が劣り、消費税→所得税に関し所得税が優る。カルドア基準と同様、変更方向にかかわりなく所得税が消費税より優る。

**(c)** 所得税→消費税に関し無差別、消費税→所得税に関し所得税が優る。

**三** シトフスキ基準による課税分析 シトフスキ基準は所得税→消費税に関しカルドア基準およびヒックス基準の両者が消費税劣位と判定するケースiiについて、消費税が所得税より劣ると判定する。ケースiおよびiiiでは、両課税の優劣は不明である。

**四** リトル基準による課税分析第一図の左下の○印のつけられた番号は、分配判断に関し  $Q_2$ 、H が  $Q_1$ 、J より選好されることを示す。

所得税→消費税に関し消費税が劣るとカルドア基準は判定しているから、分配判断に関し消費税が劣ると判定される2、4、6の各ケースについて、リトル基準は消費税が所得税より劣ると判定する。

ヒックス基準が消費税優位および無差別と判定し、再分配基準が消費税優位と判定するケースiの1、iiiの5では消費税が優る。

ケースiiの3では、優劣は不明である。

五 サミュエルソン基準による課税分析  $Q_1$ 、 $Q_2$  はともにTT上にあり、一均衡点が他の均衡点から形成されるポウレイボックス内に位置することはないから、一方の効用可能性曲線が他方のそれの外側に一様に位置する可能性をみいだしがたい。したがつてサミニ

エルソン基準によれば、すべてのケースについて両課税の優劣は不明である。

六 第2リトル基準による課税分析 カルドア基準の劣判定がくだされているから、再分配基準が所得税優位と判定する2、4、6のケースについて、第2リトル基準は、所得税が消費税より優ると判定する。

ヒックス基準が消費税優位あるいは無差別、再分配基準が消費税優位と判定する1、5のケースについて、消費税が優る。

ヒックス基準が所得税優位、再分配基準が消費税優位と判定する3のケースでは、所得税体系から補償が可能なるとき、課税体系を所得税に維持あるいは変更して消費者間の再分配を行なうべきであり、再分配が不可能なとき、優劣は不明である。

### III 一般的モデルによる課税分析

労働供給が弾力的であり、課税前の初期状態が必ずしも完全競争均衡点でないと想定して分析を一般化する。さきの単純モデルの二つの想定のどちらか一方のみを廃止しても、導出される帰結は同一である。

労働供給が弾力的であると想定すると、商品空間は二財X、Yおよび、閑暇Zの量をそれぞれ各軸に示す三次元空間となり、両課税の均衡点 $Q_1$ 、 $Q_2$ はこの三次元商品空間の社会的変換曲面上に位置し、シトフスキー軌跡も三次元の曲面となる。

労働供給が弾力的でないとしても、初期状態が完全競争均衡点にないならば、所得税均衡点 $Q_1$ のシトフスキー軌跡は変換曲線と交わ

るであろうし、また初期状態が完全競争状態であっても労働供給が弾力的ならば、 $Q_1$ のシトフスキー軌跡は変換曲面と交わる。したがって、 $Q_1$ のシトフスキー軌跡は $Q_2$ の上方を必ず通るとはいせず、 $Q_2$ の上方、下方および $Q_2$ のいずれかを通る。他方 $Q_2$ のシトフスキー軌跡も $Q_1$ の上方、下方および $Q_1$ のいずれかを通る。

これら二組のシトフスキー軌跡の組み合わせは、九つあり、商品空間を二次元で示しうる労働供給非弾力の場合が第二図に描かれている。効用空間は、二消費者のみを対象とするから、なお二次元の平面であらわされ、商品空間のシトフスキー軌跡の組み合わせに対する効用可能性曲線の組み合わせが第三図に示されている。

一 カルドア基準による課税分析 九つのケースにカルドア基準を援用して、所得税→消費税および消費税→所得税の変更に関し両課税の優劣を判定すれば、その判定結果は第二表に示されている。

これらの判定結果は三つのグループに分けうる。

(a) 變更方向にかかわりなく同一の判定を示すケース。I、V、IX

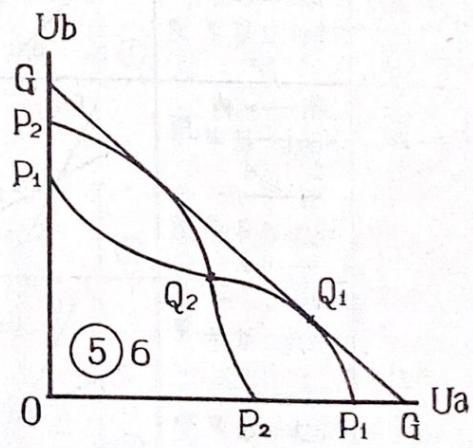
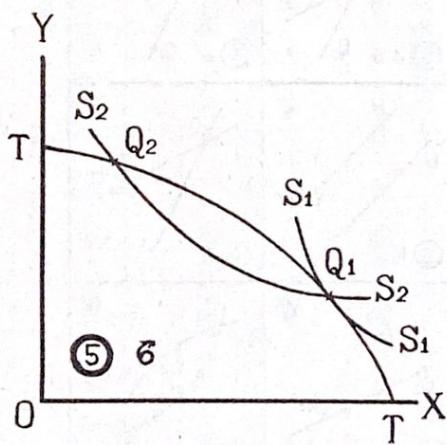
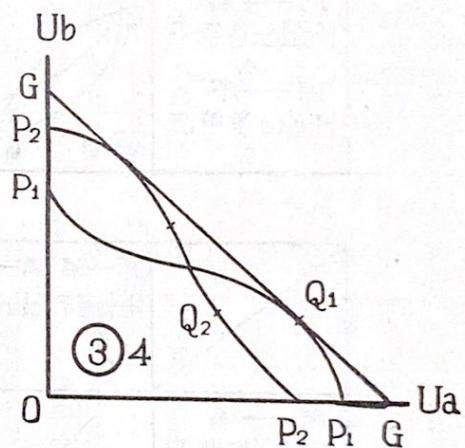
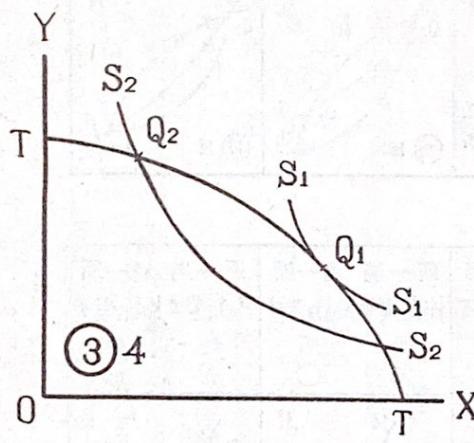
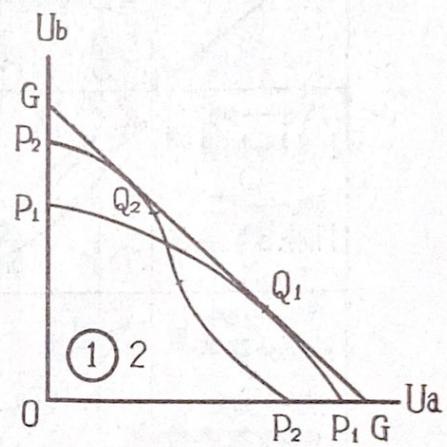
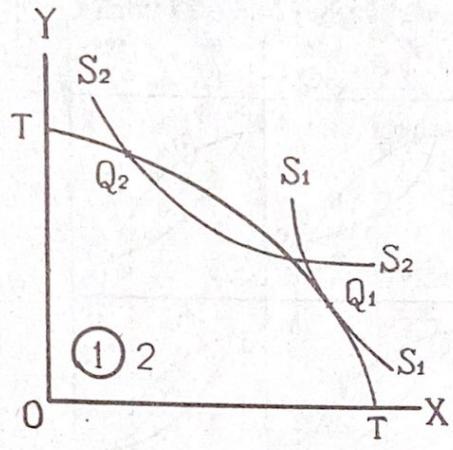
(b) 變更方向が異なれば全く逆の判定をくだすケース。

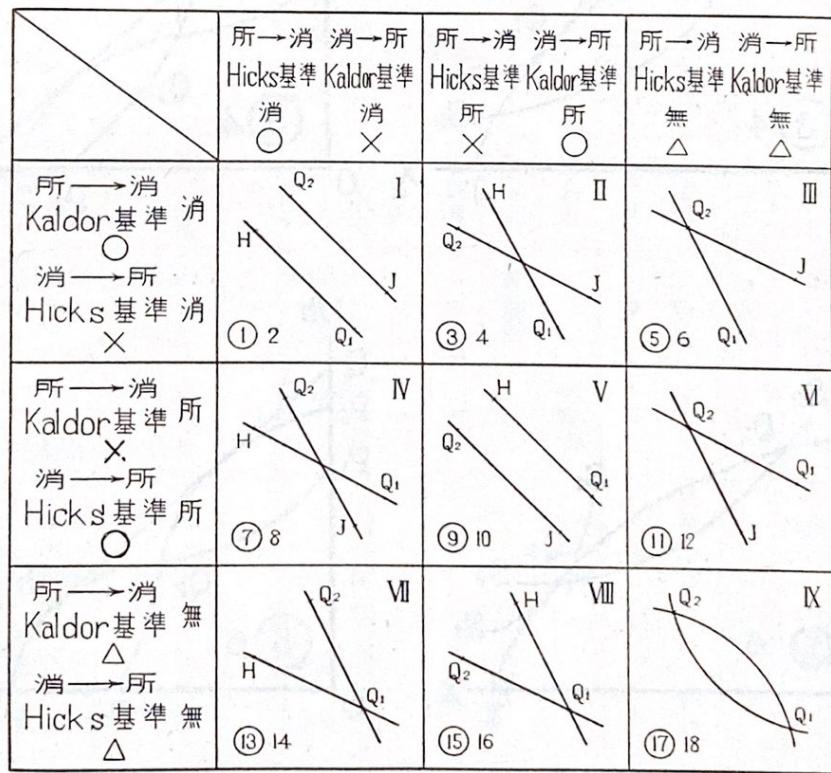
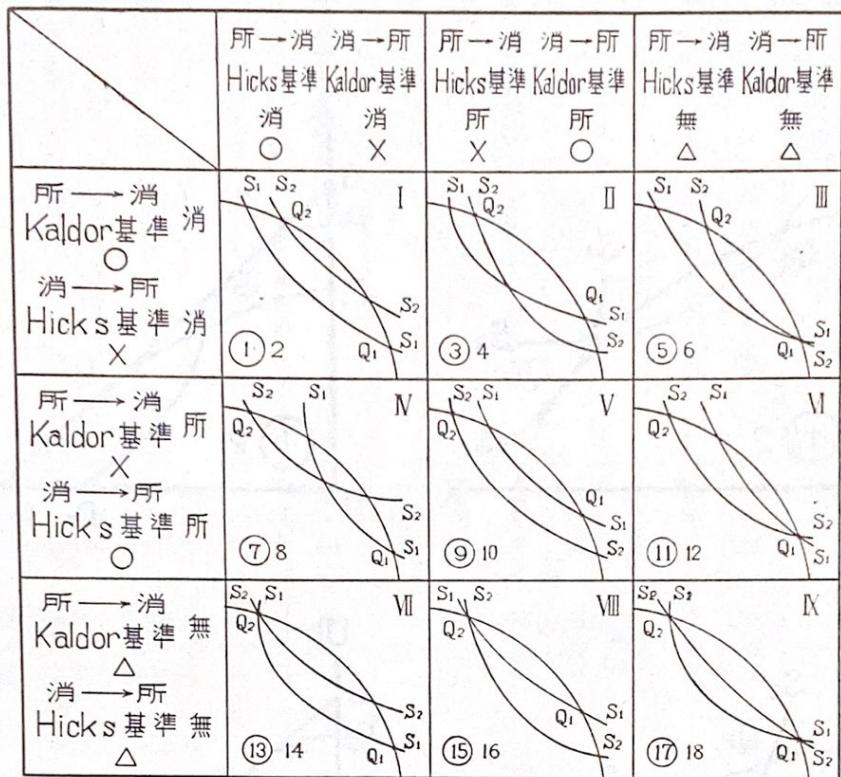
このグループにはII、IVのケースが属し、一方向について消費税が優ると判定され、逆の方向に関して所得税が優ると判定されるが、ケースIIでは、どの課税も変更すべきであると勧告されるのに対し、ケースIVでは、どの課税も変更してはならないといふ現状維持の政策が勧告される。この意味でIIとIVとは対称的な経済的含意をもつてゐる。

(c) 一変更方向に關し優、劣いづれかを判定するが、逆の変更方

第二表 補償基準による課税分析の総合結果 △は無差別

ケース番号		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX									
補償基準		①	2	③	4	⑤	6	⑦	8	⑨	10	⑪	12	⑬	14	⑮	16	⑯	18
Kaldor 基準	所得税→消費税	消費税	消費税	消費税	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	所得稅	△	△	△	△	△	△	△	
	消費税→所得稅	消費稅	所得稅	△	消費稅	所得稅	△	消費稅	所得稅	△	消費稅	所得稅	△	消費稅	所得稅	△	△	△	
	変更方向にかかわり のない結果	消費稅	? (無限に) (維持)	?	(現状)	所得稅	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
Hicks基準	所得稅→消費稅	消費稅	所得稅	△	消費稅	所得稅	△	消費稅	所得稅	△	消費稅	所得稅	△	消費稅	所得稅	△	△	△	
	消費稅→所得稅	消費稅	消費稅	消費稅	所得稅	所得稅	△	消費稅	所得稅	△	消費稅	所得稅	△	消費稅	所得稅	△	△	△	
	変更方向にかかわり のない結果	消費稅	? (現状) (維持)	?	? (無限に) (変更)	所得稅	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	△	
Scitovsky基準	消費稅	?	?	?	?	所得稅	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	△	
	消費稅	?	?	?	?	消費稅	?	所得稅	?	所得稅	?	所得稅	?	所得稅	?	所得稅	?	△	
	Little基準	消費稅	?	?	?	消費稅	?	消費稅	?	消費稅	?	消費稅	?	消費稅	?	消費稅	?	△	
Samuelson基準	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	
第2 Little基準		所得稅	消費稅	消費稅	消費稅	所得稅	消費稅	消費稅	所得稅	消費稅	所得稅	消費稅	所得稅	消費稅	所得稅	消費稅	所得稅	消費稅	





向に関しては無差別と判定するケース。III、VI、VII、VIII

二 ヒックス基準による課税分析 ヒックス基準による課税の優劣は第二表に示される。その判定結果は三つのグループに分けられる。

(a) 変更方向にかかわりなく同一の判定をくだすケース。I、V、IX

(b) この結果はカルドア基準のそれと同一である。

IX 変更方向が異なるとき全く逆の判定を示すケース。

このグループには、カルドア基準のそれと同様、II、IVが含まれる。カルドア基準が無限の変更を勧告される。ケースIIについて現状維持、IVについて無限の変更が勧告される。ヒックス基準によるIIとIVの対称的な経済的含意は、カルドア基準のそれと全く逆である。カルドア基準が無限の変更を勧告するIIのケースに関しヒックス基準は現状維持を主張し、カルドア基準が現状維持を要求するIVのケースに対しヒックス基準は無限の変更を勧告する。

(c) 一変更方向に関し優、劣のいずれかが示されるが、逆の変更方法について無差別と判定するケース。III、VI、VII、VIII

三 シトフスキ基準による課税分析 判定結果は第二表に示されている。ケースIでは消費税が優り、Vでは所得税が優り、IXでは無差別と判定され、他のケースはすべて優劣不明である。

四 リトル基準による課税分析 判定結果は第二表に示される。

(a) 消費税が優るケースは1、5、7、11、13、17である。

(b) 所得税が優るケースは8、10、12、14、16、18である。

(c) 両課税の優劣が不明のケースは2、3、4、6、9、15である。

る。

五 サミュエルソン基準による課税分析 すべてのケースについて優劣は不明である。

#### 六 第2リトル基準による課税分析

(a) 消費税が優るケースは1、5、7、11、13、17である。

(b) 所得税が優るケースは8、10、12、14、16、18である。

(c) 消費税に維持あるいは変更し再分配を勧告するケースは2、4、6である。

(d) 所得税に維持あるいは変更し再分配を勧告するケースは3、9、15である。

(e) 消費税+再分配が不可能なとき、ケース4、6では消費税が優り、2では不明である。

(f) 所得税+再分配が不可能なとき、3、15では消費税が優り、9では不明である。

第2リトル基準による判定結果のうち、a、bはリトル基準のそれと同一であるが、c、d、e、fはリトル基準が優劣不明と判定していたものである。

以上われわれは、つぎのことときをあきらかにした。ロルフ・ブレイク、リトルは初期状態完全競争、労働供給非弾力と想定する単純モデルにおいて、所得税が消費税より優ると結論したが、この結論は、どの補償基準を援用しても一般に成立しない。またロルフ・ブレイクは初期状態を吟味し、リトルは労働供給を検討して、一般的な想定のもとでは所得税優位の結論が、成立しないと論じた。この結論は正しい。しかし結論導出に用いられた彼等の分析は妥当でない。

## 質問二 課税問題への応用に対する討論の提起

(神戸商科大学 能勢哲也)

厚生経済学の分析方法によつても、「消費税超過負担論」が、相當豊富な内容をもち、而も財政学の領域においても今後予想される多くの結論の緒口が出されたものとして、興味ある報告であると考える。精緻な分析と推論も論理一貫しており、誤りを含んでいない。

たゞ、次のような点で、今一層の考慮が払われるならば、現実の政策との関連においてもより改善されるのではないかと考へる。

その一は、消費財市場中心の分析でなく、(1)消費税所得税の税源を確定して、合理的に負担を比較するのでなければ不十分ではないかという点である。例えは、A・スマスは、間接税が自然価格の法則を乱すという一種の超過負担論を述べたが、その場合消費税・所得税の税源は共に純収入にあつたし、最近ではU・K・ヒックスが両税を別個に分析すべきことを主張している。このように、所得税と消費税は、税源として重複する場合もあり、然らざる場合もあり、若干のズレがあるから、この関連を明確にする要があると考えられる。

(2)同様な点は、所得分析についても云える。厚生経済学では、個人所得と消費で厚生概念を構成するが、これは財政学上「法人擬制説」の考え方である。だが、法人実体が現実的だとすれば、所得の税源として利潤を無視することはできない。従つて、本報告で積極的に企業所得との関連において、企業の活動

を組入れる工夫が必要と考えられる。その方法として、(i)所得税「需給不均等—価格下落—産出高不变—原点復帰」の結論が生ずるためには、(a)収益率恢復、(b)弾力的貨幣供給、が必要であるうし、(ii)企業と直結する個人と賃金受領者とでは、無差別曲線の形状も異なる事が考えられ、(前者のそれは急でケースVが妥当、後者のそれは緩、ケースIが妥当)一般に企業活動を一層考慮すれば、負担論もより詳しく述べると考えられる。

第二に、消費税には、奢侈・必要・必需品課税、所得税には、賃金・利子・地代・配当・キャピタルゲイン、担税者個人としても企業家・労働者とあり、寧ろ一般的厚生への合成よりは、制度的な問題をも含めて、具体化の試みが有意味ではないかという点である。例えは、ケースIIIは、労働者にとつては所得税可、企業者にとつては消費税可と判定され、この合成は無意味であり、個々の命題が重要であつて、第一点をも含めて、具体的に各ケースについて税源・租税・租税支払人等についての内容を持たせてなければ、一層分析は精緻にかつ現実化し、一般的命題も亦一層生きると考えられる。

第三に、細い点として、消費税の全面転嫁が前提されているのは問題である。特に企業を考慮すれば、消費税の中小企業への転嫁も考えられるから、この点は、財政学の一般的な結論を援用することが望ましい。

答 能勢氏の提起された三つの論点は、本報告で無視しているわけではなく、implicitly にではあるが、考慮している。

(+) 本報告の分析は、一見、消費財市場中心の分析であるが、必

すしも生産財市場を無視しているのではない。われわれが社会的変換曲線を考察するとき、本源的生産要素からだちに消費財が生産されるかのように考えがちであるが、社会的変換曲線は、中間生産物を除外して構成されているのではない。たゞ中間生産物は一産業の output であると同時に、他産業の input であるから、社会的観点から、考察するとき、中間生産物は、相殺され、社会的変換曲線による分析の表面に現われないというだけである。(1) 所得税および消費税の税源は、本報告において確定しており、同一である。本報告は、所得税（あるいは消費税）が課せられたうえさらに、消費税（あるいは所得税）を賦課して、両課税の優劣を判定しようとしているのではなく、賦課した所得税（消費税）を廃止して、あらたに消費税（所得税）を課すと想定して分析しているのであるから、所得税と消費税の税源が異なると考えることはできないからである。(2) の論点は、本報告の所得税という概念に企業所得に課せられる法人税が含まれていないことを批判するものであると思われる。事実本報告においては、法人税を念頭に置いて課税問題を分析していない。しかし本報告の分析およびその帰結は、容易に法人税と消費税の優劣の判定に適用することができる。各消費者に所得税が課せられる代わりに、各企業に法人税が課せられたとする

前と同一となり、法人税下の均衡点は、課税前均衡状態に複帰する。そして法人税均衡点は、本報告の所得税均衡点と全く同一の点である。したがって所得税と消費税の優劣判定という形で導出された本報告の帰結は、法人税と消費税の優劣判定の帰結と同一となり、あらためて法人税・消費税優劣の問題を設定する必要はない。もちろん政府の徴収する所得税収入と法人税収入との和が、消費税収入に等しいならば、所得税+法人税と消費税との優劣判定の結果も本報告の結果と同一となる。それゆえ本報告は、法人税を全く無視するものではない。(i) 本報告は、報告時間節約のため、政府の徴収する税収入が凍結され、問題の社会に支出されないと想定したが、この想定は、本報告の分析に特に必要なものではない。必要な想定は、どの課税システムから徴収される税収も、同一額であり、かつ同一の支出形態をとるということだけである。したがってたとえば税収入をただちに消費者に返戻すると想定してもよい。この想定のもとでは、所得税賦課——両商品需給不均等——両商品価格下落——産出量不变というプロセスは生じない。それゆえこのプロセスに特にこだわる必要はない。(ii) 企業と直結する個人と賃金受領者の taste は、能勢氏の指摘されているように異なつていて、あるうし、本報告も各消費者の taste の同一性は廃除している。しかし商品 X、Y は任意であり、X を必需品、Y を贅沢品と想定する必要はないから、前者の無差別曲線の形状が急で、後者のそれが緩やかであると述べることは無意味である。また企業に直結する個人の貨幣所得は、労働所得と企業所得からなり、賃金受領者のそれは、労働所得のみからなると考えられる。それゆえ所得税を各個人

に課するとき、所得税は、労働所得のみならず、企業所得にも賦課されることとなる。この意味で企業と直結する個人を特に考察するトスレバ、能勢氏のいわれる企業活動も分析内に取り入れることができ、その分析は本報告で示した一般理論の *special case* と考えることができる。しかし誤解してならないことは、本報告の分析で使用した無差別曲線が、個人の無差別曲線ではなく、企業と直結する個人、賃金受領者等々、社会を構成するすべての個人の無差別曲線を Scitovsky の構成方法によって aggregate した社会無差別曲線であるということである。したがつてその形状の緩急は確定することのできないものであり、本報告で示した各ケースがあるといふといふだけである。

(二) 本報告の分析は、所得税と消費税の優劣判定に関する一般理論であり、所得税が、賃金、利子、地代、配当、キャピタルゲインのどれに課せられるものであつても、また消費税が、贅沢品、必需品、のどれに課せられるものであつても、一般的に妥当する。そして所得税の任意の一課税と消費税の任意のそれとの組み合わせに対し、優劣を判定しても、本報告の帰結と同一のものが導出され、この意味で、課税システムを具体化しても特別の含意は生じない。さらに個人を企業家と労働者に分類することによっては、本報告の主題に関するかぎり具体化を行なつたということにならない。

(三) 消費税の消費者への全面転嫁は、本報告において、前提されている。しかしこの想定を廃止して、容易に議論を一般化することができます。消費税が後転するとすれば、終局的には、消費税は、労働者に転嫁する。これら労働者の無差別曲線もまた社会無差別曲線の一構成要素をなすものと考えれば、本報告の分析およびその帰結は、そのまま妥当する。

(なお本報告の詳細については、「厚生判断基準の応用——所得税か消費税か——」広島大学政経論叢第十一卷第三号一九六一年十二月を参照していただければ幸いである。)

ア基準により、消費税可と判定されたとしても、労働者グループでは、利得労働者が損失労働者を補償することができます、したがつてカルドア基準により、所得税可と判定されることもあるであろう。これらの判定からさらにわれわれが論じなければならないことは、企業家グループの余剰が、労働者グループの全体の損失を、補償して、なお余りあるか否かということである。補償してなお余りあれば、カルドア基準により、消費税が優り、損失があれば、所得税が優ると判定されることになる。一般的厚生への合成を予定しないで、企業家グループと労働者グループに分けて論じるかぎりでは、優劣判定の帰結は無意味であり、一般的厚生に合成されてはじめて意味をもつてくるのである。個人を企業家と労働者に分類することによっては、本報告の主題に関するかぎり具体化を行なつたということにならない。

ア基準により、消費税可と判定されたとしても、労働者グループでは、利得労働者が損失労働者を補償することができます、したがつてカルドア基準により、所得税可と判定されることもあるであろう。これらの判定からさらにわれわれが論じなければならないことは、企業家グループの余剰が、労働者グループの全体の損失を、補償して、なお余りあるか否かかということである。補償してなお余りあれば、カルドア基準により、消費税が優り、損失があれば、所得税が優ると判定されることになる。一般的厚生への合成を予定しないで、企業家グループと労働者グループに分けて論じるかぎりでは、優劣判定の帰結は無意味であり、一般的厚生に合成されてはじめて意味をもつてくるのである。個人を企業家と労働者に分類することによっては、本報告の主題に関するかぎり具体化を行なつたということにならない。

# 経済成長とナショナリズム

杉浦英一

（愛知学芸大学）

経済政策との関連に於て、国家の役割が重視され出してから久しい。しかし、その場合とり上げられる国家は、ケインズ以来伝統の *deux ex machina* であり、合理的で全能な無人格の調整者として行動するものと考えられている。

すでにこうした見方に対しては、スウェーデン、イートンなどにより、国家の階級性の問題として批判され、国家もまた一人の登場人物に過ぎないという視角が提出されている。わたしがここでナショナリズムとの関連に於て国家の問題を考えようというのも、階級性の問題をふくめて国家そのものの性格に立ち入って、人間のつくり上げた制度としての諸特質、その不完全性・不安定性・非合理性にまでさかのぼって、そうしたものとしての国家の役割を考えてみたいからに他ならない。

ロストウの『経済成長の諸段階』に於ては、ナショナリズムが経済成長の諸段階に対置される形でとり上げられている。成長とナショナリズムの間に一般的な関係を打ち立てるには危険であるが、一方、ロストウのように、成長とナショナリズムを静態的に對置することにも不満がある。わたしはそれをナショナリズムの要求、ナショナリズムへの要求、および、その実現の条件の組み合せという形

に整理し、問題をフレキシブルな方向に展開してみたい。  
わたしのロストウに対する第一の不満は、エリートの位置づけにある。

わたしは新しいエリート層を単に「近代的な独立国家、民族国家の創造に賭け、その共通の確信で團結し」、「より多くの金をつくるためではなく、伝統的社會が外人による屈辱から彼等を守るために失敗し、また失敗する危険があるが故に、伝統的社會を根絶やしにしよう」（ロストウ）と行動するという風には受けとれない。結論を先に云えば、ロストウは因果を逆に見る誤りを犯している。

ロストウが云うように、*Xenophobic*（外人ぎらい）ということが、ただの生活感情以上に、現実の經濟行動に於て果してどれだけエフェクティブな役割を果すであろうか。さらにまた、反抗的ナショナリズムが単にそうした生活感情の延長線上に於てのみ起るものなのであろうか。

アメリカにはプロテスタンントというエリートがあり、また先進国に対する競争意識・対抗意識があつたこともたしかであろう。しかし、そのアメリカがテイク・オフしたのは、そうした反抗的ナショナリズムによるものなのだろうか。いや、アメリカに反抗的ナショナリズムへの要求、および、その実現の条件の組み合せという形

ナリズムと呼べるもののが存在したであろうか。

アメリカやオーストラリア、カナダなどを、ロストウはborn free（生れながらに自由）の国と呼んでいる。そうした諸国に、エフュケティブなナショナリズムが存在するか否かという疑問である。それらの国々のエリートは、ナショナリズムとは関係なく、シニムペーターリー的な新結合という純粹な企業者活動を営むことによって、その新結合に必要な限りに於ての社会的基盤の整備を行うことによつて、テイク・オフしたのではないだろうか。

ロストウは、テイク・オフ出現の条件を次のように考えている。  
1、権力・地位へのありきたりのルートが、伝統的社會によつて否定されていること。

2、彼等に物質的利益・政治的権力の獲得を許すほど、伝統的社會が弱体化していること。

この条件の中には、エリートと、ナショナリズムとの関連を解く鍵が隠されているのではないだろうか。

これらエリート層が、他の人々をナショナル・インタレストで方指向づけ、強制し呪縛して動かすということは考えられるが、そうしく鍵が隠されているのではないだろうか。

つまり、こゝでは、エリートがあくまで主体であり、エリートの権力獲得という要求に従つて、様々の方途が選ばれるにすぎない。エリートのためにナショナリズムがあるのであつて、ナショナリズムのためにエリートがあるのではない。

ただ社會がそうしたナショナリスティックな方向づけに従つて動き出した場合、エリート自身もちろんその方向に努力することになる。その方が権力保持に有利でありプラスになるからに他ならない。

エリートは複合的な集團である。ロストウは、過渡期の結託と呼んで、日本の場合のサムライと穀物商人の結びつきを例にあげる。政治権力を追求する者、物質的利益を追求する者と、様々の利害の担い手たちの混成集團で、それぞれの要求実現の手段が民族國家の建

ばならない。それは、ただ国内的な権力者交替とはちがつた強い心理的効果も國民の上に及ぼし、その支持を得るであろう。

旧勢力と植民勢力との結合が強いところでは、ナショナリズムは先進国に対してコーンの云う「反撥的接触」の形をとり、結合が弱いか無い場合には「受容的接觸」となる。日本のエリートの場合が後者であり、その意味では、「明治官僚の開明性」は当然のことと言える。

旧勢力の破壊は徹底的に行われることが必要な場合もあれば、日本の場合のように、實質的に旧封建勢力を倒し乍ら、封建社會のフレームワークそのものは温存し借用するという形をとることもある。そうした半封建的構造の方が、自らの権力の絶対化を図るために有利と判断したためである。

設という目標に一致したわけである。

この目標が達成された後には、当然、分裂が起る。軍人は対外進出に、政治家は中央集権の強化に、商人は経済発展に、とコースが別れる。ロストウの云う三つの方法の選択の問題は、このエリート層の分解に対応するものと考えられる。

もちろん分裂とは云うものの、結託を残した上で分裂である。

エリート層全体の立場は、それぞれが完全に分裂するほど強くはない、また相互に連繫を保つた方がそれぞれの目標に近づくにも遙かに有利であるからである。

次に、エリート層に対応するものとしての大衆の動向を見てみねばならない。エリート層の要求が強力に実現されるためには、それが大衆の要求と一致することが必要である。もちろん方向づけをするわけはあるが、そういう方向づけを単に強制されたものとして受けとるのではなく、自然発生的に受け容れることがのぞましい。この点に於て、ナショナリズムは有効なアピールとなる。ミルダールの指摘するように、後進地域の大衆（後進国の中でも、先進国の孤島のような地点をのぞく、大部分の国民）は、国際的不平等・地域的不平等の二重の落差の中に置かれている。そして先進国との接触を通じてその落差を意識し、また後進国の経済発展が高まるにつれて、ますますその落差の大きくなるのを感じる（事実、後進国内の地域的落差は増大する傾向にある）。

国際的不平等・地域的不平等の二重の落差を克服して生活水準の上昇を計るために、それを生み出しているところの植民地支配を排除しなくてはならない。それが彼等の日常的な要求である。

被支配感・屈辱感から解放され、二重の落差を越えて、先進国・先進地によってデモンストレイトされた消費生活に近づこう——それは大衆の素朴で切実な要求である。

動機は異にしながらも、エリート層の方向づけは、その意味で大衆の日常的な要求に一致する。こゝに国民的・一体感が生れ、ナショナリズムは要求実現への強い原動力に成長する。

経済社会の発展について、このエリート層と大衆との関係も変化する。大衆の上層に遊離し働きかけていたものが、大衆の中に組みこまれる。

カーリーはそれを「大衆が国家の中に編入され」、「国家が社会化した」という表現をとる。カーリーの云うナショナリズムの第三期（一九一四—一九三九）の大きな特色である。

ミルダールの『福祉国家を越えて』の中では、それは権威主義的国家 authoritarian State が自由主義の時代 liberal epoch を経て、組織的国家 organisational State の段階に突入したことになる。

国家は様々の利益集団（消費者をのぞいて、広い意味での生産者の集団）に要求をつきつけられて干渉にのり出す。そうした集団間の団体交渉の枠またはアンパイアとしての機能を営むことになる。権力者層はそれと最も密着した利益集団にとり巻かれるから、そうした諸要求の中での調整者の役割を果す。指導者層がその中に機能的に織りこまれ織りなされているという意味では、国民的統合 national integration が完成したといえる。

そして権力そのものは強化されながらも、地方自治体や諸交渉団

体の交渉力に分散される結果、国家による方向づけということが機敏且つ強力には行われぬ体制となる。

そうした国家に於て、まず大衆は政治力を得たことにより、経済的利益の獲得も要求するようになる。労働移民に反対して賃金を確保し、産業保護・関税障壁による保護によってその職域を確保し、進んでは海外市場の拡大をも欲するような、かなり積極的な要求をナショナリズムに対して抱く。

カーナ「社会化された国家」に於て以上のような要求が挙げられるが、一方、ミルダールの場合には、そこに到達された国家は、国内のあらゆる成員の経済的進歩・安定・自由・機会均等を保証する方向にある福祉国家ではあっても、それ故に、その国民が国際協力について無関心という状態が生れる。国際問題については直接に利害があるわけではなく、ストライキに匹敵するような裁定のきめ手があるわけでもない。また他国の将来の態度の一貫性については不確定性・不安定性があつて予測が困難である。さらにまた、他国の衝撃やスキャンダルは流布しやすく受け入れやすいという心理的欠陥もある。

この結果は、消極的ではあるが、ナショナリストックなムードを支えることになる。これらのこととは、指導者層と密着する階層の利益ともおおむね一致する。こうして指導者層は権力保持のためそした要求の中に織りこまれ、ナショナリズムは破局的に成長することになる。その限りでは、国民一体感の支えがあるからである。

さらに加えて、指導者層（エリートという言葉に代える）は、それ自身の固有の要求実現のために、ナショナリズムを戦略的に採用

する。税負担増加を押しつけるためにも、人心の支持を得るためにも、国内改革の要求から身をそらすためにも、ナショナリズムは恰好の手段となる。また、アメリカの保護貿易主義の如く、彼等自身に近い特定の利益集団の利益要求にも屈することになる。

以上の傾向を延長すれば、いかなる結果が生じるであろうか。

ナショナリズムの採用は、たしかに短期的には、それらの経済的要求を実現させるかも知れない。しかし、投機業者が国際原材料価格の変動をよろこび、その安定を欲しようとした動きを続ける限りに於ては、それはやがて後進国の輸入能力を圧迫し、先進国の貿易全般を不振に陥れかねない。モノカルチャーア構造を強制して後進国成長を制約すれば、やはり同様のはね返りが起つてくるであろう。国際機関内の不乗気をもふくめ、先進国側が後進国の経済要求を斥け続けることは、武力行使に限界のある今日、もはや不可能であろう。しかも、先進国にとって後進国との経済関係を断絶することは、あらゆる意味に於て不可能である。ナショナリズムを放棄し、後進国と折り合わなければ、先進国の経済要求は実現できなくなるであろう。

後進国側に於ても事情は同じである。ロストウの指摘したティク・オフ及びその予備段階に於て反抗的ナショナリズムが介在する事は今日に於ても或程度妥当するであろうが、問題はむしろ、その経済的 requirement実現という点からナショナリズム採用の効果を吟味することである。

極端にナショナリストックな態度は、外資に逃避され、生産財輸入を不可能にするであろうし、経営・技術面での縛引揚げという事態

になれば既存の設備の効果的運営も困難となるであろう。

また後進国間の関係についても、権力確保の安易な手段としての地域的（武力）進出は、国民の経済的要求の真の解決とはならない。小さな国内市場、乏しい資本蓄積、乏しい経営・技術の供給をカバーするためには、国境を越えての共同市場・共同計画化の方向にこそ進むべきであろう。

相互孤立を排し、後進国同志団結することによって、先進国に対する交渉力も強まると云える。

「階級の諸要求を、国家という単位集団の中では充たし得ない。諸国家がこの目的に照して容認し得る単位集団、便利な単位集団でなくなっている」今日、成長という経済的要求実現のために、國家という枠自体に再検討の眼を向けなければならないであろう。

質問（愛知学芸大学 松浦茂治）

① ナショナリズムの概念規定を明確にする必要がある。これが弱いため報告の中心がはつきりしないのではないか。

② 報告は成長段階をまず考え、その各段階においてナショナリズムを吟味していくとする態度をとつておられるが、この他に、その時における政治的・経済的国際情勢ということを十分に考えていかねばならないのではないか。

③ 経済的ナショナリズムの克服という項目が報告要旨には掲げられているが、これに対する報告者の考え方が明確に述べられなかつた。これは大切な問題であるので、もっと明確にされ度い。報告者がふれられたミルダールはこの点について言及しているが、報告者はどう思うか。

答 ② 御説のとおり。

③ 経済ナショナリズムの克服は、長期的に見れば、貿易規模拡大というルートを通じて先進国の経済成長にとつても利益となる。また後進国側の多数国計画化による交渉力強化は、後進各国の経済成長にとつてもプラスとなる。ミルダールはそのように見るのであるが、政策的には後者の交渉力の強化が、前者のナショナリズムを抑制することも考えられる。

質問（成城大学 松坂兵三郎）

(1) 経済の発展を国民所得の増加、ナショナリズムを民族を至上とする国家主義と解する場合、国家ないし民族資本が所得造出効果を主として發揮すると説かれるのか、またはそういうこれまでの所得分析的視点から離れて、ナショナリズムそのものの発展トレーニングとしての役割りを強調されるのか。

(2) 発展トレーニングとしてのナショナリズムの意義も結局は、民族の生産・消費のビハイヴィニアとかインタレストを通じて理解されるのではないか。

(3) 経済ナショナリズムの克服とは、モノカルチャリズム的、保護主義的貿易政策から、むしろ国際的・多角的な自由貿易主義の政策が問題となるよう段階に来ている、という意味なのか。

答 (1) 後者に主眼を置いた。

(2) 御説のとおり。

(3) 自由貿易主義への手返しの復帰ということではなく、後進国側の経済成長に役立つ経済構造を許容し育成するということ。それが長期的には先進国の利益にもなるという考え方で、その意味で

は先進国側の一方的利益にもとづくモノカルチニア構造は修整さるべきだと思う。

質問（竜谷大学）

百々和

一 報告者は、ロストウとミルダールのナショナリズムについて述べているが、この両者の、ナショナリズムについての取扱い方には異つた点があるのでないか。ロストウは主として経済発展のテイクオフ段階におけるナショナリズムの積極的作用を問題とし、ミルダールは、福祉国家における経済ナショナリズムが世界経済の発展の阻止要因となつていて点を指揮しているのでないか。

二、だから、ナショナリズムを一つのイデオロギーとしてとらえ、それが経済成長に対して、促進作用をする場合と、阻止作用をする場合について分析を進めるという方法の方がよくはないか。

答 結果的には御指摘のことが云えると思うが、ナショナリズムと経済成長とのかゝわり方のメカニズムにまず照明を与えるようというのが本報告のねらいであり、ミルダールもロストウもその点から整理した。

質問（関西学院大学）

金子弘

一 エリートの役割を強調しそぎて国民、民族が全体として動く点が軽視されている嫌いがある、尚エリートが如何なる社会層から生れるかを考るべきである。

二 ナショナリズムの概念についてはそれが如何なる時代と、如何なる社会情勢の下に抬頭したかを考るべきである。

答 ナショナリズムは、エリート層によって戦略として採用されるが、そのナショナリズムがエフェクティブに作用するには、当然、御指摘のように、国民を全体として動かすことが必要であり、その条件は後進国・先進国それぞれの状況に応じて異つてくる。

質問（中央大学）

加藤寿処

① 御報告によると低開発国の経済ナショナリズムの克服は、ミルダールの主張する国際経済的方向でなされるとの由であるが、そうすると、ナショナリズムの「エリート」分析とは、如何なる理論的関係があるのであるのか。即ち、経済ナショナリズムは克服されたとしても、御報告によるところの「エリート」は当該国家権力メカニズムに座したまゝになるのではないか。だとすると、その場合の「エリート」の質は、プレ・コンディションにおけるものと同質なのか、異質なのか。

② ナショナリズム分析の中心ポイントに「エリート」を置かれたが、「エリート」を中心としたような所謂ナショナリズムの政治論的分析と経済的ナショナリズムを如何に結びつけて考えられておられるのか。

③ 「エリート」分析によるナショナリズムは、プレ・コンディシヨンからテイク・オフにいたつた時に、どのように解消するのか。即ち、今日の低開発諸国が継続的・安定的経済成長にたどりたる場合に、「エリート」分析によるナショナリズムは、どのような型で継続的・安定的経済成長と理論的に結びつくのか。

答 ① エリート層にとつてナショナリズムの採用だけがその権力保持に役立つわけではない。ナショナリズムはもつとも安価で手つ

とりばやい方法であるが、それ以外にも、ロストウの指摘するように、経済社会の近代化・中央集権の強化などによって自己の地位の安定化を図ることができる。

(2) エリートの権力保持の要求が、諸階層の対外的な経済的 requirement によって充たされる場合に、経済ナショナリズムが採用される。

(3) テイク・オフが終つて安定的成長がはじまれば、経済は一般的には自足的に成長し、ナショナリズムへの要求はエフェクティブではなくなる。

#### 質問 所属機関 (一橋大学 板垣与一)

○私の発言は質問ではなくコメントであります。只今議論になつてゐるナショナリズムの定義に関してであります。私の考えではある程度共通の定義が可能であると思います。すなわち、ナショナリズムとは、民族に基礎をおいた国家を至上のものと考へて、その国家のナル・インタレストを中心として、政治的、經濟的、文化的な三側面における形成を求める思想と運動の全体をさして、と理解してよいのではないか。ナショナリズムの発現形態は複雑多様があるので、一義的な定義は不可能又は困難のようにみえるけれども、一般的規定としては以上の如く理解してよいのではないか。ただ問題なのは現実の種々なる発現形態を歴史的發展過程において統一的に把握するためには、やはり段階理論的思考が必要であり、その意味でロストウは経済成長段階にひつかけてナショナリズムの問題を問題にしたと思う。成長のある段階ではリアクティヴ・ナショナリズムがまたある段階ではアグ

レッシングなナショナリズムが発現とする、すなわちあなたのいわれる「必要条件としてのナショナリズム」と「選択条件としてのナショナリズム」が発現すると考えれば、段階理論的にそれぞれ位置づけられて統一的な解釈が可能になるわけである。したがつてナショナリズムの定義とその形態的変化を統一に把握するためにも段階理論的アプローチの意義があると思う。

## 段階理論の政策論的意義

—後進国開発理論に関する方法論的反省—

板垣与一  
（一橋大学）

### 一 課題の設定

後進国開発理論に関する最近の学界の動向を総観的に眺めてみると、その問題意識の深化においても、また接近方法の洗練においても、格段の進歩を認めることができる。そしてこのような方法論的反省の帰結として共通に指摘しうる一事は、純粹経済学的アプローチにおいても、社会経済学的ないし政治経済学的アプローチにおいても、段階理論的思考方法の重要性が次第に認識されつつあるということである。

後進国経済発展の基本的問題点が、それまで静止状態があるいはきわめて緩慢な変化をしか示さない停滞状態から、いかにすれば急速にしかも持続的に発展する経済状態へ引き上げることができるか、という問題にあることはいうまでもない。この問題にふくまれた全意義を正しく理解すれば、問題の解決にとって重要なのは、停滞から発展への過渡期における段階的移行を可能ならしめる一連の戦略と政策の体系は何か、ということに帰着するであろう。そしてこのような戦略と政策の体系を基礎づける思考方法は、必然的に多かれ少なかれいわゆる段階理論的思惟形式に依存せざるをえないこ

となるのである。

停滞から発展への段階的移行の問題は、戦略課題としては、局面（phase）から局面への不連続的ないし不均齊的局面移行の問題をふくみ、さらには政策課題としては、体制革命（資本主義体制から社会主義体制へ）をふくむ段階から段階への不連続的ないし飛躍的段階移行の問題をふくむものと理解されなければならない。このような観点からみた後進国発展の政策理論は、一定の歴史的に与えられた社会経済体制（たとえば植民地的社会経済体制）を前提とし、たんに局面から局面への継起的移行のみならず、さらに体制から体制への段階的移行をもふくむ歴史的実践的形成の理論たることを志向しなければならない。もしこのような課題設定の方向に誤りがないとすれば、われわれは、ここで改めて段階理論的アプローチ（stage theory approach）の現代的適用について想いをひそめ、その政策理論的意義を正しく把握しなければならない。

(1) 私がここで戦略と政策とを概念的に区別して用いようとするのは、戦略（strategy）とは一定の体制のフレーム・ワークの中で、局面から局面への移行を最も効果的におこなう実践的方法と考えるのにたいして、政策（policy）とは、戦略がそ

のなかおこなわれる体制それ自体を変革して、さらに他の新たなる体制への段階的移行を最も効果的におこなう実践の方策を考えるからである。

両者に通ずる共通的なるものは、局面移行とか段階移行にくまれた「不連続的跳躍」(discontinuous jumps)という発展的自己否定の概念であるが、戦略はあくまでも実践的選択の「技術の体系」であるにたいして、政策は実践的選択の「価値の体系」である点で、両者は全く異なる。価値の体系は技術の体系を内に包み、戦略目標は政策目的によつて限定せられる。われわれが戦略と政策とのあいだに、このような相互関係を規定しうると考へるのは、発展過程という歴史的時間の流れにおいて、戦略の場としての局面よりも、政策の場としての段階がつねにより高次の概念として理解せられるからである。

## II 段階理論的思考の再認識

これまでの経済学説の発展史を顧みれば、経済発展段階説は、あらゆる時代、学派を通じて、その文脈や役割において異なるとはいえ、決して無縁のものではなかつた。ことに歴史学派と呼ばれる人々によつて、少なからず大きな体系構成的な意義が、発展段階説に与えられたことについては述べるまでもない。しかしながら、これらの人々にあっても、段階理論的思考方法そのものに関して、つねに確固たる方法的自覚があつたかどうかはきわめて疑わしい。そのため学者の数と同じだけの段階説が唱えられたり、それに関する末梢的と思われるほどの種々なる論争の種が蒔かれることになつた

のも理由のないわけではない。

およそ段階理論的思考の核心や本質をつかむ場合には、次の諸点についての明確な認識態度が必要である。第一に、種々なる経済段階の設定とか分類は、或る特定の経済の継起的発展の諸形態を研究するための手段なのか、それとも諸経済形態の比較のための手段なのか、言いかえれば、いわゆる発展法則を問題にしているのか、それとも体制比較を問題としているのか、という問題である。第二に、これらの諸段階は、あくまでも事実としての歴史的生起に基づき、そのダイナミックな形態変化の諸側面の分析を容易ならしめるために工夫されたいくらか図式的な提示なのか、それとも本質的に類型比較のための理念的構築物なのか、換言すれば、いわゆる実在型 (Realtypen) としての段階なのか、それとも理念型 (Ideatypen) としての段階なのか、という問題である。第三に、段階理論的思考は、発展ないし変革を起すところの意味ある諸要因 (relevant factors) とくに経済発展の或る段階から次の段階への過渡的移行を決定する諸要因と、それらの相互作用関係、ならびに過渡的移行の諸形態を確めるために有用な思考方法なのかどうか、という問題である。

第一の時代分け (Periodisierung) に関する視点の問題についても、また第二の実在型対理念型に関する概念構成の問題についても、これまで歴史家と理論家とのあいだにはげしい論争があつたし、それはそれとして吟味るべき問題をふくむことは認めなければならない。しかし第三の問題こそ、発展問題への実践的関心からみて、われわれにとって最も重要な問題である。もつとつこんで

いえば、そもそも発展段階的アプローチの本質は、歴史的生起の共通性や個別性を選別して比較のために役立つ類型を確定することではなく、或る段階から次の段階への過渡期にはたらいている諸要因や、過渡的移行の構造変化に関して、明確な実践的形成的な政策論理として役立つところにあるといわねばならない。この点に関して、これまでの方法論的反省は必ずしも十分であったとはいえない。

この意味において、フリードリッヒ・リストの段階学説は、ロッシャーからシュモラーにいたるまでの歴史学派の諸段階説とは異なる独自の意義をもっている。リストの経済学説の全体系は、「国民的生産力」(Nationalproduktivkraft) の概念を中心として展開せられたところに、その一つの重要な特色があることはいうまでもないが、それにもまして重要なことは、国民経済発展の或る段階から次の段階への移行の実践的過程の方法論として、彼は発展段階理論を構想し、これを政策理論の支柱として適用したことにある。彼の段階論は、たんなる発展の形態論でも類型論でもなくして、段階から段階への移行過程に関する主体的な形成論(Gestaltungslehre) の性格をもっていた。

リストの段階説は『国民的体系』(Das nationale System der Politischen Ökonomie, Stuttgart, 1841) においては五段階(未開、牧畜、農業、農工、工商)、『自然的体系』(Le système naturel d'économie politique, Paris, 1837) においては四段階(自足、輸入、自己生産、輸出) の構成をもっているが、本質的には三段階(すなわち農→農工→工商段階、または自足・輸入→自己生産→輸出段階) の構成をもち、段階的移行の焦点は、いかに

すれば第一段階の停滞的農業段階から、第二段階の発展的農工段階に移行することが可能となるか、という問題であった。そしてこのような段階移行の政策的手段として、「育成的保護関税」(Erziehungsschutzzoll) 制度の有用性について述べたのである。したがってリストの保護貿易政策の理論は、たんなる保護のための保護ではなく、国民的生産力の段階的発展のための移行過程における自己否定的実践論理を、そのうちにふくむものとして理解されなければならない。すなわちこの場合、保護とは不連続的跳躍のモメントムを含意しているのである。このような意味で、リストの段階論的基本認識は、歴史的実践的形成論理としての段階理論の本質に徹したるものとして、その意義を高く評価されなければならない。

ただしかしここでリストの学説を、その現代的意義に照らして再評価するとすれば、リストの保護貿易理論は、十九世紀的西欧後進国(2)の経済発展の政策論理としては妥当したが、二十世紀の現代において問題となっているいわゆる植民地的後進国(3)のそれとしては限界があるということである。なぜなら、十九世紀的世界經濟環境は二十世紀的のそれとは異なり、また西歐的後進国は今日の植民地的後進国とは異なるがゆえに、過渡的移行の政策手段は、たんなる貿易流通面における保護措置のみでは十分でなく、さらには体制転換や体制改革の問題にまでおよばなければならぬからである。しかし、そのような限界は十分に認めるとしても、リストの段階論的思考そのものは、今日の後進国の発展の問題を考察する場合にも、きわめて示唆に富むことを承認しなければならない。

(2) 経済発展段階理論の本質規定に関する私の解釈や、リス

ト段階理論にたいする私の評価については、拙著『政治経済学の方法』（新版）（勁草書房昭和二六年刊第二部第三章「経済段階理論の問題とその展開」）をみよ。

また外国文献として参考に値するものは、*トマスのドイツGeschichtsstufen*, Leipzig 1933, pp. 93—117. 最近のものとして、Bert F. Hoselitz: "Theories of Stages of Economic Growth," *Theories of Economic Growth*, Ed. by B. F. Hoselitz, The Free Press of Glencoe, III. 1960. pp. 193—238.

(3) 十九世紀的国際貿易環境と二十世紀的それとの比較の観点から、後進国の経済発展の問題を取扱つたマルクセの次の講演集は、この問題に関する代表的文献である。Ragnar Nurkse: *Patterns of Trade and Development* (Wicksell Lectures 1959). Stockholm, 1959. 62pp. (大畑弥七訳『R・マルクセ外國貿易と経済発展』ダイヤモンド社昭和三五年)

### III ロストウ経済成長段階説の再吟味

最近ロストウは、新しい経済成長段階説<sup>(4)</sup>を発表して学界の注目を浴びた。彼は経済史的観点と経済理論的観点との綜合の立場に立て、先進国も後進国をもぐる全近代世界の歴史的発展過程を、経済成長という観点から五段階に体系づけ、もってマルクシズムの唯物史観に挑戦する新しい政治経済史観を提唱した。いまわれわれは

彼の段階学説の全体系にわたる紹介と検討を試みる必要はなく、むしろわれわれの問題意識にとって重要な論点についてのみ再吟味を試みることにしよう。

ロストウの段階学説の第一の特徴は、段階的移行の政策理論として構想せられてゐる所である。彼の段階概念が「法則的必然」としてのそれではなく、「政策的選択」としての性格規定が与えられているからである。この問題は、たとえば帝国主義概念論争において、マニンの立場にたててホブソンやカウツキーの立場に帰える問題点をふくみ、唯物史観にたいする決定的な挑戦を含意するが、人間観、社会観、国家観、歴史観を異にするロストウの立場を是認すれば、彼の段階概念の政策論的規定は十分に意味あるものとみなければならない。

第二の特徴は、ロストウが経済成長の五段階区分のなかに、いくに過渡的移行の段階をきわめて重要な一段階として位置づけてゐることである。彼の成長段階は、(一)伝統的社會(The Traditional Society), (二)過渡的社會(The Transitional Society), (三)離陸段階(The Take-off), (四)成熟段階(The Drive to Maturity), (五)高度大衆消費段階(The Age of High Mass-consumption) とこう五段階の構成をもつてゐる。右のうちロストウにとって最も重要な段階は、第三の離陸(テーク・オフ)段階であつて、社会がこの段階に入れば、もはや逆転や後退の危険もなく、古い障害や抵抗が最終的に克服されて、社会の正常な状態として、持続的規則的な成長が可能となる段階に到達したことを意味する。この段階から技術的成熟と高度大衆消費の二つの段階に進むこ

とは、たんなる時間と選択の問題であるにすぎない。したがって、これらのあとの三つの段階は、伝統的社會や過渡的社會にたいして、近代的社會 (Modern Society) にくまれる三段階ないしより正確にいえば、三局面 (Phases) であるといふことができよう。このように理解すれば、ロストウの五段階説は原理的には三段階説とみることができる。

したがつて段階移行の問題としては、伝統的社會の停滞段階 (The Stagnation Stage) から、過渡的社會の離陸のための先行条件段階 (The Preconditions Stage for Take-off) をくじ、近代的社會の持続的自律的成長 (Self-sustained Growth) 段階へ、いかにして移行しうるか。いかなる刺戟によつて、いかなる過程をへて、社會が昔ながらの停滞狀態を脱して、近代化への動態的過程へ移行することとなつたか。いかなる力が、いかにして、その過渡的社會を飛躍せしめて、規則的な自律的成長の軌道に乗せることになつたのか。これがほかならぬロストウの段階理論構成の問題意識であり、ここから過渡的社會の段階を、とくに第一の伝統的社會と第三の近代的社會をつなぐ第二の移行段階の問題として、独自の意義を附与したのである。發展段階説は歴史学派の固有の思考方法として、これまでいたの学説の展開をみたが、ロストウのごとく過渡段階の問題を意識的にとりあげて、体系の中に位置づけた人はない。この意味でロストウの新しい段階理論は、とくに過渡段階が最も重視さるべき後進國發展の政策理論にたいして、大きな意義をもつといえよう。

しかしながら、われわれの問題意識からロストウ学説を批判的に

眺めるならば、第二の過渡的段階において整備さるべきテーク・オフのための先行条件の問題が、結局は第一段階における伝統的社會の停滞要因の分析と無関係でないとすれば、そもそもここにいわゆる伝統的社會とは何かを、改めて問わなければならない。

われわれの問題意識にとって最も重要な一事は、伝統的社會は、少なくともその類型を異にする二つの社會に区別されねばならないということである。すなわち、一つは西歐社會のごとく植民地ではなかつた伝統的社會であり、もう一つは植民地的支配の下にあつた伝統的社會である。なぜなら、かつて植民地であつた伝統的社會においては、一般に伝統的社會に共通な停滞的な諸特徴のほかに、それが植民地であつたまざしくその理由にもとづいて、その社會の政治権力構造、社會經濟組織、文化価値形態の異質的、複合的、多元的階層が生まれ、これらの諸階層間に存在する「不平等化要因」 (disequalizing factors) の作用にもとづく対立、緊張、硬直化が、しばしば伝統的社會から過渡的社會への移行、さらには過渡段階から離陸段階への移行過程を困難ならしめ、あるいは甚だしく遅滞せしめる制約条件となつてゐるからである。植民地主義の支配下にあつた伝統的社會の停滞性と後進性は、ほんらい異質的複合社會におけるそれであつて、西歐社會のごとき多かれ少なかれ同質的社會におけるそれではないことを、根本的に認識する必要がある。

われわれがこの点を強調するゆえんのものは、過渡段階における具体的な政策努力の意義を正しく理解するためにも必要不可欠である。今日過渡期にある異質的複合社會としての植民地的後進國の諸政府が、なんらかの形において着手しましたは推進せんとしている国

有化 (nationalization) 政策は、外国大企業、大農園、大商社、大銀行の独占的支配からの解放、すなわち不平等化要因の除去を求めているのである。また土地改革および協同組合の推進は、東洋外国人（華僑、印僑）の金貸業者、仲介業者の寄生的搾取からの自由への努力である。一言でいえば、「排外化」 (de-alienation) 政策による「国民的経済的統合」 (national and economic integration) が、そのねらいである。いずれにしても、このようない連の国内的不平等化要因の存在が、後進土着社会の内部からの自主的自発的発展の潜在的可能性を阻止した有力な原因であり、植民地的伝統社会の停滞的後進性の性格が、決して単純なものでないとを知るべきである。そしてこのことが植民地的伝統社会の近代化への過渡期における様相を複雑にし、テーク・オフのための先行条件の整備を困難にしている根本原因なのである。

したがって、植民地的後進国の過渡期における先行条件の整備は、ロストウのいうとき、たんなる道路、鉄道、港湾、電力、灌漑、教育・衛生施設などのいわゆる社会的間接資本や外部経済の整備をもって事足れりとするわけにはいかない。そのほかに、植民地的社会経済構造の内部にひそむ不平等化要因の除去を必要とし、そしてこの必要が、植民地的体制から国民的体制への「体制転換」の問題につながり、さらには、しばしば資本主義的体制から社会主義的体制への「体制革命」の問題さえ誘発するのである。ロストウが共産主義を、テーク・オフのための先行条件を効果的に組織化する課題に失敗した過渡的社會が罹り易い「一種の過渡期の病患」<sup>(6)</sup> (a kind of disease of the transition) ふ呼んだのは、いかに

もロストウらしい表現であるが、この間の消息を示唆したものにはかならない。

このように過渡期における一切の政治経済問題の性質を正しく理解するためにも、伝統的社會の明確な性格規定こそ、最も肝要であるといわなければならない。この意味において、ロストウが伝統的社會の性格を、多かれ少なかれ西歐的な同質社會的後進社會と同一視したことは、彼の成長段階理論の射程距離を、いちじるしく制限することになったのである。われわれは一方において、ロストウの段階理論のメリットを正しくつかむと同時に、他方において、これを新しい観点から鍛え直し、もつて後進國の歴史的実践的形成の新しい開発政策理論の思惟形式として展開しなければならない。

(4) W. W. Rostow: *The Stages of Economic Growth: A Non-Communist Manifesto* Cambridge, 1960. 179pp.

(木村健康他訳『經濟成長の諸段階』ダイヤモンド社昭和三六年刊) ロストウ学説にたいする批判論文としてばくりのものが、Kenneth Berrill: *The Problem of Economic "Take-off"*, Data paper presented at the Round Table Conference on Economic Development with Special Reference to East Asia, 2-9 April 1960, at Gamagori, Japan (mimeo) 19pp. (これは經濟史家の立場からロストウ学説の全面的批判を試みたものとして注目すべきものであるが、しかしびりの批判の論点は、ロストウからみて、われわれの問題意識からみても、本質的なものではな

邦文の紹介批判のものとしては次のものがある。木村健康「ハルシチヨフの挑戦への回答—ロストウ教授の『平和共存の経済学』—」朝日ジャーナル昭和三四年一〇月四日号。小浪充「ロストウの成長論」世界経済一九五九年一〇月号、拙稿「ロストウ史観における戦争と平和」東洋経済別冊（四季刊）第二号昭和三五年新年号。瀬尾美巳子「米ソ経済成長の問題点—ロストウ・モデルの吟味—」世界経済評論一九六一年四月号。

(5) 段階としての帝国主義か、政策としての帝国主義かの概念論争については、拙著『世界政治経済論』新紀元社昭和二六年刊（第三章「帝国主義論の諸類型」参照）。

(6) Rostow: *op. cit.*, p. 164.

#### 四 結論

段階理論の本質は、歴史の全過程についての普遍史的考察にあるのではない。またたんなる比較のために歴史的過程の相似性や規則性を発見せんがための歴史的形態認識の理論的補助手段でもない。問題は過去の歴史の時代区分ではなく、将来歴史の実践的形成であ

る。過渡期としてとらえられた歴史的形成過程における段階的移行の問題を、いかにして歴史的地平的展望における内面的な実践論理としてつかむかにある。段階から段階への移行は飛躍なしにはおこなわれない。移行の内面的論理は、飛躍の、したがって発展的自己否定の形成論理の問題である。

弁証法はたしかに発展的自己否定の論理であろう。しかしわれわれの段階理論は弁証法の立場をとらない。それは、弁証法が歴史を、絶対的普遍の理念の自己展開の法則的必然として把握しようとするのにたいして、われわれの段階理論は歴史的発展過程を、あくまで相対的普遍ないし反省的普遍の形成的政策（*Gestaltungs-politik*）としてとらえようとしているからである。この意味において段階理論は実存的存在論（*Existenziale Ontologie*）の立場に立っている。それはともあれ、後進国発展の政策理論として、新たなる視点から段階理論を鍛え上げることは、現代の課題である。

(7) これについては、拙著『政治経済学の方法』第一部第一章「政策的認識の存在論的基礎」を参照されたい。